

SDGs に関する自発的国家レビュー (VNR)報告書(案)

内閣官房

外務省

目次

1. 巻頭メッセージ	1
2. 要約	1
3. 報告書作成方法	5
4. SDGs 達成に向けた日本のビジョンと取組の評価	6
(1)SDGs を巡る全般的な状況と SDGs 達成に向けた日本のビジョン	6
(2)SDGs 推進体制・国内普及の動き	7
(ジャパン SDGs アワード)	8
(外交に関する国内世論調査)	9
(SDGs 実施指針と SDGs アクションプラン)	10
(3)5つの重点事項と主な取組	13
重点事項①:持続可能な経済・社会システムの構築	14
(人への投資)	14
(GX・DX の推進を通じた新たな産業構造への転換)	15
(サステナブルファイナンスの推進)	15
(エシカル消費・消費者志向経営)	16
(地方創生 SDGs)	17
(AI を始めとした科学技術・イノベーションの活用)	19
重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現	21
(健康・長寿の達成)	21
(包摂的な共生・共助社会づくり)	24
(こども施策の抜本的強化と教育振興)	28
(ユース・若者の参画)	30
(ジェンダー主流化・女性の活躍推進)	39
(外国人との共生社会の実現)	41
(ビジネスと人権)	41
重点事項③:地球規模の主要課題への取組強化	43
(循環共生型社会とシナジーアプローチ)	44
(脱炭素)	45
(エネルギー・食料の安定供給確保と強靱な需給構造への転換)	48

（防災と国土強靱化）	48
（循環経済）	51
（食品ロス削減）	52
（汚染防止）	52
（海洋プラスチックごみ対策）	53
（生物多様性とネイチャーポジティブ）	53
（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）	57
重点事項④：国際社会との連携・協働	58
（開発協力大綱の改定）	58
（「質の高いインフラ」と「人への投資」による共創）	61
（国連を中核とする多国間主義の強化）	62
重点事項⑤：平和の持続と持続可能な開発の一体的推進	63
（国連平和維持活動）	63
（ソマリア沖・アデン湾における海賊対処への取組）	64
（HDPネクサスとWPS）	64
（法の支配の推進）	65
5. 各目標の達成状況	67
目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	68
目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	70
目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	72
目標4：包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組	77
目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	81
目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	83
目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	85
目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	86
目標9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	91
目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する	92
目標11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	94
目標12：持続可能な生産消費形態を確保する	97

目標 13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	99
目標 14:持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	102
目標 15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	104
目標 16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	106
目標 17:持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	109
6. 各ステークホルダーの評価と取組	112
(1) イントロダクション	112
(2) ステークホルダーによる17目標別評価	113
(3) ステークホルダーによる取組の評価	126
A. メディアの動向	126
B. 横断的課題(ジェンダー・ユース)	130
C. 各セクター別の動向	136
(4) おわりに	161
7. 今後の方向性	163

1. 巻頭メッセージ

別途調整

2. 要約

(1)日本の SDGs 達成に向けた取組を巡る全般的な状況

日本が前回の自発的国家レビュー(VNR)を実施した2021年から2025年までの間、国際社会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動、ロシアによるウクライナ侵略やガザ情勢など深刻な問題に直面してきた。また、日本の少子高齢化は世界に先駆けて進んでいる。生産年齢人口の減少は今後更に進むが、東京への一極集中の影響もあって地方の状況は一層厳しい。

(2)この4年間の日本の取組と評価

日本の強みは、持続可能な開発目標(SDGs)が社会全体に幅広く浸透し、多様な関係者がそれぞれの立場から積極的に SDGs 達成に向けた取組に関与していることである。上記(1)のような困難な状況の中でも、日本は国を挙げて SDGs 達成に向けた取組を推進してきた。

この結果、目標3(健康・福祉)、目標8(経済成長と雇用)、目標9(インフラ、産業、イノベーション)、目標13(気候変動)等で進展が確認された。その一方、目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)等では課題も確認される。

ア 持続可能な経済・社会システムの構築

(ア) 日本は、社会課題の解決に向けた取組を成長エンジンとして持続可能な発展を実現するための取組を進めている。次世代型太陽光電池の開発など様々な分野でイノベーションが進んでいる(目標9)。サステナブルファイナンス残高の増額等が示すとおり、金融における取組も進んでいる。経済的な豊かさとし力強さをもたらす原動力は「人」であり、「人」への投資を進めてきた。2024年には1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げも実現している(目標8)。

(イ) 厳しい課題に直面する地方自治体の間では、課題解決の指針としてSDGsを積極的に取り入れる動きが広がっている。全国1,788自治体のうち、1,190自治体がSDGs達成に向けた取組を推進している。

(ウ) 2025年大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした世界中の知恵が集結する知の交流の場である。その来訪者は、SDGsが実現された持続可能な経済・社会の在り方について考えるきっかけを得る。

イ 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

- (ア) 持続可能な経済・社会では、一人一人が豊かさとウェルビーイング(=身体的・精神的・社会的に幸せな状態)を実感できなければならない。日本の少子高齢化が急速に進む中で、年齢に関わりなく誰もが活躍でき、多世代が共に安心して暮らすことができ、高齢者の加齢に伴う心身の変化に対応できる経済・社会の構築が求められている。国民皆保険制度・医療システム、自治体、企業、民間団体等の取組もあり、健康寿命は延伸している(目標3)。一部地方自治体は、企業等と連携し、データと最先端の科学的知見を活用した先進的な取組を進めている。
- (イ) 持続可能な経済・社会の構築のためには、未来を担うこども・若者の積極的な関与が不可欠である。2023年4月には、こどもに関連する政策を一元的に推進し、こどもまんなか社会の実現を目指し、こども家庭庁が発足した。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症が世界的に広がりを見せる中、2021年、スポーツの力でSDGsを進めることを目標に東京オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)が開催された。東京2020大会の開催を契機に、バリアフリー法が改正され、多くの公共スペースで障害の撤去が更に進められた。民間団体により、障がい者を含む全ての人が使用者の視点で作るICTを活用したバリアフリー地図の整備も進められている。
- (エ) 女性活躍・男女共同参画は、持続可能な経済社会の実現に不可欠との認識は広まっている。女性の就業率や相対的貧困率等の状況については、基本的に横ばいまたは改善の傾向も見られる。その一方、2024年のジェンダーギャップ指数では146カ国中118位と、日本の取組は依然として遅れており、克服すべき課題も存在する(目標5:ジェンダー、10:不平等)。

ウ 地球規模の主要課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失、汚染の三つの地球的危機を克服するため、統合的な対応を加速させることが必要である。こうした考えの下、日本は、温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させて排出量を実質ゼロにし、循環共生型の経済・社会を実現し、生物多様性の損失を止め、反転させる(=自然再興)ための取組を進めている。

最新(2022年度)の温室効果ガスの排出・吸収量は約10億8,500万トン(二酸化炭素(CO₂)換算、以下同じ。)で、2013年度比では22.9%(約3億2,210万トン)の減少となった。2050年温室効果ガス排出の実質ゼロ(ネット・ゼロ)に向けた順調な減少傾向を継続している。また、2025年2月には、2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む地球温暖化対策計画を閣議決定するとともに、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現する対策を更に推進するため、エネルギー基本計画を改定した(目標7及び13)。

自然災害の激甚化・頻発化が進む中、日本は、仙台防災枠組に沿って、人命を守り、社会経済の機能を強靱化するための取組を推進してきた。国土強靱化計画に基づき、防災への投資(例えば、観測体制強化、予測技術開発、効果的な情報発信の組み合わせ)は、近年の集中豪雨等に際しても、早期避難、迅速な復旧復興等に効果を上げている(目標9)。

2023年に、日本は生物多様性の保全と持続可能な利用についての国家戦略を策定した。2030年までに自然再興を達成するための取組が進められている。2027年には、横浜でGREEN×EXPO 2027 が開催される。この博覧会は、自然と共に生きる知恵を世界と共有し、自然・人・社会が共に持続するための最適解を示すことを目指す。

プラスチック汚染問題についても、日本は、海洋ごみの回収・処理・発生抑制、実態把握調査、科学的知見の集積等を進めている。また、国際枠組みの構築にも貢献している。

日本は、1961 年に国民皆保険制度を構築し、高齢社会にも対応したUHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ:全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態)を推進してきた。こうした経験を途上国にも共有するため、WHO や世界銀行等の国際機関と連携して、世界における UHC 達成のための人材育成等を行う世界的拠点「UHC ナレッジハブ」を日本に創設する。

エ 国際社会との連携・協働

持続可能な経済・社会は日本単独で構築できるものではない。先進国の中でも最も厳しい財政状況にあるが、日本政府は、人間の安全保障の理念に基づき、政府開発援助(ODA)を継続している(目標17)。日本の国内市場縮小が見込まれる中、途上国・新興国の社会課題解決に日本のビジネスが一層大きな役割を果たせるよう支援していく必要がある。そのためにも、ODA 等を通じた民間資金の動員を促進していく。

オ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

持続可能な開発と平和の持続は表裏一体である。日本は、人間の安全保障の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」への貢献を基本的立場として打ち出し、国際協力に取り組んできた。国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等かつ完全な参画が必要であり、「女性・平和・安全保障(WPS)」を推進していく。

(3)今後の方向性

日本は、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現し、社会課題の解決を成長のエンジンに転換する取組を一層進める。循環型で強靱な経済・社会システムを構築する。また、AI を含む様々な分野でのイノベーションを活用して持続的成長を目指す。

また、「誰一人取り残さない」の理念と共に、その実現に向け誰もが貢献していくことが重要である。人口減少と少子高齢化は大きな挑戦であるが、多様な個人が活躍し、助け合い、一人一人が大切にされる社会を創る機会にもなる。そうした社会の実現は、ウェルビーイング(=身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にもつながる。

日本は、課題先進国として、持続可能な経済・社会の実現に向けた自身の取組や知見を国際社会にモデルとして示す。2030 年及びその後の持続可能な経済・社会の実現に向け、開発途上国との間で対話と協働を通じた価値の共創を推進する。こうした取組を進める分野としては、少子高齢化や防災・減災対策が考えられる。

少子高齢化と人口減少は多くの国にとって不可避の課題であり、日本の取組は他国にとってのモデルとなる。東京の一極集中により地方が厳しい状況に直面している中、各地域の潜在力を引き出す取組がその解決の鍵である。

地方の SDGs 推進の取組として、若者や女性の支援、産官学の地方移転、地方でのイノベーション促進等の取組を進める。全国の中小企業の SDGs 達成に向けた取組を後押しすることは、各地域が自律的・持続的な経済・社会を創生することにつながる。

また、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策も重要であり、防災・減災、国土強靱化に資する取組を強化する必要がある。

日本は、2024年の国連未来サミットの成果を歓迎し、人間の尊厳及び安全保障の理念に基づき、平和で豊かな世界の実現に取り組む。国際社会全体がその責任を共有し、多国間主義にコミットすることが必要である。また、WPS(女性・平和・安全保障)も引き続き強力に推進する。そして、2030 年以降の持続可能性に関する議論やルール形成においても主導的役割を果たすことを目指す。

3. 報告書作成方法

(1) VNR 実施に際する基本的な方針に関する検討の経緯

今回の VNR は、2017 年、2021 年に続く3度目のものとなる。前回 2021 年の VNR では、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(以下、「2030 アジェンダ」という。)採択当初から推進していた SDGs に関する国内認知度の向上は既に十分実現しつつある点を踏まえ、今後は、より一人一人の行動変容を進めていき、SDGs 達成に向けた取組を加速化させるとした上で、進捗評価の体制を整備していく旨確認した。また、若者の意見を反映させる体制を構築していくこと、今後の VNR プロセスにおいては、余裕のあるスケジュールで円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換等を行っていくこととした。

その上で、2023年12月に改定した SDGs 実施指針では、これまで以上に多様なステークホルダー、とりわけ若者の参画を確保すること、科学的エビデンスに基づく SDGs の進捗を管理すること及び達成に向けた取組を進めていくこと、そして、2025年を目途に VNR を実施すること等を明記した上で、国際社会全体の持続可能性の確保に向けた取組や2030年以降も見据えた議論を主導していくとの決意を示した。

(2) 今次 VNR 報告書の作成プロセス

報告書の構成については、2024年4月から、SDGs 推進円卓会議民間構成員との非公式な意見交換を開始し、準備を進めた。同年9月の全府省庁が参加する SDGs 推進本部の課長級会合を経て、基本的な項立ては2021年の VNR を踏襲することとし、改定版実施指針において定めた5つの重点事項を構成案に従って取組を振り返ることとした。また、作成プロセスや構成案、盛り込むべき具体的な内容については、2024年10月に開催された第19回 SDGs 推進円卓会議において、民間構成員と共に検討を行った。

4. SDGs 達成に向けた日本のビジョンと取組の評価

SDGs 達成に向け、日本は、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念の下、エネルギー安定供給、経済成長及び脱炭素を同時に実現すべく、その土台として、循環型で強靱な経済・社会システムの構築に向けた取組を加速してきた。その中で、イノベーションを活かし、社会課題解決を通じて持続的成長をすることを目指し、各種取組を進めてきた。

(1) SDGs を巡る全般的な状況と SDGs 達成に向けた日本のビジョン

日本が前回の VNR を実施した 2021 年から本年までの間でも、気候変動や環境汚染、感染症を含む国際保健課題、貧困など、人類を共通に脅かす地球規模課題は山積している。特に、近年激甚化・頻発化している豪雨・洪水や干ばつ・山火事などの極端な気象現象や自然災害に見られるように、気候変動による影響の深刻さは一層強く認識されるようになった。また、ロシアによるウクライナ侵略なども背景に、食料・エネルギー不足、国内避難民を含む難民の増加、人道危機などの更なる危機が生み出され、深刻化している。2023 年、国際社会は SDGs 達成年限の中間年を迎えたが、国際社会の分断と対立が深まる中、SDGs 達成に向けた国際協力は大きな困難に直面している。

このように国際社会が複合的な危機に直面する中、世界を分断・対立ではなく、協調に導くため、人間の命、尊厳が最も重要であるという、誰もが疑いようのない、人類共通の原点として、「人間の尊厳」に改めて焦点が当たっている。また、ウクライナや中東を始めとする武力衝突においては、特に女性・女児に深刻な被害を及ぼしている。女性・女児の保護や救済に取り組みつつ、女性自身が指導的な立場に立って紛争の予防や復興・平和構築に参画することで、より持続可能な平和に近づくことができるという考え方である「女性・平和・安全保障(WPS: Women, Peace and Security)」の視点も改めて重視されている。

日本においても、記録的な猛暑日の増加、降雨日の減少の一方、これまで経験したことのない集中豪雨の頻発など、気候の変化を実感することが増えた。新型コロナウイルス感染拡大の影響も記憶に新しい。ロシアによるウクライナ侵略やガザ情勢等の影響は、エネルギー価格の高騰を通じて我々の経済生活に少なからぬ影響をもたらした。

また、世界で最も少子高齢化が進む日本では、2025 年には 75 歳以上人口が全人口の約 18%に到達すると見込まれ、超高齢化社会が始まるとともに、東京への一極集中の影響もあり、地方の状況は一層厳しくなっている。

こうした中、2030アジェンダの採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至る

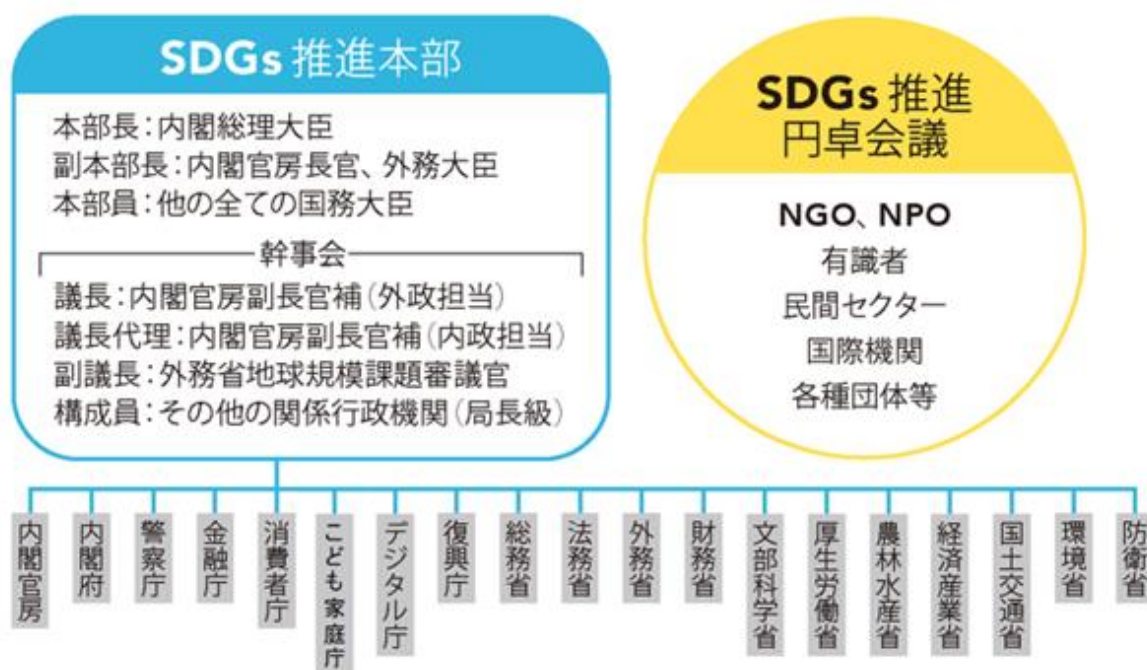
まで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り方が急速にかつ大きく変容してきている。

このような状況を踏まえ、これまでの SDGs 実施指針で示された根本的な考え方を引き継ぎつつ、日本は、2023 年 12 月、同指針を改定した。同指針に基づき、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて日本自身の持続的な成長及び繁栄並びに国際競争力の強化を実現していくため、SDGs 達成に向けた取組を強化してきた。また、国際社会の SDGs 達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献すべく取り組んできた。

(2)SDGs 推進体制・国内普及の動き

SDGs の幅広い浸透と多様な関係者が様々な立場で積極的に SDGs 達成に向けた取組に関与しているのが日本の強みであり、日本全体として SDGs 達成に向け力を入れてきた(多様な関係者の取組については、以下「6. 各ステークホルダーの評価と取組」参照。)

日本では、2015 年に2030アジェンダが採択されて以降、2016 年に内閣総理大臣を本部長とし、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置するとともに、NGO、NPO、有識者、民間セクター等の広範な参加者から成る SDGs 推進円卓会議を設置し、官民挙げて SDGs の推進に取り組んできた。



(ジャパン SDGs アワード)

「ジャパン SDGs アワード」は、SDGs の国内主流化を図り、企業や団体等の取組を促進することで、SDGs 達成に向けたオールジャパンの取組を推進するため、2017 年に創設された表彰制度である。その後、「ジャパン SDGs アワード」以外にも関係府省庁等主催で分野・課題別の SDGs 関連表彰制度も整備されてきた。そのような取組の成果もあってか、日本国内における SDGs に対する国民の認知度は、前回VNRを実施した 2021 年調査の約5割から、2023年には約9割に達し、日本の SDGs 達成に向けた取組も大きく進展した。

「ジャパン SDGs アワード」については、前回2021年の VNR 以降、3回開催した。その選考に当たっては SDGs 推進円卓会議構成員から成る選考委員会の意見を踏まえて受賞団体を決定した。

2021年に開催した第5回「ジャパン SDGs アワード」では、途上国における貧困農家の収入増と難民への食料支援を同時に解決する高品質な緑豆の栽培を手がける株式会社ユーグレナを SDGs 推進本部長賞として表彰した。



2022年に開催した第6回では、児童労働の撤廃と予防を目標に民間企業と連携し教育支援や貧困家庭の自立支援を実施する特定非営利活動法人 ACE を SDGs 推進本部長賞として表彰した。



2023年に開催した第7回では、「車いすでもあきらめない世界をつくる」というミッションを掲げ、バリアフリー地図アプリを開発・運営する NPO 法人ウィーログ(WheelLog)を SDGs 推進本部長賞として表彰した。



ジャパン SDGs アワードは、創設時から7年間の開催を通じ、SDGs の国内の主流化や企業や団体の取組の促進に貢献した。こうして創設当時の政策的意義を果たしたと考えられることから、ジャパン SDGs アワードは終了した。日本は、関係府省庁等主催の分野・課題別の SDGs 関連表彰制度を通じて、引き続き SDGs 達成に向けたオールジャパンの取組を継続していく。

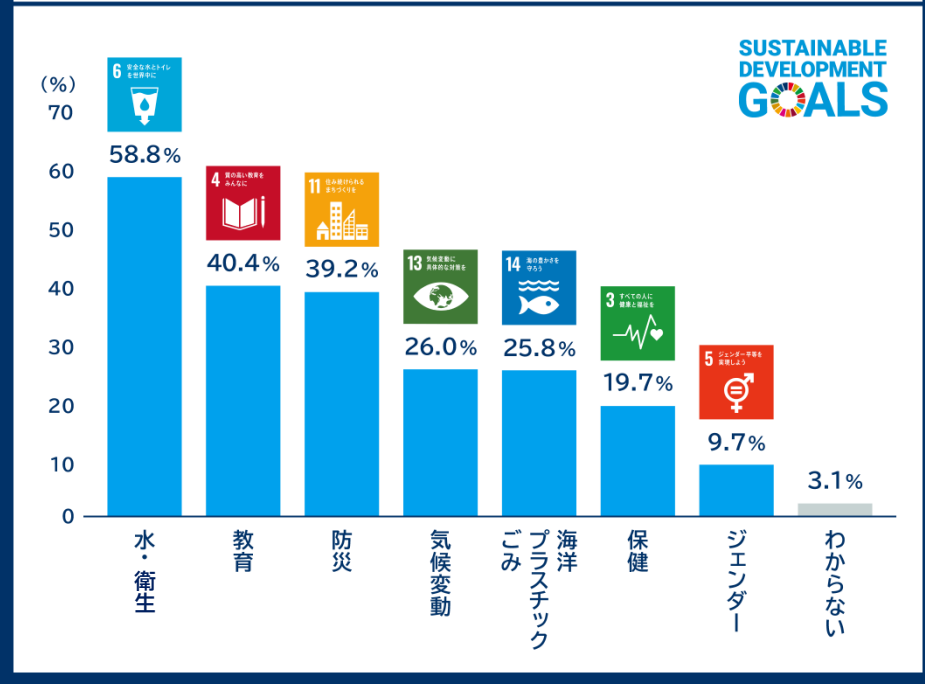
各府省庁等主催の SDGs 関連表彰制度				
日本医療研究開発大賞	食品ロス削減推進表彰	グリーンインフラ大賞	ディスカバー農山漁村(むら)の宝	JICA 国際協力賞
地方創生 SDGs 金融表彰	「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト	環境省グッドライフアワード	ノウフク・アワード	「STI for SDGs」アワード
女性のチャレンジ賞	「障害者の障害学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰	ESG ファイナンス・アワード・ジャパン	サステナアワード	NITS 大賞
ものづくり日本大賞	健康寿命をのぼそう！アワード	気候変動アクション環境大臣表彰	森林×ACT チャレンジ	Japan Venture Awards(JVA)

(外交に関する国内世論調査)

日本政府は、2025年2月に、外交に関する国内世論調査として、「2015 年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、2030 年までの国際的な目標です。地球規模課題に対する取組のうち、日本の強みは何だと考えますか。(複数回答可)。」という質問調査を実施した。この調査は、全国47都道府県に居住する18歳以上の男女1,000人を対象に電話により実施したものである。日本国民が考える SDGs 達成に向けた日本の強みとして、1位は水・衛生(58.8%)、2位は教育(40.4%)、3位は防災(39.2%)という回答結果を得た。

SDGsに関する日本国内世論調査(2024年度)

SDGsに対する取り組みのうち、日本の強みは何だと考えますか？



【インフォグラフィック(仮掲載)】

(SDGs 実施指針と SDGs アクションプラン)

日本は、SDGs達成のための中長期的な国家戦略として「SDGs実施指針」を定めており、2017年から政府の具体的な施策を整理した「SDGsアクションプラン」を策定してきた。

アクションプランについては、前回 VNR を実施した2021年以降、同年12月に SDGs 推進本部を開催し、「SDGs アクションプラン2022」を決定した。新型コロナウイルス感染症の拡大により SDGs 達成の進捗状況が危ぶまれる中、前例にとられない戦略を立て団結して取組を加速しなくてはならないとの考えを示した。また、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対策を始めとして「全ての人が生きがいを感じられる、新しい社会へ」という理念の下、各種施策を定めた。2023年3月に第13回 SDGs 推進本部を開催し、同年の G7 広島サミット、SDG サミットを念頭に、SDGs の達成に向けた取組を加速化し、経済政策として掲げる「新しい資本主義」の下、「誰一人取り残さない」持続可能な経済社会システムを作り上げていく決意を持って、「SDGs アクションプラン2023」を決定した。

SDGs 実施指針は、4年を目途に改定することとしている。2023年に行われる実施指針改定に当たって、2022年には、SDGs 推進円卓会議民間構成員主導の下で「SDGs 実施指針に関するパートナーシップ会議」が開催され、実施指針改定に向け広くステークホルダーの意見を収集し提言が策定され、2023年3月に提言が手交された。

2023年5月には、日本は、G7 広島サミットを主催し、世界経済、地域情勢、様々な地球規模課題に関する国際的な議論を主導した。また、同年9月の国連総会の SDG サミットにおいて、日本は、世界的に SDGs 達成に向けた進捗には大幅な遅れが生じている中で、今、改めて、誰一人取り残さないという SDGs の原点に立ち返り、「人間の尊厳」が守られる世界の実現を目指し、日本を含む国際社会全体で、SDGs 達成に向けた努力を加速していく必要がある旨主張した。

こうした国際社会における日本の SDGs 達成に向けた取組も踏まえ、SDGs達成のための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」の見直しを進めた。2023年後半にかけて、SDGs 推進円卓会議の構成員と頻繁に議論・意見交換を重ね、パブリックコメントを実施した。様々な寄せられた意見を踏まえ、2023 年 12 月に第14回 SDGs 推進本部を開催し、SDGs 推進実施指針の改定を決定した。

実施指針では、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて、日本の持続可能な発展と繁栄を確保していくこと、そして、国際社会の SDGs 達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していくことを主要メッセージとしている。

日本におけるSDGsの広がりを踏まえ、より行動志向な指針とすべく、これまでアクションプランにおいて記載してきたSDGs実施に当たっての具体的な重点事項や取組についても、その主要な中身として重点的に記載した。2024 年以降は、SDGs 達成に向けた日本政府の取組及び予算の取りまとめを行っている。

我が国のSDGs実施指針(改定のポイント①)

1 改定の趣旨

- 人々の意識・生活様式から産業構造、金融の流れに至るまで、**我が国を含む国際社会全体の社会・経済活動のあり方が大きく変容**
- 国際社会全体が**様々な複合的危機に直面**、SDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面。しかし2030年までに**SDGs達成を目指すとの大きな方向性は変化なし**
- 人口減少や少子高齢化が進む中、**我が国自身の持続可能な発展と繁栄の観点から**、
①SDGs達成に向けた取組を強化・加速し、また、②国際社会にさらに貢献していく必要。
- 国家に加え、**多様なステークホルダー(とりわけ若い世代)**の参画が重要。

2 現在の状況

(1) 国内

- SDGsの理念は我が国が持続可能な発展と繁栄を実現していく上で**確固たる原動力**
 - 国家レベル: **SDGと「新しい資本主義」との連携**
 - 地方レベル: SDGsは**地方創生の旗印**。地方での浸透は日本の大きな特徴。
 - ビジネス: **事業を通じてSDG実現との方向性**はますます明確化。
 - 市民社会を含む民間: **広範なステークホルダー**の間で取組の広がり。
- 各目標について様々な課題も指摘(**貧困、ジェンダー、人権など**)。

(2) 国際社会

- SDGs達成に向けた進捗に大きな困難。特に**開発途上国において厳しい状況**SDGsの達成度合いや優先順位は各国ごとに大きな差異。特に資金や債務の問題。
- 各国それぞれの事情に応じ、先進国と開発途上国を含む各国の課題を統合的に解決し、国際社会が**全体として包括的にSDGsを進める取組**が必要。

1

我が国のSDGs実施指針(改定のポイント②)

3 実施に当たっての指針

(1) 重点事項

① 持続的な経済・社会システムの構築

「新しい資本主義」の下、持続的な成長と安心・幸せを実感できる経済社会構造を構築(人への投資、GX・DXの推進、インパクト投資、地方創生SDGs、デジタル田園都市国家構想等)。

② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

多様性が尊重され、すべての人が力を発揮できる包摂的な社会を実現する(こども大綱、女性登用加速化、共生・共助社会、孤独・孤立対策、「ビジネスと人権」等)。

③ 地球規模課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染への取組及びグローバル・ヘルスの推進(ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、地域循環共生圏、防災・減災、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)等)。

④ 国際社会との連携・協働

国際社会全体で包括的にSDGsを達成するための**貢献強化**(新しい開発協力大綱、仙台防災枠組、女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画等)。

⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

平和で安定した国際環境は国際社会の持続可能性の前提。**人間の安全保障**の理念の下、人道・開発・平和の連携(ネクサス)に留意しつつ、「**人間の尊厳**」を中心に置いた開発協力を推進。

(2) 実施に当たっての取組

- 実施体制の強化・ステークホルダー間の連携
- 自発的な国家レビュー**と国際社会における取組の主導(**2030年以降も見据えた国際的な議論も主導**)

2

(3)5つの重点事項と主な取組

2023年12月に改定されたSDGs実施指針では、SDGsの各目標間の相互関連に留意しながら、以下の5つの重点事項を掲げた。

- ①持続可能な経済・社会システムの構築
- ②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現
- ③地球規模の主要課題への取組強化
- ④国際社会との連携・協働
- ⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

以下では、これまでの実施指針で示された「5つのP¹」や「8つの優先事項²」、アクションプランで掲げられた取組も踏まえ、上記の5つの重点事項ごとの主な取組実績について振り返る。

¹ 2030 アジェンダに掲げられている、People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ）

² 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs 実施推進の体制と手段

重点事項①：持続可能な経済・社会システムの構築

近年、日本の経済・社会全体が大きな変容期を迎える中、気候や環境分野における地球規模の課題を踏まえた新たな開示基準や指標等の導入が急速に拡大しており、企業活動に大きな影響を与えている。また、日本では世界に先駆けて少子高齢化や人口減少が進行しており、特に地方では深刻化し、様々な課題に直面している。

こうした中、日本は、「新しい資本主義」を掲げ、官民が連携し、社会課題解決を成長のエンジンへと転換すべく取り組んできた。持続可能な経済・社会に向けたビジネスの取組が加速し、次世代型太陽電池の開発など様々な分野でイノベーションが進んでいる（以下「5. 各目標の達成状況」目標9参照。）。サステナブルファイナンス残高の増額等が示すとおり、金融における取組も進んでいる。こうした取組は着実に進展し、30年にわたり続いてきたデフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えるに至っている。

実際、経済的な豊かさと力強さをもたらす原動力は「人」であり、日本は「人」への投資を推し進め、2024年には1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げも実現している（以下「5. 各目標の達成状況」目標8参照。）。

厳しい課題に直面する地方自治体においても、課題解決の指針としてSDGs達成に向けた取組を積極的に取り入れる動きが広まった結果、全国1,788自治体のうち、1,190自治体がSDGs達成に向けた取組を推進している。

また、2025年大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにした世界中の知恵が集結する知の交流の場である。その来訪者は、SDGsが実現された持続可能な経済・社会の在り方について考えるきっかけを得る。

（人への投資）

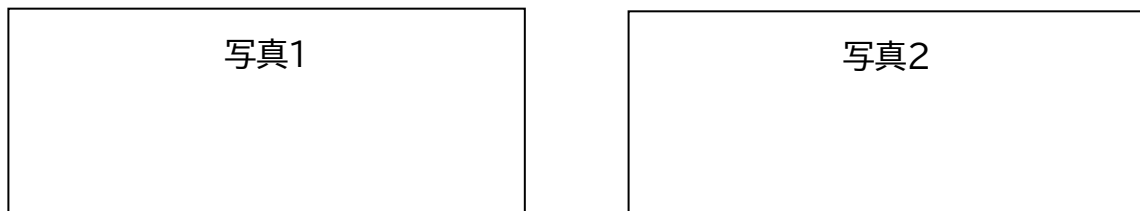
「新しい資本主義」により、成長と分配の好循環を実現すべく、経済的豊かさと力強さをもたらす原動力である「人」への投資を進めてきた。日本、そして、世界の経済社会が、グリーンとデジタルをキーワードとして大きく変革する中で、日本は、新たな付加価値を創出する力を強化するとともに、次の成長を生み出す人への分配を強化するため、非正規雇用労働者を含め、能力開発支援、再就職支援及び他社への移動によるステップアップ支援として、2022年に、3年間で4,000億円（約35億ドル³）規模の支援を行うこととし、その後、そのリスキリング支援を5年間で1兆円（約75億ドル⁴）規模へ強化することとして、各種施策を進めてきた。

³ 2022年度の為替レート1米ドル／133.85 円を基に、参考として事務局にて計算（事務局がドルの金額を併記したものについては、各年度の為替レートは、日本銀行が公表する各年度3月の「東京市場インターバンク相場」の為替レート（ドル/円・スポット・中心相場/月中平均）を採用（2016年度：1米ドル/113.01 円、2021年度：1米ドル/118.51 円、2022年度：1米ドル／133.85 円、2023年度：1米ドル/149.63 円、2024 年度：1米ドル/151.96 円。以下同じ）

⁴ 2022年度の為替レート1米ドル／133.85 を基に、参考として事務局にて計算

(GX・DX の推進を通じた新たな産業構造への転換)

エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指すためグリーン・トランスフォーメーション(GX)を推進し、再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギー等を通じて、エネルギー安定供給の確保を大前提とした脱炭素の取組を進めてきた。GX に向けた政策パッケージとして「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化を進めており、2023 年から、今後10年間で20兆円(約1,340億ドル⁵)規模の国による先行投資支援を行い、150兆円(約1兆ドル⁶)を超える官民投資を実現すべく取り組んでいる。こうした中で、研究開発の一例を挙げると、新しい種類の太陽電池であるペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池に比べ格段に軽量で、曲げることが可能で、透明にすることができる次世代型太陽電池として開発されている。この太陽電池は大阪・関西万博でも使用されており実用化に向けて様々な取組がなされている。こうした例も含めて様々な分野でイノベーションが進んでいる。



「ペロブスカイト太陽電池の写真」

また、少子高齢化や地域の人口減少が進行していく中、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進により、イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、デジタル化により蓄積されたデータを官民で最大限活用した新しい付加価値・サービスの創出、スタートアップ等により開発・提供される新しい技術・サービスの積極的な活用、デジタル原則を含む規制改革の徹底等により、社会全体の生産性を向上させるべく取り組んできた。諸外国と比べて、日本が圧倒的に優位に立つ高齢者や災害に関するデータの収集・蓄積を最大限活用しつつ、社会的課題の解決を図ることを成長戦略の重要分野としている。これらにより、デジタルの可能性を最大限引き出し、社会的課題の解決を図りつつ、日本全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指してきた。

(サステナブルファイナンスの推進)

気候変動等の社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の取組が進展しており、日本

⁵ 2023年度の為替レート1米ドル／149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

⁶ 2023年度の為替レート1米ドル／149.65 円を基に、参考として事務局にて計算

におけるサステナブルファイナンスの残高は2016年の約56兆円(約5,000億ドル⁷)から2024年の約626兆円(約4兆1,200億ドル⁸)へと拡大したとされている。こうしたサステナブルファイナンスを一層推進するための取組として、企業によるサステナビリティ情報の開示の充実に向けて、2023 年、有価証券報告書等におけるサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄を新設した。また、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象にした、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のサステナビリティ開示基準と機能的に同等な国内基準の適用等について検討を進めている。

さらに、日本において、一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果の実現を目指すインパクト投資の残高は拡大傾向にあり、2023 年度では約11兆5,000億円(約770億ドル⁹)とされているが、世界全体と比べると小規模となっている。こうした中、インパクト投資を推進するため、2024年3月、インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「インパクト投資(インパクトファイナンス)に関する基本的指針」を公表した。くわえて、2023年11月、インパクトの創出を図る投融資の手法及び市場の確立等の観点から、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、地域の取組事例や投資手法について議論を行っている。

金融経済教育の観点からは、2024年4月に設立された金融経済教育推進機構(J-FLEC)¹⁰ において、サステナブルファイナンスについて取り扱う教材を公開している。

(エシカル消費・消費者志向経営)

持続可能な社会を実現するためには、消費者が自らの社会に与える影響力を自覚し、地域の活性化や雇用等を含む、人や社会・環境に配慮した消費行動、すなわち「エシカル消費」を実践していくことが欠かせない。エシカル消費の普及啓発に向け、SNSを活用した情報発信、体験型ワークショップの実施などに取り組んできた。特設サイトを通じた先進的な事例の紹介などを通し、一人一人の消費行動が「世界の未来を変える」大きな可能性を持っていることについて情報を発信し続けている。

持続可能な社会の実現に向けては、消費者、事業者、行政等の関係者が連携・協働することが求められ、社会的課題の解決に取り組む事業者が、市場経済の中で、消費者に適切に理解、評価され後押しされることで、企業価値が高まるという仕組みが重要である。政府は、事業者が消費者との共創・協働による商品・サービスの改善等を通じて、消費者の行動変容を促すといった経営の実践により社会価値を向上させる「消費者志向経営」を推進している。消費者志向経営の理念に基づく事業者の取組を社会に周知するため、「消費者志向自主

⁷ 2016年度の為替レート1米ドル／113.01 円を基に、参考として事務局にて計算

⁸ 2024 年度の為替レート1米ドル／151.96 円を基に、参考として事務局にて計算

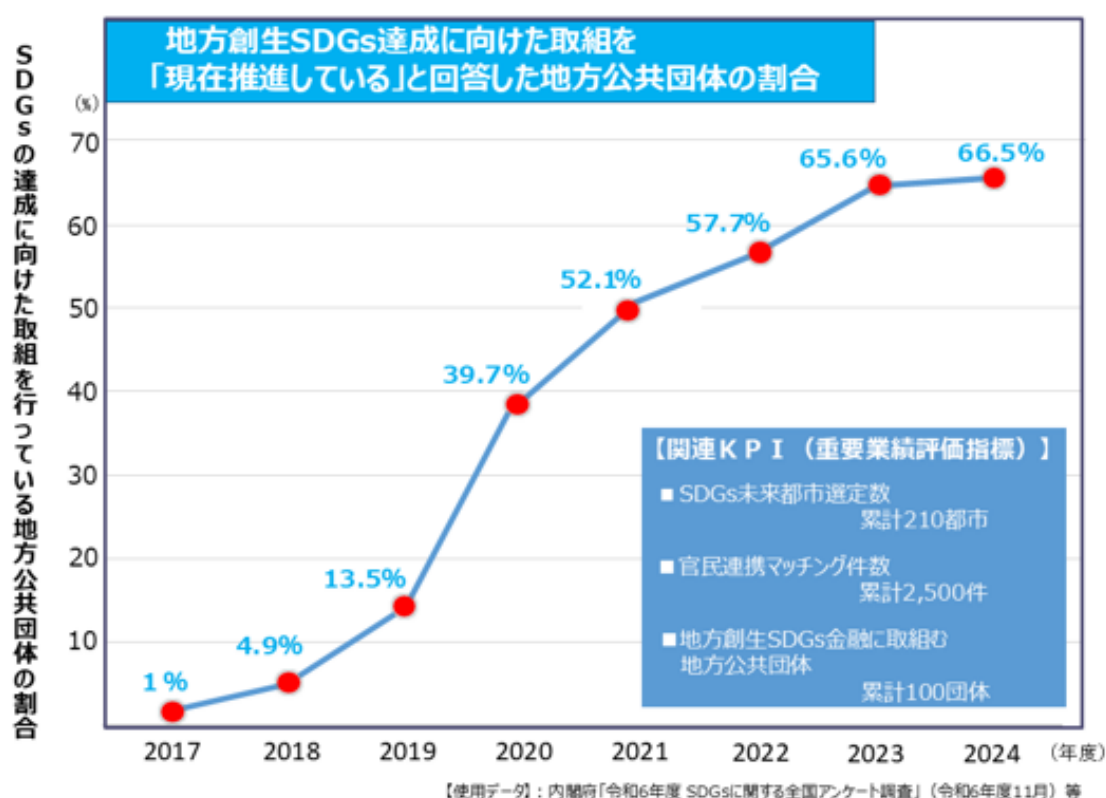
⁹ 2023 年度の為替レート1米ドル／149.63 円を基に、参考として事務局にて計算

¹⁰ J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation

宣言・フォローアップ活動」を推進しているほか、2018年度から、消費者志向経営に関して優れた取組を行っている事業者を表彰している。

（地方創生 SDGs）

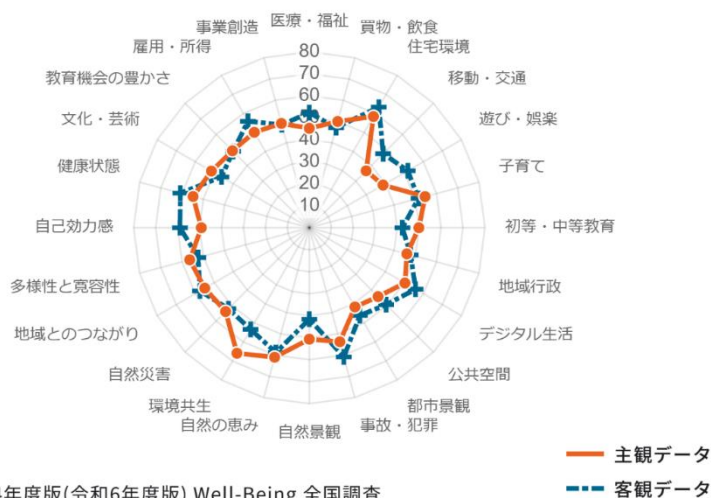
日本は 2021 年から、これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を掲げてきた。同構想の総合戦略(2023 年改訂版)では、地方公共団体自身の取組を支援するとともに、成功事例の普及展開を行い、全国の地方創生の深化につなげていく取組として、2018 年から始めた「SDGs 未来都市」の選定を掲げている。2024 年度までに7回の選考を行い、計 206 都市が「SDGs 未来都市」に選ばれている。また、SDGs に取り組む地方自治体は、2017 年には1%だったが、2024 年度までに 60%とする目標を掲げ、2024 年度時点で 66.5%に到達した。



「デジタル田園都市国家構想」の一貫として、地域の幸福度を測るための指標である「ウェルビーイング指標」を導入している。ウェルビーイング指標は、住民の幸福感や生活の質を向上させるための施策の効果を評価するために活用されている。具体的には、全国ウェルビーイング

調査に基づくデータ及び暮らしやすさの客観データがひと目で分かるダッシュボードを整備し HP で公表している。このような共通の指標を設けることで、各地域の街づくりにおいて、市民や事業者など様々な関係者(ステークホルダー)が、共通目標に向けて協力することが可能になる。

カテゴリー別



また、SDGs の国内実施を推進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方公共団体と地域課題の解決や地域経済の活性化に取り組む企業、NGO、NPO、大学、研究機関などのパートナーシップを深める官民連携の場として、2018 年に地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームを設置した。会員数は 2024 年8月末時点で 7,732 団体、うち地方公共団体は 1,176 団体(全地方公共団体の 67.5%)となっている。同プラットフォームでは、SDGs 達成とともに地域課題の解決を目指す会員同士のマッチング支援や、分科会を通じた共通課題に対する官民連携・異分野連携による新たな価値の創出を促進している。「官民連携マッチング件数」を 2020 年度から 2024 年度の5年間で累計 1,000 件とすることを目標に取り組んでおり、2025 年 1 月末時点で既に 2,908 件となっている。

また、積極的に地域課題の解決に取り組む地域事業者等に対して重点的に支援が行われ、その地域事業者等の得た収益が地域に再投資される「自律的好循環」の形成が重要であり、この「自律的好循環」を形成する第一歩として、「地方公共団体のための地方創生 SDGs 登録・認証等制度ガイドライン」を 2020 年 10 月に取りまとめ、公表した。地方創生 SDGs 金融に取り組む地方公共団体の数については、2020 年度から 2024 年度の5年間で 100 団体とすることを目標に取り組んでおり、2025 年 3 月末時点で既に 102 団体となっている。

さらに、第六次環境基本計画では、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカル SDGs 事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す「地域循環共生圏」の考え方を、「ウェルビーイング」ないし高い生活の質の実現に

向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付け、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を通じ、ステークホルダーの組織化を支援する環境整備と、事業の構想作成を支援する事業化支援を行い、計86地域を支援するなどの取組を実施した。

（AI を始めとした科学技術・イノベーションの活用）

特に国内外の課題の把握と対処において、科学技術・イノベーションが果たす役割は大きくなっており、SDGs の全ての目標を包括的・統合的に解決していくためには、デジタル技術やAI等の革新的技術を最大限活用することが必要である。

特に AI に関して、日本政府は、AI 技術の研究開発、実装、倫理、教育、人材育成などを体系的に計画・推進するための指針や方針をまとめた AI 戦略を策定しており、「統合イノベーション戦略 2024」では、AI 利活用の推進と研究開発力の強化を一体的に官民が連携して進めていく方針を打ち出している。また、2024 年7月、AI 戦略会議の下に AI 制度研究会を設置し、国内外の事業者、有識者、自治体を含む様々な関係者と、AI 制度の在り方について検討を行い、政府の司令塔機能の強化や国による調査・情報収集等による安全性の向上等の方針を示した「中間とりまとめ」を2025年2月にとりまとめた。政府は、このとりまとめを踏まえて、AI の適正性を確保し、開発・活用を推進するための AI 法案を同月に閣議決定し、通常国会へ提出している。

さらに、国際社会においては、2023年のG7日本議長国下で立ち上がった「広島AIプロセス」で、「国際指針」や「行動規範」を策定した他、G7 を超えて開発途上国を含む多くの国との連携強化を図るため「広島 AI プロセス」の精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「フレンズグループ」を立ち上げるなど、安全、安心で信頼できる AI の実現に向けて取り組んでいる。また、2019年のダボス会議において日本が提唱した「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を推進するために国際的なルールの整備と実践に取り組んでいる。また、国連におけるグローバル・デジタル・コンパクト（GDC）の採択を始めとし、AI を含むデジタル格差の解消のために多国間でのデジタル協力の推進に積極的に取り組んでいる他、途上国のデジタル分野の人材育成や制度構築を支援しており、引き続き途上国のAIの環境向上やガバナンス構築を後押しすべく、国際機関とも連携しつつ、協力していく。

コラム①：2025 年大阪・関西万博

2025年4月13日～10月13日の184日間にわたって開催している大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、SDGs達成への貢献、日本の国家戦略 Society5.0の実現を目指している。

会場は、サブテーマである「Saving Lives(いのちを救う)」「Empowering Lives(いのちに力を与える)」「Connecting Lives(いのちをつなぐ)」に対応する形で、会場全体に3つのゾーンを設定し、公式参加者のパビリオンを配置する。世界各国の公式参加者は、サブテーマ及びSDGsの17の目標のいずれか1つ以上を選び、それぞれの立場からSDGs達成に向けた優れた取組を持ち寄り、「未来社会の実験場」のコンセプトの下、会場全体でSDGsが達成された未来社会の姿を描く。

会期中には、世界中の国々が地球規模の課題の解決に向け、対話によって「いのち輝く未来社会」を世界と共に創造することを目的として「テーマウィーク」を開催する。約1週間ごとに異なる地球的課題をテーマに設定し、主催者である2025年日本国際博覧会協会だけでなく、公式参加者、日本政府・地方自治体、共創事業参加者、出展企業等の万博参加者及び全国の地方自治体や産業界等が集い解決策を話し合う「対話プログラム」と、具体的な行動のための「ビジネス交流」等を実施する。

SDGs目標年の2030年の5年前である2025年に、日本において大阪・関西万博を開催することは、SDGs達成に向けたこれまでの進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる。また、同時にその先(+beyond)に向けた姿が示されることも期待される。

大阪・関西万博の開催について

- 万博は、**国際博覧会条約（BIE条約）に基づき、日本政府が実施**するもの。「分断する世界」を繋ぎ、「グローバルサウス」諸国も含む**各国の大きな期待に応える国際的な責務と外交的な意義**あり。

開催概要	分類	テーマ(ウィーク名)
名称 : 2025年日本国際博覧会 会場 : 夢洲(ゆめしま/大阪市臨海部) 開催期間 : 2025年4月13日(日)～10月13日(月) 来場者数 : 約2,820万人(想定) 参加国数 : 158ヶ国・7国際機関 テーマ : いのち輝く未来社会のデザイン コンセプト : 未来社会の実験場  	いのちを救う 人と地球上の生命を脅かす課題	地球の未来と生物多様性(9/17～9/28) 健康とウェルビーイング(6/20～7/1) 平和と人権(8/1～8/12)
	いのちに力を与える 誰もが幸福で豊かな生活を送るための課題	食と暮らしの未来(6/5～6/16) 学びと遊び(7/17～7/28)
	いのちをつなぐ 社会を豊かにするための課題	未来への文化共創(4/25～5/6) 未来のコミュニティとモビリティ(5/15～5/26)
	いのち輝く未来社会のデザイン まとめ(最終週)	SDGs+Beyond いのち輝く未来社会(10/2～10/12)

重点事項②:「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

「誰一人取り残さない」というキーワードは、2030 アジェンダの根底に流れる基本的理念である。各国の体制や価値観の違いを超えた連帯が必要であることから、日本は、改めて「誰一人取り残さない」という SDGs の原点に立ち返り、「人間の尊厳」を国際社会全体の連帯を支える中核的な理念として打ち出し、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組んでいる。

持続可能な経済・社会では、一人一人が豊かさとウェルビーイング(=身体的・精神的・社会的に幸せな状態)を実感できなければならない。日本の少子高齢化が急速に進む中で、年齢に関わりなく誰もが活躍でき、多世代が共に安心して暮らすことができ、高齢者の加齢に伴う心身の変化に対応できる経済・社会の構築が求められている。日本では、国民皆保険制度・医療システム、地方自治体、企業、民間団体等の取組もあり、健康寿命は延伸している(以下「5. 各目標の達成状況」目標3参照。)。一部の地方自治体は、企業等と連携し、データと最先端の科学的知見も活用した先進的な取組も進めている(以下「コラム③:広がる共助の取組」参照。)。

また、持続可能な経済・社会の構築のためには、未来を担うこども・若者の積極的な関与が不可欠である。2023年4月には、こどもに関連する政策を一元的に推進し、こどもまんなか社会の実現を目指して、こども家庭庁が発足した。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

女性活躍・男女共同参画は、持続可能な経済・社会の実現に不可欠との認識は広まっている。女性の就業率も上昇している。一方、2024年のジェンダーギャップ指数¹¹で日本は146 か国中118 位であり、克服すべき課題も存在する(以下「5. 各目標の達成状況」目標5参照。)。

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がりを見せる中、2021年、スポーツの力で SDGs を進めることを目標に東京オリンピック・パラリンピック競技会(東京2020大会)が開催された。東京2020大会の開催を契機に、バリアフリー法が改正され、多くの公共スペースで障害の撤去が更に進められた。民間団体により、障害者を含む全ての人が使用者の視点で作る ICT を活用したバリアフリー地図の整備も進められている。

(健康・長寿の達成)

日本国内では、50 年以上にわたる国民皆保険制度や優れた医薬品、医療機器、医療技術・サービスを誇る日本の医療システムを通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有している。日本の健康寿命は男性72. 57 歳、女性75. 45 歳(2022 年)となっており、2010 年

¹¹ 世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表する「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート 2024」にあるジェンダーギャップ指数(Global Gender Gap Index)

(男性 70.42 年、女性 73.62 年)と比べ、男性で 2.15 年、女性で 1.83 年延伸している。これは同期間中の平均寿命の伸び(男性で 1.50 年(79.55 年から 81.05 年)、女性で 0.79 年(86.30 年から 87.09 年))を上回るものとなっている。

日本政府は、国民が主体的に取り組むことができる新たな国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進している。2013年度から開始した「健康日本21(第二次)」は開始10年目に最終評価報告書を取りまとめた。前述の健康寿命の延伸に加え、がん、脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡率の減少、低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制などの項目は目標を達成した。一方、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少など悪化している項目も確認された。

2024年度から新たに開始した「健康日本21(第三次)」においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向けて、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向として取組を推進している。

また、近年、がん、循環器病、糖尿病、COPDなどを非感染性疾患(Non Communicable Diseases:NCDs)という概念で一括りに捉え、包括的な社会政策として取り組むことが国際的な潮流となっている。NCDsの発症や重症化は、個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいと、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、社会政策として包括的に健康対策に取り組む必要がある。

企業等が従業員の健康保持・増進に戦略的に取り組む「健康経営」を推進することも重要であり、健康経営に取り組む企業等がより評価される環境の整備等を行うため、健康経営に関する顕彰制度(健康経営銘柄、健康経営優良法人)を実施している。

また、栄養バランスに配慮した食生活の実践等により生涯を通じた心身の健康を支えることが重要である。日本は、食育基本法及び第4次食育推進基本計画(2021年3月31日食育推進会議決定)に基づき食育を推進している。第4次食育推進基本計画では、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を重点事項の一つとして掲げている。国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現に向けて、栄養バランスに優れた日本型食生活の普及や、大人を対象に日々の消費行動をより健全なものへと転換するための食育等の取組を重点的に推進する。あわせて、食育の推進に向けて、学校、企業、生産者等の様々な主体を巻き込んだ国民運動を展開する。

さらに、こころの健康も重要である。「健康日本21(第三次)」では、国民一人一人の健康への取組の基盤として、社会とのつながりやこころの健康の維持・向上などの社会環境の質の向上が必要であることを確認しており、こころの健康と向き合い、健やかに暮らすことのできる社会づくりに資する取組を推進している。

コラム②：少子高齢化社会

（少子高齢化の現状）

日本の 65 歳以上人口は、総人口1億 2,435 万人に対し、3,623 万人となり、その割合は 29.1%である(2023 年 10 月時点)。これが、2040 年には約35%となると推計される。さらに、2025年は団塊の世代 が 75 歳となり、75 歳以上人口が全人口の約18%であり、国民の約 4 人に 1 人が 75 歳以上という「超高齢化社会」となる。このような人口構造の変化に伴う様々な課題が顕在化しており、日本は課題先進国として、対応を検討しているところである。

（高齢化対策）

日本は、「高齢社会対策大綱」(2018 年2月16日閣議決定)に従い、①年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジレス社会を目指す、②地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る、③技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する、との 3 つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進してきた。また、2024 年には、新たな「高齢社会対策大綱」(2024 年9月 13 日閣議決定)を策定し、①年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、②一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、③加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築、との 3 つの基本的考え方に則り、各種施策を推進することとしている。

年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備として、特に高年齢者の雇用については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、65歳までの雇用が確保されるよう定め、スキルアップやリスキリングの推進を図る等、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組を推進してきた。

（高齢社会に適したまちづくり）

多世代が共に安心して暮らせる社会の実現のためには、誰もが自由に移動できる環境を整えることが必要である。高齢者を始めとした地域住民の移動手段の確保、地域公共交通の再構築といった取組を加速化している。公共交通機関や建築物等のバリアフリー化をより一層推進していく。また、地域の移動支援サービスの強化とともに自動運転技術や運転支援システムの開発と普及も推進していく。

今後、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。また、年代を超えて、地域において共に生き、共に支え

合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

（技術革新による新しい対策）

高齢者の自立支援等による生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、医療機器や介護ロボット、ICT 等のテクノロジーについて、民間企業と研究機関等の連携を促進し、介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォームを拡充する。高齢期にかかりやすい疾病等について、その病態や発症機序解明等の研究を進め、創薬を加速化する。ゲノム科学等先端科学技術の活用等により、新たな医療技術の研究開発や臨床応用を進め、効果的な保健医療技術の確立も目指している。

（全世代型社会保障の構築）

これに加え、日本政府は、全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を構築しており、高齢化社会のニーズに対応する包括的な医療制度を確立させている。今後も、持続可能な社会保障制度の構築に向け、能力に応じ全世代が支え合う「全世代型社会保障」構築を目指している。

（少子化対策）

さらには、日本政府は、少子化トレンドの反転に向け、2023年12月に「こども未来戦略」を策定した。この中では、若者が希望どおり結婚し、こどもを持ち、安心して子育てできる社会を目指し、若者の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、との3つの理念を掲げた。これを実現すべく、「加速化プラン」において、児童手当の拡充、誰でも通える通園制度の創設、柔軟な働き方の推進など、前例のない規模でこども・子育て支援を抜本的に強化し、着実に実施しているところである。

（包摂的な共生・共助社会づくり）

2021年に置かれた孤独・孤立対策担当大臣を司令塔に、政府一体となって孤独・孤立対策を推進してきた。2024年4月には孤独・孤立対策推進法が施行され、同年6月には、同法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」が策定された。これらに基づき、地方公共団体及びNPO等への支援や孤独・孤立状態の予防の強化等に取り組んでいる。

また、高齢者・障害者の見守りネットワークの構築、NPOや地方自治体と連携した、相談支援や生活困窮者支援の拡充も進めてきたほか、地域コミュニティの強化やこどもの居場所づくりの推進等にも力を入れている。

日本政府は「障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援すると

ともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策等の推進を図っている。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法を改正し、公共交通機関、公共施設、商業施設など多くの場所でバリアフリー化が進展した。くわえて、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」の意識の浸透を目指している。2025年開催の大阪・関西万博に向けても、更なるバリアフリー化に努めている。

また、2024年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、「食料安全保障」を国民一人一人の食料の入手の観点を含めたものとして定義した上で、その確保を基本理念の一つとして「食料の円滑な入手の確保」に必要な施策を講ずることとした。これに基づき、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活を実践できていない者や、高齢化や地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人(いわゆる「買物困難者」)の増加を踏まえ、そうした者への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、物流事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援しているほか、食品提供の質・量の充実に向けたフードバンク・こども食堂等の取組やラストワンマイル配送等の支援を進めている。

さらに、認知症高齢者や障害者等の配慮を要する消費者を見守る「消費者安全確保地域協議会」が全国で540以上の地方自治体で設置され(2025年2月末現在)、地域の消費生活センターや福祉部門が連携して、消費者被害の未然防止や被害救済に向けた地域の見守り活動を進めてきた。

コラム③：広がる共助の取組

【事例1】豊田市「ずっと元気！プロジェクト」～官民連携介護予防の取組～

日本の中部に位置する愛知県豊田市は、人口約42万人を有し、2020年のデータによると高齢化率は23.1%に達し、年々高齢化が進んでいる。「ずっと元気！プロジェクト」は2021年7月に開始され、2026年6月までの5年間を事業期間として、スポーツや趣味、コミュニケーションを含む多彩な介護予防プログラムが展開されている。こうしたプログラムにより、将来の介護費用の抑制に取り組むというプロジェクトである。

プロジェクトの背景には、急速に進む高齢化に伴う介護リスク増大の懸念があった。これに輪をかける形で、新型コロナウイルス感染症により高齢者の外出が抑制され、更なるリスクの増大が想定された。こうした事態を踏まえ、趣味や運動、就労等によって高齢者の「社会参加機会・社会活動量」を増加させ、介護リスクの低減を図り、人との様々なつながりを得ることに加えて「生きがい」や「楽しみ」を得ることで、より「幸せ」を感じられる暮らしの実現を目指すための事業として、プロジェクトが開始された。

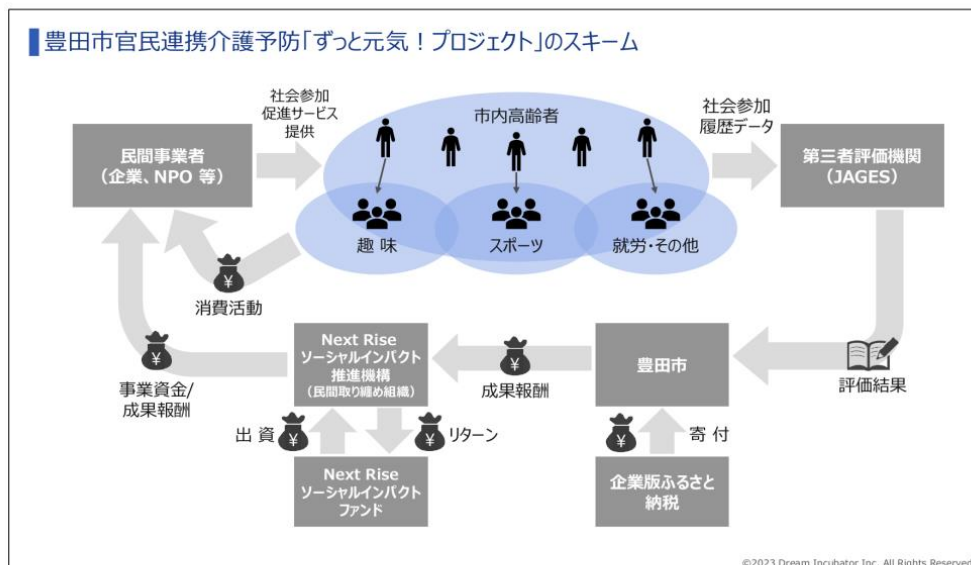
このプロジェクトは、社会課題の解決を民間企業のノウハウと資金を活用し、成果報酬型で実施するソーシャルインパクトボンド(SIB)という手法を活用している。5年間で5億円が投入されており、株式会社ドリームインキュベータが、豊田市と連携しながら、各事業者を取りまとめプロジェクト全体をマネジメントしている。具体的な数値目標(5年間で10億円の介護費用削減)に基づく評価・管理が行われているのが特徴である。実際のインパクトは、日本老年学的評価研究機構(JAGES)が第三者評価を行ったところ、2年目時点で、約3.7億円の効果が推計され、最終的に10億円の削減目標も達成できる見込みである。

この取組には多くの地元事業者が参加している。地元企業のネットワークづくりは地元のNPO法人「働く人の笑顔創り研究所」が担っており、株式会社ドリームインキュベータの子会社であるNext Rise ソーシャルインパクト推進機構と連動してプロジェクトに参画している。単発的なイベントで終わらせず、継続的に高齢者の人の支援ができることを重視している。

このように豊田市では民間事業者やNPOと行政の連携によって介護予防の取組の充実が図られている。

【参考：豊田市の「ずっと元気！プロジェクト」の事業スキーム】

■ 豊田市官民連携介護予防「ずっと元気！プロジェクト」のスキーム



出所：株式会社ドリームインキュベータ 講演資料

【事例2】全国の生協の地域社会づくりへの取組

生活協同組合は、「消費者生活協同組合法」に基づいて設立される協同組合の一つで、利用者である組合員自身が出資し、意思決定や運営を行う団体である。「みんなで出資し、みんなで運営し、みんなで利用する」という点が特徴である。2023年度の組合員数は3,063万人で、総事業高は3兆7,379億円(約273億米ドル¹²)である。事業種類では、宅配や店舗での商品供給、共済、医療・福祉など暮らしを支える事業を行っている。

生活協同組合は、宅配事業のインフラを活用した「地域見守り活動」を1,300市区町村と協定を締結して展開している。これは、1,741ある全市区町村の74.7%に値する(2025年1月時点)。具体的には、宅配物がそのまま残っていたり、インターホンに応えなかったり、電気がつけっぱなしだったりすると宅配員が異変に気づき、あらかじめ登録のある緊急連絡先に連絡を行い、緊急の場合は病院や警察へ連絡を行う。旅行や入院で不在だったということもあるが、自宅内で倒れていたという緊急事態も確認されている。また、各都道府県と包括連携を結び、地元の人々の暮らしを支える活動も行っている。一例を紹介すると、岩手県普代村では、高齢化が進み、料理をするのが難しくなった人に栄養バランスの食事を届ける夕食宅配サービス事業を開始している。配達員が食事を届けることで見守り活動にもなり、高齢者世帯の安全、安心な暮らしに寄与している。

また、地域の課題解決を図る取組を行う組織との連携も進めている。2021年4月から、買い物困難など地域の課題を解決する取組や生活困窮者への支援を行う組織等に、都道府県の許可を受けて、生協が物品を供給することが可能となった。そのほか、例えば、兵庫県神戸市では、買物支援の取組も行っている。「買いもん行こカー」という名前で、買い物が困難な高齢者を自宅から店舗まで送迎する無料の送迎車を運営している。曜日と時間を決めて毎週乗り合い方式で実施している。「お店へ出かけて、自分で商品を選ぶ」という当たり前の生活の維持するための取組である。これまで延べ15万1,206人(2023年度)が利用している。



¹² 1米ドル 137 円で計算

生活協同組合は、コミュニティの持続可能な発展のために活動している組織として、安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、組合員自身が生協の様々な取組に参加して、主体性を育み、成長の喜びと人生が豊かになる実感を得るなど、様々な価値が生まれている。こうした活動は、SDGsの達成につながる取組の優良事例(グッドプラクティス)と言える。

(こども施策の抜本的強化と教育振興)

こども¹³を取り巻く厳しい環境等を背景に、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、2023年4月にこども家庭庁を創設した。同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律である、こども基本法が施行された。同年12月には、こども基本法に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本的方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の抜本的強化が図られている。こども・若者から個別の政策について意見を聴取し、政策に反映させる取組も進められている。

また、日本は、幼児教育・保育の無償化(2019年10月より実施)や、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上への取組、高等教育の修学支援新制度(2020年4月より開始。授業料等の減免及び給付型奨学金の支給を併せて実施する制度)等による経済的支援の充実などに取り組んできた。障害のある児童生徒の教育についても、その一層の充実を図るための学校における特別支援教育の推進、学校卒業後の障害者の生涯学習を推進する教育・学習環境整備に取り組んできている。

さらに、現行の学習指導要領においては、ESD(持続可能な開発のための教育)の目的である「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることを掲げており、各学校で取組が推進されている。ESDは、SDGsの全ての目標の実現に寄与するとされており、日本では、ユネスコ憲章¹⁴に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校である「ユネスコスクール」をESDの推進拠点と位置付けている。日本のユネスコスクールは1,000校を超えており、世界最多となっている。また、SDGsが目指す持続可能な社会の構築を目的とする環境教育等促進法に基づき、環境教育・ESDも推進しており、教職員等研修、体験学習の推進、情報発信、表彰制度による取組奨励等を行ってきている。

¹³ 「こども」の用語については、こども基本法第二条の定義に従い「こども」としている。

¹⁴ 「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」(憲章前文)

また、持続可能な社会の実現に向けては、次世代を担うこどもたちが自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深め、感謝の念を育むとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが重要である。日本は、第4次食育推進基本計画に基づき、学校給食における地場産物の活用や農林漁業体験機会の提供、栄養バランスに配慮した食生活の重要性等の食について学ぶ機会の充実等を通じて、食や農林漁業への理解増進と健全な食生活の実践促進に取り組んでいる。

一方、様々な事情で学校に通えない不登校の状況については、2023年度調査において、小・中学校の不登校児童生徒数が約34万6,000人、うち学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数が約13万4,000人となるなどの結果が明らかになった。こうした状況を踏まえ、日本政府においては、2023年に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」に基づき、こどもたちに寄り添い、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる学習環境づくりに取り組んでいる。

コラム④:こども施策の抜本的強化 ～こども家庭庁の創設～

(こども家庭庁創設について)

2023 年、日本政府はこども家庭庁を新たに創設した。こども家庭庁は、こどもや家庭に関連する政策を一元的に推進し、より効果的な支援を提供することを目的としている。従来のこども政策は、少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、日本政府が各種の施策に取り組んできたが、児童虐待の相談対応件数や不登校児童生徒数、いじめの重大事態件数が依然として多い状況であるなど、こどもや家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっていた。

こうした背景の下、2021年12月21日に、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を日本社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが閣議決定された。2022年6月15日には「こども家庭庁設置法案」が成立し、2023年4月1日にこども家庭庁が正式に発足した。

こども家庭庁は、こどもが自立した個人として健やかに成長できる社会の実現を目指し、こどもや家庭の福祉増進、保健向上、子育て支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を行う。また、これまで複数の省庁が別々に担当していたこども政策を一元的に所管し、新規の政策課題に取り組む役割を果たす。

（こども家庭庁創設以降の主な進展）

こども家庭庁は、3兆6,000億円（約240億ドル¹⁵）規模の「加速化プラン」を示した「こども未来戦略」の策定、「子ども・子育て支援法等」の改正法の成立、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の策定、そして「こども性暴力防止法」の制定など、重要な施策を推進してきた。

今後も「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進し、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援するとともに、少子化のトレンドを大きく変え、日本の未来を担う人材を社会全体で育むことに全力で取り組む必要がある。具体的には、「こども未来戦略」に基づく施策の迅速な実行、こどもを性暴力から守る施策、こどもの安全対策、虐待や自殺、いじめ防止、不登校対策に着実に取り組んでいく。

（こども・若者の社会参画と意見反映）

また、こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを据え、こども施策を推進する上で必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」を掲げている。こども基本法の基本理念を踏まえると、「こども・若者の社会参画と意見反映」を車の両輪として進めていくことが求められている。この点に関し、同法の趣旨を踏まえ、こどもや若者から政策に関して、意見を聴取し、政策に反映させる取組である「こども若者★いけんぷらす」を2023年度に開始した。2024年度には、23テーマで延べ約1,900名のこども・若者から意見聴取を実施した。この取組では各府省庁が設定したテーマだけではなく、こども・若者から発案のあったテーマについての意見聴取も実施している。

（ユース・若者の参画）

2018年に第6回SDGs推進本部で設立が決定された「次世代のSDGs推進プラットフォーム」は、若者によるSDGs推進活動を行ってきた。2025年3月時点で、同プラットフォームには、G7/G20 Youth Japan、公益社団法人日本青年会議所（日本JC）、持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム（JYPS）が所属している。

前回VNRを実施した2021年以降、SDGs推進円卓会議に同プラットフォームの構成員がユース・若者代表として加わった。また、2023年12月に改定したSDGs実施指針では、「若い世代の意味ある参画の拡大の取組」を掲げ、2024年に10月にユース・若者代表を2名に増やした。2024年4月に外務大臣の下、各界の有識者の参画を得て立ち上がった「国際社会の持続可能性に関する有識者懇談会」に同プラットフォームから1名参加し、同有識者懇談会では、

¹⁵2023年度の為替レート1米ドル／149.63円を基に、参考として事務局にて計算

SDGsの期限年である2030年以降も見据えた成長と持続可能性の確保の在り方について、若者としての意見を発信した。

同プラットフォームの活動として、2022年、2023年及び2024年のECOSOCユースフォーラムに日本代表として出席し、日本の若者の意見を発信した。2024年には、国連未来サミットに向けた活動として、7月に「上川外務大臣とユースとの対話イベント」へ参加、9月に国連未来サミットへ同プラットフォーム1名を含む計5名の若者の日本政府代表団の一員として参加し、未来サミットの成果文書でも若者の重要性が確認された。また、12月にシュタイナー国連開発計画(UNDP)総裁の訪日を機に開催されたイベントへの参加など、若者の意義ある参画に関する意見等を発信した。

日本は、防災意識の啓発や国土強靱化を担う将来のリーダー育成を目的に、2016年から過去6回にわたり「世界津波の日」高校生サミットを開催し、国内外から計2,163名の高校生が参加した。2024年の熊本開催で議長・副議長を務めた高校生は、国連本部での「世界津波の日」啓発イベントにも登壇し、サミットの成果を世界に向けて発信した。

コラム⑤：次世代のSDGs推進プラットフォーム

本コラムでは、次世代のSDGs推進プラットフォームを構成する3団体がそれぞれの団体の概要や活動について執筆し、紹介するものである。

持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

(団体概要)

JYPSは、2015年に設立され、日本の若者の声を集約し、それを政策として日本政府や国連、市民社会に届ける場を創設している団体である。多様なバックグラウンドを持つ若者の意見や想いをイベントの開催や意見調査によって集約し、日本政府との意見交換会や国際会議への意味のある参画を通して、若者の意見が反映される持続可能な社会の創設に取り組んでいる。

(活動実績)

JYPSでは、2025年のVNRに関連して Voluntary Youth Review(VYR)を発表するために、日本の若者の声や状況の調査を行った。SDGsの17目標を基に「格差・貧困・ジェンダー」「教育・ウェルビーイング」「環境・気候・生物多様性」「ユース参画」の4つのテーマに絞り、アンケート、インタビュー、ディスカッションイベントを実施した。

「格差・貧困・ジェンダー」では、経済状況が高等教育進学に与える影響や地域による学習環境の格差、進路の固定化が明らかとなった。ジェンダーの影響も大きく、進学や学習環境に関

して性別に関する制約を感じる若者が増加していることが分かった。

「教育・ウェルビーイング」では、校外活動や実践的なテクノロジー活用、実用的な英語使用の機会を求める声があがった。包括的性教育に関しては認知度が低く、全ての学校での導入が望まれていた。ウェルビーイングについては、概念への理解があるものの、具体的な意味については統一された価値観がなく、無関心層も存在していた。

「環境・気候・生物多様性」では、気候変動や生物多様性の重要性に対する認識が高かったものの、理解度の低さや情報不足が行動変容を促す上での課題として浮かび上がった。他方で、自然との関わりや議論の機会が問題解決への意識を高めることが分かった。原子力発電については長期的な廃止を望む声が大多数を占めた。

「ユース参画」では、未来に対して肯定的な見解を持つ若者が多い一方で、政治への関心が低いという意見も多かった。その解決には、若者と大人が対等に対話できる場の提供が求められ、社会問題に取り組む団体や意思決定機関への参加を望む若者が多いことが明らかになった。

この結果は報告書として各省庁や国際機関などに手交し、若者の現状や課題を反映に向けたアドボカシー活動を展開している。

(国際会議における意味のあるユース参画)

SDGs の理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現には、国境、分野、セクター、そして世代を超えた協働は欠かせない。国連事務総長のアントニオ・グテーレス氏が、「国連内外を問わず、意義深く多様で効果的なユースの参画は持続可能な開発目標の達成に不可欠である」と述べたように、意味あるユース参画は保障されるべきである¹⁶。日本政府には、次世代プラットフォーム構成員をはじめとした日本の若者を政府代表団として国際会議へ派遣することが推奨される。

ECOSOC ユースフォーラムは、若者たちが世界レベルでの政策議論に貢献するため、国連経済社会理事会(ECOSOC)が主催する重要な会議である。2024 年の会議において、政府代表団の1名が、アジア地域の若者が欧米中心で開催される会議への地政学的な参画の障壁について発言し、同地域の若者から多くの支持を得た。今後も、国際会議における日本の若者のプレゼンス向上を推進するとともに、政治や利害関係を超えた若者の視点から協力関係を強化していくことが重要である。

¹⁶ United Nations ‘Young People’s Meaningful Involvement Vital for Advancing Sustainable Development Goals, Speakers Stress as Youth Forum Concludes’
<https://press.un.org/en/2022/ecosoc7076.doc.htm>.

国連未来サミットは、SDGs の達成と進化する新たな課題に取り組むための具体案を検討することを目指して開催された。サミットの成果文書「未来のための協定」では、持続可能な開発、平和と安全保障、人権、グローバル・ガバナンスの変革、デジタル、若者や将来の世代など、多岐に渡る課題解決を推進することが合意された。特出すべき若者及び将来世代に対する具体的な行動指針は以下の通りである。

- 若者にとって不可欠なサービスへの投資を拡大し、彼らが自国の社会経済開発に完全に参加できるよう確保することを約束していること(行動 36)
- すべての若者の人権を促進、保護、尊重し、社会的包摂と統合を促進すること(行動 37)
- 地域レベルからグローバルレベルまで、あらゆるレベルでの意思決定プロセスにおける若者の有意義な参加を強調していること(行動 38・39)

また、国連未来サミットに向けた事前イベントとして、「#YouthLead(ユースが主導する)」をテーマに掲げた企画が行われ、日本の若者も議論に参加した。会場参加者対象のアンケートでは、現状の若者の参画を「Tokenism(お飾り)」と評価する意見が大多数を占め、意味のある若者の参画の機会の増加が求められている。

行動指針に基づき、(1) 主権者教育の強化、(2) 地域や経済格差に囚われない中長期的な参画や意見交換の機会の設定、(3) 参画におけるリスク(ハラスメントや誹謗中傷、学業への支障など)から若者を守る仕組み作り、(4) 情報アクセス保証、(5) 意思決定・実行プロセスに関する説明責任の強化など具体的な前進を積み重ねることが、更なる意味ある若者の参画の推進、ひいては持続可能な社会の実現に貢献すると考える。

公益社団法人日本青年会議所(日本 JC)

(団体概要)

日本JCは、1949年、明るい豊かな社会の実現を理想とし、責任感と情熱をもった青年有志による東京青年商工会議所設立からスタートした。「修練」「奉仕」「友情」の三つの信条のもと、より良い社会づくりをめざし、ボランティアや様々な社会課題に積極的に取り組んでいる。

(活動実績)

日本JCは、2011年から毎年、JCI JAPAN グローバルユース国連大使育成事業を主催している。この事業は、国際関係や世界平和について学び、将来海外で活躍する人財を育成するものである。毎年、日本全国の中高生を大使として選拔し、国内外で研修を開催している。

2023 年度には、計3回の国内研修を開催し、海外研修においては、カンボジアで、「Smile

by Water キャンペーン」を通じて日本 JC が支援した井戸や養鶏場などを見学し、SDGs の目標6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の課題解決に向けた国際支援活動等について学んだ。また、東京ビッグサイトでフォーラムを開催し、堀井外務副大臣をお招きして参加者が抱えている SDGs の達成に向けた課題や困難について活発な意見交換を行った。さらに、米国ニューヨークでは、国連本部を訪問し、中満泉国連本部事務次長を表敬した。くわえて、国連日本政府代表部、在ニューヨーク日本国総領事も訪れた。ニューヨークの地元高校生とのランチ交流会では、ピザを食べながら平和について語り合うとともに、国連 Youth Envoy との意見交換を通じ、若者の発信力の持つ影響力や正しい理解と情報発信の重要性について理解を深めた。

2024年度には、国内研修において、ユース大使たちは、スリランカ生まれのにしゃんた氏から多様性について、広島文化センター(広島平和記念資料館)理事長を歴任されたスティーブン・ロイド・リーパー氏から戦争と平和について、そして海外で活躍する日本人である藤本正樹氏から、日本と海外の文化の違いや海外の教育の現状について講演を聞いた。3 回の国内研修を通して、世界平和実現のために自分たちが出来ることを考え、ディスカッションをした。

海外研修 1 か国目のカンボジアでは、ポル・ポト政権下の大虐殺が行われたキリングフィールドを訪問し、残虐な過去を知ることや文化の違いについて現地の子供たちとのグループワークを通して学んだ。2 か国目のフィリピンでは、ミンダナオ諸島で図書館の運営をし、現地の子供たちの支援をしている松井友氏から、フィリピンの現状や危険と隣り合わせの場所で生活する子供たちが多くいることを学んだ。

大使たちは帰国後から、出身地域を中心に各地で啓発活動を行っており、一人でも多くの方に平和に向けた行動を起こしていただくきっかけを作っていく。

G7/G20 Youth Japan

(団体概要)

G7/G20 Youth Japan は、2008 年に、アカデミック性・専門性を担保した若者の建設的な政策提言を行うために設立された。主に Y7 サミット及び Y20 サミット(以下 Y7/Y20)へ日本代表団を派遣している。

(近年の活動実績)

2023年 G7 日本開催に伴い、併せて Y7 Summit 2023 Japan(Y7 日本)を主催した。サミット開催前には、平和と安全保障、経済、気候変動や環境問題、保健と福祉、デジタルイノベーション等のテーマごとに、一般公開のディスカッションイベントや若者の意識調査を実施した。また、国際連合大学との共催で高校生 G7 サミット 2023 も開催し、120 名弱の高校生

が一堂に会し、高校生目線の政策提言作りの機会を提供した。

年次の若者の意識調査では次のような回答と示唆を得ている。

- ① 80%が職場・学校・において自分自身も含め理不尽な理由で不利な立場に置かれている人がいる、要因はジェンダー、年齢、障害と回答。ユースが思い描く「インクルーシブ(包摂的)な社会」はバックグラウンドやアイデンティティに関わらず誰もが貢献し活躍できる社会であることが分かった。
- ② 今後のサステナビリティ、気候変動、エネルギーなどに関する技術開発に貢献する最も重要な主体として、30%が中小・ベンチャー企業、20%が大企業、20%が国際機関、19%が政府と回答。ユースの中小・ベンチャー企業への期待が大きいことが示された。
- ③ 約 80%が、一つの会社/組織で継続的に働く可能性について否定的な回答をし、且つ半数以上が副業を実施していた/している/検討していると回答。ユースにとって自身の能力の発揮や成長、お金が労働環境の選択の基準の一つとなっていることが分かった。

さらに、毎年実施しているディスカッションイベントでは、地球規模課題への国家の枠を超えた協力・連携の重要性や、グローバルサウスを巻き込んだ持続可能な社会の共創の必要性、心身の安全と安心を守るための包摂的な社会の実現等が議論されている。また、デジタル人材の育成と、女性を含めたマイノリティ人材の活躍が、持続可能な経済発展に必要であることや、気候変動や急速な進歩を遂げるデジタルテクノロジーに対して、各国共通のガイドラインを作成するべきといった意見が挙げられている。

これらを通じて集約している多くの若者の意見は、日本代表団を通じて、各国の若者の議論の場にてコミュニケとしてまとめられ、毎年 G7/G20 に提言されている。2023 年の Y7 日本では岸田総理大臣に手交、G7 に提言、同様に 2024 年はイタリアとブラジルにて G7/G20 に提言した。

なお、上記 Y7/Y20 とは別に、過去アンケートの蓄積を元に、若者が求める幸せな社会とそれに必要な要素を調査した。ポスト 2030 アジェンダでは、日本経済の持続可能な発展が必須で、「心、体、地球の健康」「企業と個人の成長」「国内外の繋がり」の 3 要素が不可欠であることが分かった。若者の、固定概念や慣習にとらわれない自由な発想と、実績・経験を伴った成熟したユースの声を反映することが、新たな価値概念の創出につながる一方で、裁量権と影響を持てる機会は限られており、若者世代の意見を代表する主体の活動の場の確保・拡充が必要である。

はじめに

持続可能な開発目標(SDGs)は、国際社会が直面する課題を解決し、持続可能で包摂的な未来を築くためのグローバルな枠組みである。その達成には、次世代を担う若者の視点や行動が欠かせない。G7 及び G20 の公式ユースエンゲージメントグループである Y7/Y20 の運営に携わり、日本の若者がグローバルな政策議論に参加できる環境を整える為に活動を行ってきた観点から、本コラムでは、SDGs の達成に向けた日本のリーダーシップと若者の役割、そしてイノベーションの重要性について述べる。さらに、持続可能な未来を目指すために、日本が取り組むべき課題と可能性を探る。

1 持続可能な社会を実現する「Happy Economics」のビジョン

Y7/Y20 Japan では、持続可能な社会と経済を同時に実現するために、以下の 3 つの柱を提唱している。これらの柱がらせん状に複雑に絡み合うことで、持続可能な社会を実現できるのではないかという仮説に基づいている。

① Health:心、体、地球の健康

持続可能な社会を目指す上で、心身の健康と地球環境の保全を両立することが不可欠である。そのためには以下の取組が重要だと考える。

- ・ 持続可能な経営モデルや健康関連産業の成長を促進すること。
- ・ 予防医療の発展や脱炭素社会の実現を目指すこと。
- ・ デジタル技術に加え、人間を大切にしたアプローチを活用し、個人のウェルビーイングの向上を図り、企業や組織における健康経営の推進を目指すこと。

② Growth:企業と個人の成長

創造性や起業家精神を育むことで、経済成長の原動力を形成することが重要である。特に以下の取組を通じた個人が自己実現の機会を拡大することが鍵となると考える。

- ・ 創造性を引き出す教育プログラムの導入や、新しい産業を生み出すエコシステムの構築。
- ・ 国内でチャレンジする人々を後押しする社会風土を整備すること。
- ・ 失敗を許容し、何度でも再挑戦できる文化の醸成と、人々が互いに足を引っ張らない協力的な環境の構築。

③ Connection:国内外のつながり

幸せの決定要因として、経済的要素ではなく「つながり」が重要であるという調査結果がある。多様な人々が地域からグローバルに至るまでつながりを感じられる社会を実現するためには、以下のような要素が必要なのではないか。

- ・ 世代や背景を超えた相互理解と交流を促進する文化を醸成すること。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図ると同時に、グローバルに通用する教育を推進すること。
- ・ ジェンダー平等、多様性を奨励する政策を通じて、多様な人材が活躍できる社会を構築すること。

これらの柱は、SDGs 達成に向けて日本が果たすべき役割を具体的に示しており、社会課題を解決しつつ、経済成長を実現するための重要な指針となると考える。これらを実現するためには、若者の視点や行動が欠かせない要素となるだろう。

2 日本が示す持続可能な社会へのリーダーシップ

以上のような社会を国内で実現し、更に世界にも貢献していくためには、どのような取組が必要なのだろうか。例えば、全世界が環境問題に関して様々な意見がある状況だが、日本は、2050 年までにカーボンニュートラルを達成する目標において、国際社会の中で着実な進捗を示している。この成功は、環境政策の努力だけでなく、皮肉にも人口減少や経済成長の停滞という課題を強みに転じた結果でもあると、幾つかの調査結果が示している。少子高齢化は経済の制約要因と見なされがちだが、環境負荷軽減という観点からは、持続可能性を強化する要素となり得るなど、これまで良いとされていた価値観が、変容していく時代に突入しているのかもしれない。

このような時代背景の中で、多くの国が日本と同様の課題に直面していくことを踏まえると、日本は社会・環境・経済価値を統合する社会モデルを示し、国際社会においてリーダーシップを発揮することが求められているように感じる。グリーン・トランスフォーメーション(GX)の分野に限らず、少子高齢化や、社会問題を抱える日本は、他国の模範となる持続可能な社会構築の道筋を世界に示し、ロールモデルになり得るからである。特に、欧米が作り上げたルールに従うだけではなく、日本独自の視点から「あるべき社会の姿」のビジョンを作り、国内外に発信していくことが大事なのではないかと思う。

そのためには、いわゆる学生や 20 代の若者もそうだが、30 代、40 代といった幅広い世代の意見を積極的に取り入れながら、自国の強みや弱みを正しく理解し、戦略を構築していくことが不可欠だと考える。

3 イノベーションの商業化が鍵となる未来への道筋

以上の目的を達成し、SDGs の実現に向けたリーダーシップを発揮するためには、政策だけでなくイノベーションの商業化が不可欠である。現在解決できていない課題を打破するためには、当然ながらイノベーションが必要だが、それは単なる研究開発(R&D)や特許の数にとどまるものではない。むしろ、破壊的なイノベーションを通じて既存事業を変革し、新たな経済価値を創出することが求められている。日本は R&D において高い強みを持っているが、その成果を商業化し、経済成長に効果的につなげる力が十分に発揮されていない部分が見受けられる。さらに、R&D の多くが既存分野の改善にとどまっているため、世界の課題から逆算したアプローチで、商業化を視野に入れたイノベーションを進めていくことが極めて重要である。

Y7/Y20 を通じて多くの若者と対話を重ねた中で、SDGs に共感している若者が多くいる一方、SDGs を「自分事」として捉えられない理由の一つとして、それが貨幣価値と直結していない点が挙げられた。特に、経済的に困難な状況にある国内では、社会課題の解決に対する漠然とした取組が、若者に限らず一般の共感を得にくい現実がある。そのため、SDGs を達成するには、経済成長を牽引するイノベーションを推進し、それを具体的な商業化へと結びつけることが不可欠である。

この過程において、革新的なベンチャー企業や企業内での商業化の推進が求められるが、ここでも若者の力は欠かせない。歴史的にも、破壊的なビジネスモデルの多くは若い世代から生まれてきた。そのため、若者がイノベーションの担い手となるためには、彼らに適した風土や環境、教育、リソースを提供することが極めて重要である。このような取組が、社会課題の解決だけでなく、持続可能な経済成長を実現する鍵となるのではないか。

4 自前主義からの脱却と国際連携の重要性

過去の日本経済の成功例から学ぶべき教訓の一つに、「自前主義からの脱却」が挙げられる。例えば、自動車産業の発展は、欧米から基幹技術を取り入れた上での徹底的な改良によるものであった。同様に、世界各国の最先端技術や商業化の知恵を取り入れ、それを商業化するエコシステムを構築することで、日本は持続可能な成長を遂げることができるのではないか。

しかし近年、日本では一部の分野で過度な自前主義がイノベーションの進展を妨げている傾向が見られる。特に、AI、デジタル技術、GX等の分野では、国際連携や技術導入を通じてイノベーションを加速させることが必要である。これにより、国内外で SDGs の課題解決を進めると同時に、日本経済の競争力を高めることができる。さらに、このような取組は、日本が技術起点や場当たりの新規事業を目指すのではなく、世界を俯瞰した視点から重点分野を特定し、

「この分野で起業すべきだ」といった明確なメッセージを若者に伝えることにもつながるのではないかと考えられる。こうした方向性は、未来を切り開く若者にとって、大きな指針となると考えられる。

5 結論

日本が持続可能な社会を実現し、SDGs 達成に向けたリーダーシップを発揮するためには、環境・経済・社会価値を統合する社会モデルを構築し、それを世界に発信することが重要である。そのためには、若者の意見を積極的に取り入れることが不可欠だ。若者はこれからの社会を担う存在であり、彼らの視点やアイデアを取り入れることで、新しい価値観を反映したより実効性の高いモデルを構築することが可能となる。

また、若者の力を活かすためには、彼らがイノベーションの担い手となれるような風土や教育、リソースを提供することが必要だ。歴史的に多くの革新的なビジネスモデルが若い世代から生まれてきたように、彼らが未来を切り開く原動力となることを支援する環境整備が求められる。

さらに、自前主義を脱却し、世界の最先端技術や知見を柔軟に取り入れることで、日本は競争力を高めるとともに、若者世代にも「この分野で挑戦すべきだ」という明確なビジョンを示すことができる。これらの取組を通じて、日本は持続可能な未来をリードする国となり、その中心的な役割の一端を若者が果たす社会を築いていくことが期待されるのではないかと考えられる。

(ジェンダー主流化・女性の活躍推進)

男女共同参画・女性活躍の推進について、2020 年 12 月、政府は「第5次男女共同参画基本計画(5次計画)」を閣議決定した(2023 年 12 月一部変更を閣議決定)。その中において、「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2030 年度末までの「基本認識」並びに 2025 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。また、女性の活躍を加速するために、2015 年以降、毎年6月を目途に「男女共同参画・女性活躍加速のための重点方針」を決定し、各府省の概算要求に反映させている。

日本政府は、2003 年から、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げていたが、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあったと認識している。このため、5 次計画では、新たな目標として、「2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」とことや、そのための通過点として、2020 年代の可

能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことを掲げた。

男女共同参画社会の実現のためには、基本計画に基づく各府省による取組の実施状況のモニタリング・評価が肝要との考えの下、男女共同参画社会基本法に基づき、関係大臣及びジェンダーに関し優れた識見を有する者から構成される男女共同参画会議を設置し、5次計画に基づく施策の実施等を監視している。特に、5次計画の中間年にあたる2023年には、成果目標の達成状況についてフォローアップし、一定の基準に未達である成果目標等について、専門調査会から意見が出され、男女共同参画会議において、これを踏まえ各府省にて取組を進めるよう促した。なお、2024年には、男女共同参画会議において、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討を開始している。

法制面では、2018年5月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立した。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。また、2021年6月の改正により、政党等が自主的に取り組むよう努める事項の例示として候補者の選定方法の改善等が規定された。同時に、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設、そのほか国及び地方公共団体の施策の強化等が図られた。

また、2015年8月に、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。これにより、国や地方公共団体、常用労働者数301人以上の企業に対し、女性の採用割合や管理職割合等の数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられた。2019年には行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が盛り込まれた一部改正法が成立し、2022年度から常用労働者数101人以上の企業へ拡大された。また、2022年には、男女の賃金の差異を新たに情報公表項目として位置付け、国、地方公共団体及び常時雇用する労働者の数が301人以上の民間企業等の事業主は、当該項目を必須で公表することとされた。2025年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、延長に向けた改正法案を2025年度通常国会において提出することを目指し、更なる女性活躍推進に向けた所要の検討を行っている。企業の取組も促すべく、2012年度から東京証券取引所(以下、東証)と連携して「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄(「なでしこ銘柄」)として選定している。さらに、コーポレートガバナンス改革に

より、2023 年 10 月には、東証において、プライム市場上場企業に対する、女性役員比率に係る数値目標の設定等に関する上場規程の改正が行われた。

また、日本は、2023年6月に決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」において、東証プライム市場上場企業を対象として、「2030 年までに、女性役員の比率を 30%以上とすることを目指す」などの目標を掲げ、また、その中間的な目標として、同年12月の5次計画においても2025年までの新しい成果目標として、「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合」を 19%とすること等を決定し、企業における女性の採用・育成・登用の強化に取り組んでいる。

女性の活躍推進に関する状況が優良であることなど一定の要件を満たす企業を、えるぼし認定企業として認定している。2008年以降、輝く女性のためのシンポジウムを年に複数回日本各地で実施してきている。例えば、2024年には、東京、札幌、福井県、オンライン等で10回程シンポジウムを開催した。

こうした取組を進めるための基盤として、働き方改革、仕事と育児・介護の両立支援の推進、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の健康支援、配偶者等からの暴力への対策及び性犯罪・性暴力対策の強化などを着実に進めていく。そして、改めて、あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組むとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った政策が実現されるよう、政府全体で取組を一層強化していく。

(外国人との共生社会の実現)

日本は、外国人との共生社会の実現に向け、2018 年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、2022 年には目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策を示すものとして、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定した。

(ビジネスと人権)

国際的に企業活動における人権尊重の重要性が高まる中、日本は 2020 年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定し、2022 年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、2023 年には公共調達における人権配慮に関する政府方針を決定した。

また、サプライチェーンのグローバル化が進む中、日本は、国連開発計画（UNDP）や国際労働機関（ILO）といった国際機関とも連携しつつ、日本企業の進出国を中心に、現地政府に対する行動計画の策定・実施の支援や、日本企業及びそのサプライヤーに対する研修やセミナー等を実施するとともに、グローバル・サプライチェーンにおける労働者のディーセント・ワークの実現を支援している。

さらに、日本政府は、（2025年3月時点において）行動計画の改定作業を進めており、引き続き、SDGs の達成への貢献を図っていく。

民間企業におけるビジネスと人権分野の取組の一環として、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）は、800 を超える団体・個人が参加する外国人労働者支援プラットフォームである。日本を目指す/日本で暮らす外国人労働者向けに、情報提供・人権保護・相談窓口の設置を行い、22 言語対応の「JP-MIRAI アシスト」や生活情報提供のポータルを運営している。また、同時に、外国人を雇用する企業やその製品・サービスを利用する大手企業向けに、外国人労働者の倫理的な外国人採用に対する支援や労働環境の改善を促進している。これらの取組は 2024 年度の「ビジネスと人権」作業部会の訪日報告書においても評価されている。

重点事項③：地球規模の主要課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失、そして汚染という三つの世界的危機は複雑に絡み合っており、気候と持続可能な開発の危機に同時に対処し相乗効果(シナジー)を生む統合的な対応が必要である。こうした考えの下、日本は、温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させて排出量を実質ゼロにし、循環共生型の経済・社会を実現し、生物多様性の損失を止め、反転させる(＝ネイチャーポジティブ／自然再興)ための取組を進めている。

重点事項①にも記載されているGX・DXや、下記に挙げる様々な取組を通じ、最新(2022年度)の日本の温室効果ガスの排出・吸収量は、約10億8,500万トン(二酸化炭素(CO₂)換算、以下同じ。)で、2013年度比では22.9%(約3億2,210万トン)の減少となり、2050年ネット・ゼロに向けた順調な減少傾向を継続している。2025年2月には、2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む地球温暖化対策計画を閣議決定している。同時に、脱炭素化に向けては、G7やアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)において、エネルギー安全保障、気候変動、地政学的リスクに一体的に対応し、各国の事情に応じた多様な道筋を認めつつ、ネット・ゼロ実現という各国共通のゴールを目指す方向性が示されている。日本は、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げており、その対策を更に推進するため、2025年2月にエネルギー基本計画を改定した(以下「5. 各目標の達成状況」目標7及び13参照。)

また、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、日本は、仙台防災枠組に沿って、人命を守り、社会経済機能を強靱化するための取組を推進してきた。国土強靱化計画に基づき、防災への投資(例えば、観測体制強化、予測技術開発、効果的な情報発信の組み合わせ)は、近年の集中豪雨等に対しても、災害リスクの削減、早期避難、迅速な復旧復興等に効果を上げている(以下「5. 各目標の達成状況」目標9参照。)。これらの取組を通じ、経済・社会システムの強靱化を図ってきた。

さらに、脱炭素対応等の必要性といった環境制約や、資源の自給率の低さといった資源制約・経済安全保障の観点も踏まえつつ、産業競争力の強化や地方創生にも貢献すべく、循環経済への移行を推進してきた。

生物多様性の保全と持続可能な利用については、日本は、2023年に国家戦略を策定し、2030年までにネイチャーポジティブを達成するための取組を進めている。2027年には、横浜でGREEN×EXPO 2027が開催される。この博覧会は、自然と共に生きる知恵を世界と共有し、自然・人・社会が共に持続するための最適解を示すことを目指す。

また、プラスチック汚染問題については、日本は、海洋ごみの回収・処理・発生抑制、実体把握調査、科学的知見の集積等を進めている。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた国際的な議論に貢献している。

国際保健分野では、例えば、1961年に国民皆保険制度を構築し、高齢社会にも対応したUHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ:全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを支払い可能な費用で受けられる状態)を推進してきた。こうした経験を途上国にも共有するため、WHOや世界銀行等の国際機関と連携して、世界におけるUHC達成のための人材育成等を行う世界的拠点「UHCナレッジハブ」を日本に創設する。

(循環共生型社会とシナジーアプローチ)

気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的な危機を克服するため、シナジーを世界規模で推進する必要があるとの考えから、日本は、個々の地球規模課題の間の相互連関に留意しながらシナジーアプローチを重視し、ネット・ゼロ経済、循環型で気候変動に強靱かつネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換を追求してきている。

2024年5月に閣議決定された、第六次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会として、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる社会、すなわち循環共生型社会の構築を掲げた。そのためには、自然資本(環境)があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、再生可能エネルギー等の地上資源を基調とし、環境負荷の総量を削減するにとどまらず、更に良好な環境の創出にもつながるような形に社会を展開していくことが重要である。今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学的知見に基づいたスピードとスケールを確保しつつ、6つの重点戦略(経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際)に位置付けられた施策間における相乗効果(シナジー)も発揮させながらSDGsの達成に貢献していくとしている。

国際的には、日本は、議長国を務めた2023年G7広島サミットを始めとした様々な機会に、「シナジーアプローチ」に係る国際的な議論を主導してきた。「気候変動とSDGsのシナジーに関する専門家グループ」は2023年SDGサミットに際して「気候とSDGのシナジーに関する第1次グローバル・レポート」を、2024年HLPF(国連ハイレベル政治フォーラム)に際して「気候とSDGのシナジーに関する第2次グローバル・レポート」をそれぞれ発表した。日本はこれらのレポートに対し、2022年7月に「第3回パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議」を、2024年3月に「SDGsエキスパートグループミーティング」をそれぞれ主催することなどで貢献した。このようなシナジーの重要性が国際的に注目される中、2024年3月の第6回国連環境総会(UNEA6)では、日本が提案した「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」(フィジー、カナダ、チリ、スイス、ノルウェー及びパルーも共同提案国)が採択された。

また、国際社会及び国内におけるSDGsの実施状況を共有するとともに、環境側面からのSDGsの取組を推進するために、民間企業や地方自治体、NGOなどの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、更なる取組の弾みをつける場として、2016年度からSDGsステーク

ホルダーズ・ミーティングを開催している。2022年3月の第13回会合、2023年2月の第14回会合では、SDGsに関する最新動向及びパリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議について紹介・共有しつつ、SDGs達成に向けて環境関連目標と他の項目との相乗効果のもたらし方等について議論を深めた。

（脱炭素）

気候変動分野では、国際社会の一致した取組の強化が必要であり、日本は、アジアを中心に世界の脱炭素化に貢献している。日本は、2021年から2025年までの5年間で、官民合わせて約148億ドル規模の適応分野の支援を含め、全体で最大700億ドル規模の支援を表明しており、着実に実施してきている。さらに、途上国での温室効果ガス削減を推進するため、二国間クレジット制度（JCM¹⁷）を通じ、29か国で250件以上の脱炭素プロジェクトを展開している。また、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC¹⁸）の下で、多様な道筋の下での脱炭素化プロジェクトを推進しているほか、ASEANにおける官民イニシアティブ（CEFIA¹⁹）を進め、脱炭素技術やファイナンスに関する議論を深めてきた。くわえて、「緑の気候基金（GCF²⁰）」に30億ドルを拠出し、2023年には更に最大約1,650億円を拠出する意向を表明した。企業の脱炭素への移行に向けた取組を支援するファイナンス手法であるトランジション・ファイナンスについては、更なる国際展開・浸透を図るため、2024年10月、金融庁とASEAN金融当局による主導の下、「アジア GX コンソーシアム」を設立し、事例の共有や実践的課題の集約・発信を行うなど国際的な場において議論を主導している。

日本は、2020年10月、ネット・ゼロ経済への移行を加速すべく、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、「2050年カーボンニュートラル」を宣言を行った。2021年4月に、2030年度に、温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すとともに、50%の高みに向け挑戦を続ける旨表明し、2021年10月に、上述の2030年度削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載した地球温暖化対策計画を閣議決定した。当該計画に基づき、経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で取組を進めてきた。

¹⁷ 二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）は、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じて、パートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得する制度。

¹⁸ AZEC: Asia Zero Emission Community

¹⁹ CEFIA: Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN

²⁰ GCF: Green Climate Fund

さらに、2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを内容とする2030年度から先の新たな温室効果ガス削減目標を含む地球温暖化対策計画を閣議決定した。目標の実現のために、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGX政策と協調して、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく。

コラム⑦：地域脱炭素の取組

日本政府は、2050年ネット・ゼロ、2030年度46%削減の実現に向けて、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を進めている。太陽光発電、風力発電、バイオマス発電を始めとした地域特性に応じた再生可能エネルギーを活用する地域脱炭素の取組は、地方公共団体が抱える地域課題の解決にも貢献する正に地方創生に資するものであり、SDGsの達成にも資するものである。日本政府は、脱炭素の取組と、地域経済循環・地場産業振興・農林水産業振興・観光振興・防災力・レジリエンス強化等を始めとした地域課題解決を両立し、地域の魅力と質を向上させる持続可能な地域づくりに取り組む地方公共団体を、各種施策を通じて支援している。

例えば、民生電力部門を中心に2050年を待つことなく2030年度までに、脱炭素と地域課題解決を同時に実現する地域として環境省が選定する脱炭素先行地域については、これまで全国38道府県107市町村の81提案(38道府県66市32町9村)を選定し、目標の達成に向け支援を実施している。これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示していく。また、自家消費型太陽光発電や住宅・建築物の省エネ性能向上など先進的な対策を、加速的かつ複合実施する地方公共団体について、重点対策加速化事業として複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援している。

今後とも日本政府として、このような取組を通じて地域における脱炭素の基盤の構築を図り、地域脱炭素の加速化・全国展開を目指していく。

地域脱炭素（地域GX）



- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→太陽光発電
- ・良好な風況
→風力発電
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→バイオマス発電
- ・荒廃農地
→営農型太陽光
- ・豊富な水資源
→小水力発電
- ・火山、温泉
→地熱発電、
バイナリー発電

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

- 近郊所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援等

産官学金労言



3

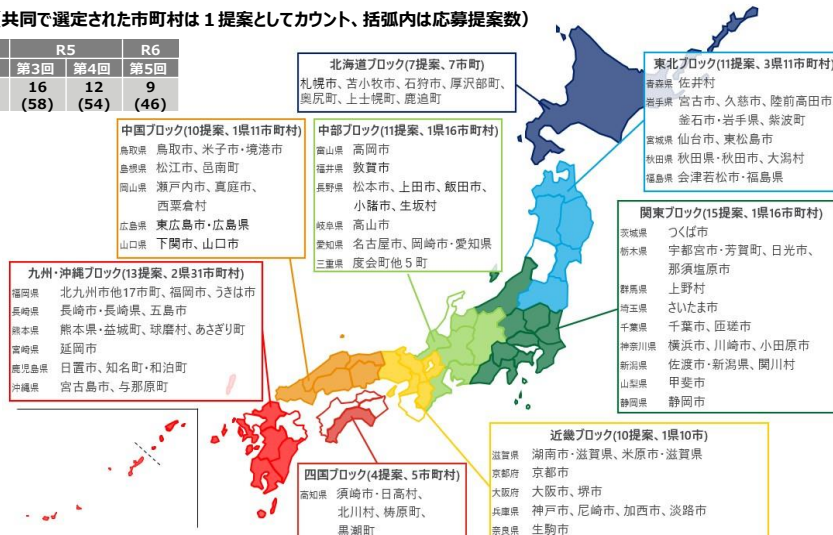
脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第5回）



- **脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第5回まで、全国38道府県107市町村の**81提案（38道府県66市32町9村）**を選定し、取組を実施。

年度別選定数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	R5	R6
第1回	第2回	第3回
25 (79)	19 (50)	16 (58)
	第4回	第5回
	12 (54)	9 (46)



0

脱炭素先行地域の取組事例



脱炭素×地域公共交通維持確保 (長野県上田市)

<対象エリア>

上田電鉄別所線沿線、沿線6自治会、沿線公共施設群

<取組内容>

- 上田電鉄別所線において鉄道用送電設備を活用した自営線マイクログリッドを構築し、平時は別所線のゼロカーボン運行を実現するとともに、災害時のレジリエンス強化。
- 地域エネルギー会社が太陽光発電等を導入し沿線住民に対し再生エネを供給するとともに、契約時に乗車時に使えるポイントを付与。全国的な課題である赤字ローカル線に対し、地域の再生エネ供給を通じた電気料金削減と沿線住民による利用促進を目指す。



上田電鉄別所線

脱炭素×観光地活性化・防災力強化 (島根県松江市)

<対象エリア>

国宝松江城周辺エリア、松江しんじ湖温泉エリア、玉造温泉エリア、美保関観光旅館エリア、防災拠点群、市有遊休地群

<取組内容>

- 歴史的な景観の保存と脱炭素を両立させ、観光地としてのブランド力と防災力の向上、住民や観光客が安心して生活・滞在できるまちづくりの推進、観光産業の活性化による賑わいの創出を図る。
- 温泉・宿泊施設に高効率ヒートポンプ給湯システムやソーラーカーポート等を導入、景観条例により太陽光発電の設置が困難なエリアには家庭・法人向けの100%再生エネ電力メニューを供給。
- 松江城の堀川遊覧船を電動化するとともに、観光地でのグリーンスクーモビリティの導入、コブルクレジットを活用した個人型旅行商品の販売等に取り組む。



国宝松江城



電動化された堀川遊覧船

(エネルギー・食料の安定供給確保と強靱な需給構造への転換)

気候変動対策を進める中でも、エネルギー基本計画の下、安全性の確保を大前提に、安定供給の確保やエネルギーコストの低減(S+3E²¹)に向けた取組を進めつつ、強靱なエネルギー需給構造への転換を含めたエネルギー安全保障を強化してきた。

また、食料・農林水産業においても SDGs や環境への対応が重視される中、2024 年に改正された「食料・農業・農村基本法」では、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられた。これに加え、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」や「みどりの食料システム法」により、環境負荷低減を図る取組を進めている。

(防災と国土強靱化)

気候変動に伴って世界中で多発する自然災害への対処に関しては、日本は、防災・減災分野における知見の共有を図るとともに、被災地のより良い復興(Build back better)等、「仙台防災枠組2015-2030」の推進を国内外で加速してきた。その上で、日本独自の貢献として、2019年からは「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を実施し、2022年までの間に洪水

²¹ S+3E(エスプラススリーイー)とは、安全性(Safety)を大前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に実現する考え方。

対策等を通じ、少なくとも500万人に対する支援を実施した。また、2023年には、防災枠組中間レビューで「政治宣言」を採択した。さらに、防災技術の海外展開を促進するため「JIPAD:Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction」を設立し、26回のセミナーを開催するなど、官民連携も強化した。

2024 年は、元日に能登半島地震が発生し、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされた。一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性と男性では災害から受ける影響が異なり、とりわけ女性やこども、また、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、災害対応の現場に女性が参画することが大変重要である。「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえ、防災分野における女性の参画拡大等を一層推進する。

水防災分野では、2023 年 3 月に国連本部において「国連水会議 2023」が開催され、テーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において上川陽子総理特使(当時)がエジプトのスウェイラム水資源・灌漑大臣とともに共同議長を務め、気候変動、水防災等に関する議論をリードした。会議後、エジプトとともに同分野における国際社会の議論のフォローアップを継続的に行っており、2023 年 11 月及び 2024 年 10 月のカイロ水週間、2023 年 12 月の国連気候変動サミット、2024 年 5 月の第 10 回世界水フォーラム、2024 年 6 月のドゥシャンベ水会議等において、日・エジプトで連携したフォローアップ会議を開催している。

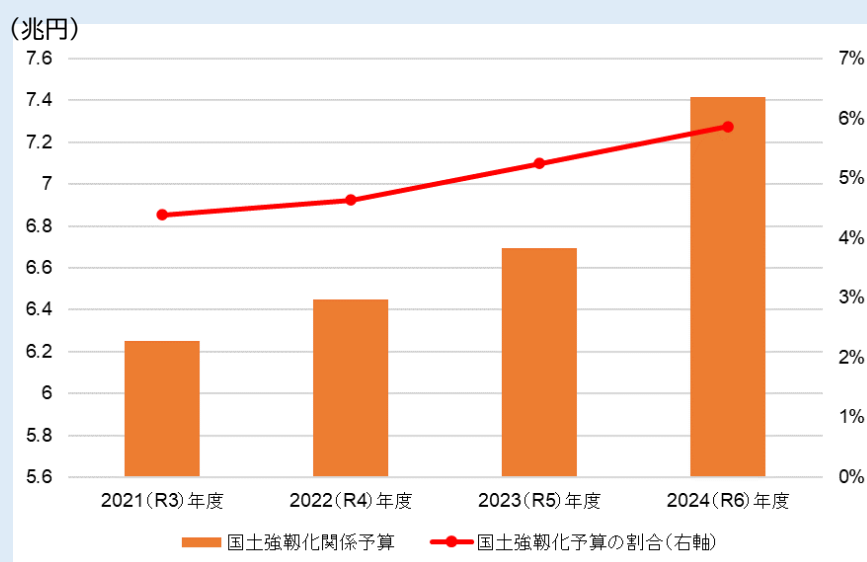
さらに、日本の気象・気候にも寒波などの影響を及ぼし、地球上で最も温暖化が進行している地域である北極域の環境変化の実態把握とプロセス解明、気象気候予測の高度化・精緻化などの先進的な研究を推進するとともに、北極域の国際研究プラットフォームとして、北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造を進めている。また、南極での観測研究を通して、気候変動に関するデータを継続的に取得している。

また、防災にも関わる取組として、日本は 2023 年 9 月に「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラについて、目指すべき姿や取組に当たっての視点を示すとともに、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通分野の取組を総合的・体系的に位置付けている。また、2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の会員数は、2,036名を超え(2025 年 1 月時点)、多様な主体の知見や技術を活用して、グリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めている。さらに 2024 年 9 月には、グリーンインフラを先駆的に進めているまちづくり事業者・投資家のみならず、地域におけるまちづくり事業者・金融機関等をターゲットとして、グリーンインフラによる多様な経済効果、評価・認証制度やファイナンスの仕組みまで幅広い情報を掲載した「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ ～経済効果の見える化を通じた都市開発・まちづくりにおける投資促進に向けて～」を取りまとめて公表した。

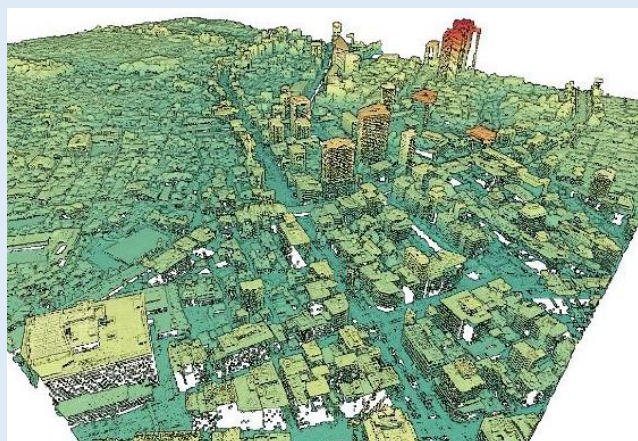
コラム⑧：国土強靱化のための事前投資

日本は、近年気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、2021年度から2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じている。

2021年度から2024年度の期間、毎年6.2～7.4兆円程度(約530億ドル～約590億ドル程度)の予算を確保し、政府全体予算のうち、約4～6%を国土強靱化に資する取組へ事前投資を進めてきた。災害が激甚化・頻発化する中で、日本政府が防災への投資を一定程度行うことが、持続可能な社会の構築には不可欠である。



国土強靱化推進にあたりデジタル化も推進している。例えば、2021年に熱海市で発生した土砂災害では、高精度標高データを使用し、発災前後の標高差分を取ることで被害状況の早期把握に貢献した。全国の約3割の地域で高精度標高データが未整備であり、早期の整備が課題となっており、航空レーザ測量により高精度標高データを整備している。高精度標高データにより、洪水や土砂災害等のシミュレーション精度が向上し、事前防災能力の向上が期待され、また、災害時には洪水の浸水範囲や土砂災害発生状況を迅速かつ精緻に把握できるため、迅速な復旧・復興にも寄与する。



高精度標高データ(3次元群データ)



標高データから浸水深を推定



3次元地図による可視化

(循環経済)

資源循環は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、日本としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要であることから、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を重要な政策課題として位置付けている。

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、2024年に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の状況の報告・公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講じることとした。

また、循環経済への移行により、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として第五次循環型社会形成推進基本計画を 2024 年8月に策定するとともに、取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、「循環経済に関する関係閣僚会議」を 2024 年7月に設置し、開催している。

また、2022年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたって、3R+Renewable(リデュース、リユース、リサイクル+再生可能資源の活用)の原則に則り、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じている。プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた国際的議論にも積極的に貢献している。

（食品ロス削減）

日本で発生している食品ロス量は年間472万トン（2022年度）と推計され、そのうち食品産業から発生する事業系食品ロスは236万トン、家庭から発生する家庭系食品ロスは236万トンとなっている。

2019年10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととした。さらに、事業系・家庭系食品ロスを2030年度までにそれぞれ2000年度比で半減させる目標を設定していたが、事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、2025年度からは事業系目標を60%減に変更した。

事業系食品ロスの削減に向けては、フードサプライチェーン全体で食品ロスを削減させるため、①商慣習の見直し（納品期限の緩和、賞味期限表示の年月表示化、賞味期限の延長）、②食品事業者の店舗等における消費者への食品ロス削減の普及啓発、③食品企業における未利用食品のフードバンク等への提供の推進、④飲食店等における「食べきり」や、食べ残しの「持ち帰り」に取り組んでいる。家庭系食品ロスの削減に向けては、消費者の行動変容を促すため、①賞味期限や消費期限の理解促進、②家庭での食材活用法の情報提供、③消費者一人一人が食品ロス問題をより身近なことと実感できるよう食品ロス量の推計値を基にした経済損失及び温室効果ガス排出量の推計値公表、④各地域等において食品ロスの削減を担う人材である食品ロス削減推進サポーターの育成など取り組んでいる。

（汚染防止）

化学物質の適正な利用と環境汚染の未然防止のため、日本は、化学物質審査規制法に基づく新たに製造・輸入される新規化学物質の事前審査（2023年度実績は281件）を行いつつ、難分解性や毒性等を有する化学物質の新たな指定を行ってきた。また、化学物質排出把握管理促進法の対象物質の見直しを行い、化学物質排出把握管理促進法施行令を改正し、2023年に施行するなど、化学物質排出移動量届出（PRTR²²）制度により化学物質排出量の事業者の自主的な管理を促進してきた。国際的には2023年9月、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5²³）において「化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals: GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。本枠組みは多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理の

²² PRTR: Pollutant Release and Transfer Register。事業者が化学物質の環境への排出量や移動量を把握し、国に届け出ることを義務付ける制度。

²³ ICCM5: The 5th session of the International Conference on Chemicals Management

自主的な枠組みであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。日本では、GFC の採択を受け、政府内に GFC 関係省庁連絡会議を設置し、GFC 国内実施計画の策定を進めている。

また、途上国におけるきれいな街の実現に向けて、2022年に立ち上げた「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ(JCCI)」を通じて、環境管理を担当する行政組織の能力強化を中心とした協力を実施し、廃棄物管理と水質汚濁・大気汚染防止等の環境対策の推進により、健全な環境質を実現し途上国の人々の健康と生活環境の保全を実現できる持続可能な社会の構築支援に取り組んでいる。同イニシアティブでは、JICA の協力成果、アセットの共有とともに、国際機関やドナー、地方自治体、民間企業等、国内外の様々なパートナーと連携した事業形成や関係機関からの情報発信を促進しており、環境汚染対策や気候変動対策のプラットフォーム機能も果たしている。

(海洋プラスチックごみ対策)

海洋ごみ等のプラスチック汚染対策について、日本は 2019 年の G20 大阪サミットにおいて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、2023 年の G7 広島サミットにおいてもプラスチック汚染に関する野心への合意を主導するなど国内外で積極的に取り組んできている。

例えば、法令や基本方針に基づき、海洋ごみの回収・処理や発生抑制、実態把握調査、科学的知見の集積を進めている。海岸漂着物等地域対策推進のための地方公共団体への財政支援に加え、啓発ウェブサイトの整備や地方公共団体や民間企業と連携したモデル事業を展開しているほか、データ集約や調査を進め、2019 年に公表した「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」の改訂作業を進めるなど、マイクロプラスチックの国際的モニタリング手法の調和を図ってきた。2024 年には世界的なモニタリングデータ共有システム (Atlas of Ocean Microplastics: AOMI)を整備し、データ提供を開始した。また、こうした対策の国際的な情報共有を促進するため、毎年 G20 議長国と共に G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく対策報告書の策定や、各種国際協力も進めている。さらに、海洋汚染等防止法に基づき、船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分を原則禁止し、水底土砂の海洋投入処分についての許可制度の適切な運用を行うなど、ロンドン条約 1996 年議定書等の海洋汚染の防止を目的とした国際条約を適切に履行している。

(生物多様性とネイチャーポジティブ)

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応するものとして、2023 年、日本は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、2030 年までのネイチャーポジティブの実現を目指

し、関係施策を推進してきた。例えば、2030年までに、国内の陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30 目標」の実現のため、国立公園等の保護地域の拡充に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域(OECM²⁴)の設定・管理を進めている。特に、OECM の設定を推進するために、民間等の自主的な取組によって生物多様性が保全されている場所を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、2024年10月時点で253か所を認定した。OECM等のネイチャーポジティブに向けた民間等の活動を更に促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」を2024年4月に公布した。

また、2024年に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、ネイチャーポジティブ経営への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、ネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策を示した。

国内での持続可能な森林経営推進に関しては、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を確立するため、主伐後の再造林や路網整備等を推進してきた。また、国際的に持続可能な森林経営の推進に貢献するため、民間企業等による REDD+²⁵や植林活動を推進するとともに、途上国の防災・減災機能強化に向け森林技術の海外展開を支援してきた。さらに、途上国の森林管理能力向上、森林・湿地の回復、NbS²⁶導入によるCO₂吸収を目指し、南米アマゾン、アフリカ、東南アジアを含む約40か国で自然環境保全事業を展開している。

²⁴ OECM; Other Effective area based Conservation Measures

²⁵ REDD+: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation Plus。途上国における森林減少と森林劣化からの温室効果ガス排出を削減し、森林保全や持続可能な森林管理を促進するための国際的な取組。

²⁶ Nbs: 自然を基盤とした解決策(Nature based Solution)。

コラム⑨：日本の自然共生社会の実現に向けた取組と GREEN×EXPO 2027

プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)が叫ばれる現代、今後の人類の生活に大きな影響を及ぼす問題が、気候変動と生物多様性の損失である。これらの問題は相互に関連し、1992年に気候変動枠組条約と生物多様性条約が採択されて以降取組が加速し、2015年のパリ協定、2022年の昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、現在、世界各国が、2030年の目標に向けて取組を進めている。

日本では自然共生社会の実現に向けて多くの取組を実施しており、その中でも日本の知見も活かした国際的な取組として挙げられるのは、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において国連大学と共同で提唱したSATOYAMAイニシアティブである。これは、日本を含めた世界各国の自然観や社会システムに根づいた自然共生の智慧(ちえ)と伝統を活かしつつ、現代の科学や技術を統合することにより二次的な自然環境の保全及び持続可能な利用を国際的に推進し、自然共生社会の実現を目指すイニシアティブである。

こうした流れの中で、1990年開催の大阪花の万博は、1992年条約採択の2年前に「人間と自然との共生」の考えを世界に示し、2005年開催の愛知万博は、「自然の叡智」というテーマを追求し、自然共生の重要性を社会に浸透する上で、大きな役割を果たしてきた。このように、これまで日本で開催された博覧会は、国際的な議論の先駆けとして、地球規模の課題解決に向けたアクションを促すという重要な役割を果たしてきた。

GREEN×EXPO 2027(正式名称:2027年国際園芸博覧会。開催期間:2027年3月19日～9月26日。)は、「幸せを創る明日の風景 ～SCENERY OF THE FUTURE FOR HAPPINESS～」をテーマとし、地球規模の課題解決に取り組む方針が示されている。気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、日本が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしに活かす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として開催するものである。

会場は、2015年に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設(約242 ha。うち、博覧会区域約100 ha)であり、長年にわたり土地利用制限が課されてきた広大な土地であるため、農地や草地など豊かな自然環境が広がり、河川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然資本が残る。豊かな自然資本を活かした会場づくり(Nature-Based Design)により会場整備が進められる。

2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議において決定された、「2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、SDGs達成への貢献が基本的な考え方の一つとして掲げられている。SDGs 目標年

(2030 年)の3年前の博覧会として、自然環境と密接不可分な分野に係る取組を推進することや、ネイチャーポジティブ、循環経済、GX やグリーン社会の実現に貢献するため、2030 年以降を見据えた多様な主体の新たな取組を共有することを位置付け、開催に向けた取組を進めることとしている。

GREEN×EXPO 2027の開催者である(公社)2027年国際園芸博覧会協会では、持続可能性に関する取組を深めるため「サステナビリティ戦略」を策定し、グリーン・トランスフォーメーション(GX)やネイチャーポジティブの実現に向けた取組による環境対策を推進する。取組の一つとして、会場内で展示等に用いる仮設建築物には、規格化されたリユース部材の活用により、環境負荷を低減すると同時に、素材の調達から建設、運用、撤去、再利用まで廃棄ゼロを目指したリユース型建築である「GX HOUSE」を活用する。また、テーマ「幸せを創る明日の風景」を表現するため、様々な展示・体験プログラム等を複合させた共創事業「Village」の取組により新しい時代の博覧会を創出する準備を進めている。



2027年国際園芸博覧会の概要



会場イメージCG:メインガーデン

(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)

2022 年5月、日本は公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応(PPR²⁷)の強化、並びに、より強靱、より公平、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を政策目標とするグローバルヘルス戦略を策定した。当該戦略に基づき、三大感染症(エイズ、結核、マラリア)対策や保健システム強化を世界各地で実施するグローバルファンド、低・中所得国でのワクチン導入や保健システム強化、予防接種事業等を推進する Gavi ワクチンアライアンス、低・中所得国のパンデミック PPR 強化を支援するため 2022 年に世界銀行に設立されたパンデミック基金、母子保健課題を中心に事業を行う国連人口基金(UNFPA)や国際家族計画連盟(IPPF)などの国際機関等への継続的かつ戦略的な拠出やガバナンス・戦略策定への関与・主導、多国間協力の推進、市民社会等の多様なステークホルダーとの連携強化等に取り組んできた。

また、2023 年の G7 広島サミットにおいて、議長国としてグローバルヘルス分野の議論を主導し、世界全体でのワクチン等の感染症危機対応医薬品等(MCM²⁸)への公平なアクセス向上のために、「MCM への公平なアクセスのための G7 広島ビジョン」を発表し、「MCM に関するデリバリー・パートナーシップ(MCDP)」を立ち上げたほか、2022年以降、WHO の下で行われている「パンデミックへの予防、備え及び対応(PPR)」に関する WHO の新たな法的文書(いわゆる「パンデミック条約」)作成のための政府間交渉会議に建設的に参加している。さらに、国際保健規則(IHR)(2005)の改正について、加盟国作業部会での議論を経て、2024年5月の第77回 WHO 総会において日本を含む複数国が提案した改正案の採択につなげるなど、「グローバルヘルス・アーキテクチャー」の発展・強化に貢献してきた。

また、G7 広島サミットでは、グローバルヘルス分野でのインパクト投資の促進を通じた民間資金の動員により、グローバルヘルス分野での課題解決を目指す「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプル・アイ)」が承認され、2023 年 9 月の国連総会のサイドイベントにおいて岸田総理大臣がその立ち上げを発表した。立ち上げ当初 37 機関だったパートナー数は、2025 年1月時点で世界 100 機関を超え、拡大している。

2024 年 4 月、IMF・世界銀行春会合の際に開催された UHC をテーマとするハイレベルイベントにおいて、日本は途上国の UHC 達成に向けた取組を支援するため、世界銀行及びWHOと連携し、財務・保健当局者の人材育成等を目的として、「UHC ナレッジハブ」を2025年に国内に設置することを発表し、設置に向けた取組を進めている。

²⁷ PPR: Pandemic Prevention, Preparedness and Response

²⁸ MCM: Medical Counter Measures

重点事項④：国際社会との連携・協働

持続可能な経済・社会は日本単独で構築できるものではない。日本を含む国際社会の様々な努力や取組にもかかわらず、SDGs 達成は大きな困難に直面しており、特に途上国における資金不足問題の解決や国連を中核とする多国間協力の強化に国際的な関心が高まっている。

日本は、先進国の中でも最も厳しい財政状況にあるが、人間の安全保障の理念に基づき、政府開発援助（ODA）を継続してきた。ODA については、その量を国民総所得（GNI）比で 0.7%とする国際目標を念頭に置くとともに、国内の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、様々な形で ODA を拡充することとしている。2023年の日本の ODA 実績は、OECD 開発援助委員会（DAC）の標準の ODA 計上方式として導入されている贈与相当額計上方式では、約 196億37万ドルであり、OECD の DAC 諸国において米国、ドイツに次ぐ第3位であった。対 GNI 比では、2030アジェンダが採択された 2015 年には 0.20%だったが、2023年には 0.44%となった（以下「5. 各目標の達成状況」目標 17 参照。）。

特に明確な解決策が見つかっていない新たな課題が山積する時代において、深刻化する地球規模課題を解決していくためには、共通の目標の下、様々な主体がその強みを持ち寄り、対話と協働によって解決策を共に作り上げていくことが必要である。こうした考えに基づき、日本の開発協力においては、民間資金の動員を含め、様々な主体との「共創」を通じて、新たな価値を生み出していく方向性を打ち出している。開発資金のニーズが膨大である中で、ODAを触媒とした民間資金動員の促進や、国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化等に共に取り組み、生まれた価値を日本へも環流させていくことで、新しい国際協力の仕組みを実現していく。また、日本の国内市場縮小が見込まれる中、途上国・新興国の社会課題解決に日本のビジネスが一層大きな役割を果たせるよう支援していく必要があり、そうした観点からも、ODA 等を通じた民間資金の動員を促進していく。

（開発協力大綱の改定）

2023年 6 月、日本は開発協力大綱を改定した。複合的危機に直面する国際社会において、個人の保護や能力強化といった「人への投資」に加えて、様々な主体との「連帯」を重視する、新しい時代の「人間の安全保障」を指導理念と位置付けた。

重点政策には、「複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」を明記し、脆弱国・地域等への協力に引き続き取り組みつつ、「人間の安全保障」の理念を踏まえ、SDGs 達成に向けた取組を加速化すること等により、国際協力を牽引し、地球規模課題の解決に向け、総合的な取組を強化していく方針を打ち出した。

また、開発協力の適正性確保のための実施原則として「ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公平性の確保」を導入した。女性や社会的に脆弱な立場に置かれている

人々を含め、全ての人が開発に参画でき、恩恵を享受できる多様でインクルーシブな社会を促進すべく、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行うこととしている。

さらに、開発協力の戦略性を高める観点から、日本の強みを活かした協力メニューを提案する「オファー型協力」を新たに打ち出した。例えば、2023年にはカンボジアとデジタル分野(デジタル経済社会の発展支援)、2024年にはフィジーと防災・気候変動分野(フィジー及び大洋州地域の防災・早期警戒体制強化)の協力メニューに合意した。開発のプラットフォームに様々な主体を巻き込みつつ、途上国の開発課題を解決するだけでなく、グローバルな複合的危機への対応に連帯して取り組むとともに、国際社会全体に広く普遍していくにふさわしい社会的価値の共創を目指し取り組んでいる。

そして、日本は、SDGsの根底にある理念となる「人間の安全保障」の重要性に鑑み、毎年人間の安全保障基金にも拠出してきているが、同基金は、日本がほぼ唯一の、そして最大の拠出国である。開発案件については、「保護」と「能力強化」を主軸に、「人間中心」「包括的」「文脈に応じた」「予防的」といった観点を重視し、広範囲かつ分野横断的に対処すべく、複数の国連機関による共同プロジェクトをNGOとの連携をはかりつつ実施してきており、日本は基金に対して累計約519億円(約4億7,203万米ドル)を支援している(2024年末時点)。

コラム⑩：パートナーシップに基づく地域活動の国際展開～琵琶湖の「うみのこ」が途上国の環境教育モデルに～

環境先進県として知られる滋賀県には、県内の小学5年生が乗船する環境学習船「うみのこ」の愛称で呼ばれる独自の環境教育の取組が存在する(正式名称「びわ湖フローティングスクール」)。「琵琶湖の環境に主体的に関わる」ことを目的として1984年に始まり、2024年12月末までに滋賀県の人口の4割以上に相当する延べ約61万人が参加してきた。

「びわ湖フローティングスクール」では、1泊2日の航海に複数の学校が同時に乗船し、他校の児童と一緒に学び、集団生活を行う。琵琶湖の島の展望、寄港地でのウォークラリー、学校同士の交流会等のレクレーションを行い、集団の中での助け合いなどを学ぶ。また、環境学習としてプランクトンや魚・貝の観察、水の透視度調査、水の汚れの回復実験等を行う。学習内容は学校によって選択が可能で、環境問題への認識の変化とともに内容も変化している。

提供される全ての食事に滋賀県産の食材が取り入れられており、食育にも繋がっている。中でも県産豚のトンカツを使った「うみのこカレー」は乗船した誰もが記憶する思い出の味となっている。また、「うみのこ」は燃料にバイオディーゼル燃料(BDF)を10:1の割合で使用し、運航している。また、2025年1月には、滋賀銀行からびわ湖カーボンクレジット30t-CO₂の提供を受け、運航時に排出される温室効果ガスの一部をオフセットした。

この「うみのこ」のノウハウが、中米でハイチに次ぐ貧困国であるニカラグアの首都マナグアにある、マナグア湖での環境学習で活用されている。

琵琶湖の 1.5 倍の面積を持つマナグア湖は観光資源として開発が進められている一方で、生活排水等の流入による水質汚染が深刻化していた。同国で小学校教育などの支援を行っていた JICA ニカラグア事務所では、こうしたニカラグア湖の状況を改善したいと考え、国内外の状況や事例を学ぶ中で、琵琶湖の環境保全・再生を進めながら経済を発展させた滋賀県の「琵琶湖モデル」に注目した。

同事務所は 2020 年にマナグア湖の環境保全の課題について考える BIWAKO タスクフォースを設置。滋賀県の教育委員会やフローティングスクール関係者の協力を得ながら一歩ずつ活動を進め、2021 年に「ニカラグア版 UMINOKO」が実現した。

「ニカラグア版 UMINOKO」では、普段は観光客船として使われている船を使用し、小学4年生・5年生を対象に、約2時間の体験学習を実施している。汚れて茶色や緑色に見える湖面や浮遊するゴミの様子や、顕微鏡を使った水いる生物の観察等を行った後、マナグア湖の水をきれいにするには何をしたら良いかについて話し合う。初めて船に乗る生徒も多く、「うみのこ」と同様に、環境学習がクラスメートとの一生の思い出になり、未来の環境人材につながっていく。

この「ニカラグア版 UMINOKO」は、乗船学習を経験した児童や教師から高い評価を得ており、2021 年の第 26 回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)ではニカラグアの教育大臣から世界に紹介された。

ニカラグアの教育関係者とびわ湖フローティングスクールとの意見交換等が続けられており、「ニカラグア版 UMINOKO」の学習プログラムが更に充実し、継続的・発展的に実施されることが期待される。



参考 ここ滋賀HP <https://cocoshiga.jp/official/topic/uminoko/>
オフセット <https://uminoko.jp/topics/2025/3853/>

参考 <https://uminoko.jp/files/child/NicaraguaUMINOKO C.pdf>

（「質の高いインフラ」と「人への投資」による共創）

日本は、多様なアクターとの連携や新たな資金の動員を行いつつ、様々な人材育成のための研修や留学などを通じた「人への投資」や、透明性、開放性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」の整備を実施してきた。また、日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるようなハード面のインフラ整備に、これを管理、運営するための制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」の整備を推進してきた。

いくつか例を挙げると農業分野では、東南アジアにおいて衛星画像などを活用し、スマート農業の促進に向けたデータ基盤整備を実施した。農地の属性情報整備により、効率的な農業施策の実施と民間企業の参入が期待される。さらに、アジア・アフリカ健康構想及びグローバルヘルス戦略の下、医療・介護分野での人材育成の強化や、UHC の推進も図ってきている。

インフラ面では、JICA によるアジア開発銀行(ADB)を通じた投融资や、日 ASEAN 包括的連結性イニシアティブの枠組みを通じ、交通インフラや電力連結性を強化してきた。また、日本初の社会貢献債「JICA 債」による資金調達も継続し、2023 年からはサステナビリティボンドとして発行を拡充している。

さらに、海外水インフラの整備拡充のため、事業実施可能性調査(F/S)、相手国との政策対話、要人招へい事業等を継続的に実施し、日本の質の高い水インフラの関連設備の導入や日本企業からの事業投資拡大を支援している。2019年 6 月より、海外水ビジネスに関与する企業や業界団体、地方自治体等で構成する官民プラットフォームを支援しており、関係機関と連携してミッション団を派遣するなど、アジアを始めとした各国の水事情の改善に寄与する取組を進めている。

また、日本は国連自体の能率を高め、平和と安全の維持及び経済社会開発を図ることを目的とし、主に開発途上国の行政官の研修及び国連の機能・目的に関連する調査を行うことを任務とする国連訓練調査研究所(UNITAR)に対して毎年拠出してきており、例えば、2023年度には、「津波防災に関する女性のリーダーシップ研修」「G7広島サミットレガシープロジェクト：しまなみコレクティブ自由で開かれたインド太平洋のための海と人間の安全保障及び同気候変動早期警報システム」「食糧危機に対する緊急支援：アフガニスタン女性の起業家育成と経済安全保障」「ASEAN 地域の信頼醸成プログラム」「エジプト、イラク、レバノンにおける起業家育成を通じた食料危機への緊急対応」に係る研修に対して、拠出を行い、UNITAR が2024年度に、それに基づく研修を実施してきている。

（国連を中核とする多国間主義の強化）

普遍性と専門性に支えられた正統性を有する国連は、国際場裡における諸課題解決のためのルール形成及び国際連携において極めて重要な存在である。これまで日本は、国連を中核に据えた多国間主義の強化に向けたコミットメントを示し、また、国連を始めとする国際機関との連携を重視してきた。例えば、ODA の約 18.5% を国際機関等に充てつつ、国際機関との連携を強化するとともに、2025 年までに国連関係機関で働く日本人職員を 1,000 名とすることを目標に国際機関邦人職員の増強を行い、2023 年末時点で国連関係機関の日本人の専門職職員が 958 人となるなど、国際的な組織におけるプレゼンスを強化してきた。その上、上記の重点事項③でも言及のある、環境や国際保健、AI 等の分野において国際社会の持続可能性の確保に向けたルール形成に主導的に参画してきた。

重点事項⑤：平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

近年、国際社会において、力による一方的な現状変更の試みを含め、分断と対立の様相が激化・拡大している。こうした状況は、国際社会の持続可能性の実現に不可欠な国際協力の基盤を脆弱なものにしているだけでなく、エネルギーや食料の価格高騰、供給の不安定化を招き、特に脆弱な国において自国の持続可能な成長と繁栄を確保する取組を一層困難なものにしている。

こうした点も踏まえつつ、日本は、持続可能な開発と平和の持続は表裏一体であるとの認識の下、人間の安全保障の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献することを国際協力全般の基本的立場として打ち出し、取り組んできた。また、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等かつ完全な参画が必要であり、「女性・平和・安全保障(WPS)」を推進している。

こうした活動を通じ、自由で開かれた国際秩序の維持や紛争地での和平合意の実現とその後の発展などに寄与してきた。

(国連平和維持活動)

1992 年以降、日本は、国際連合平和維持活動(PKO²⁹)等に対する協力に関する法律(国際平和協力法)に基づき、国連を中心とした国際平和のための努力に対して、人的、物的協力を実施している。

人的協力については2025年3月時点まで 29 件の国際平和協力業務を実施し、延べ約 1 万 2,700 名を派遣した。前回2021年 VNR から、1件、延べ約200名増となっている。2022 年には、UAE(ドバイ)にある国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の人道救援物資(毛布等)をウクライナ周辺国(ポーランド共和国及びルーマニア)に自衛隊の航空機で空輸するウクライナ被災民救援国際平和協力業務を実施した。2025年3月時点では、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の司令部に6名、シナイ半島の多国籍部隊・監視団(MFO)の司令部に4名の陸上自衛官を派遣している。

人道救援物資(毛布等)を提供する物的協力については、これまで 32 件の実績がある。この4年間で新たに3件実施した。2022 年はウクライナ被災民支援を実施し、2024 年にはパレスチナ被災民支援、レバノン被災民支援を実施した。

²⁹ PKO: Peacekeeping Operations

(ソマリア沖・アデン湾における海賊対処への取組)

2009年7月から、海賊対処法に基づく海賊対処行動として、日本は、ソマリア沖・アデン湾において、自衛隊の艦艇及び航空機による活動を開始した。2013年からはより柔軟かつ効果的な運用を行うため、海賊対処を行う多国籍部隊である第151 連合任務部隊(CTF151)に参加している。2025年3月時点で、自衛隊は護衛艦1隻とP-3C 哨戒機1機を用い、民間船舶の護衛と警戒監視を行っており、2021年4月から2025年3月までの間、派遣海賊対処行動水上部隊(護衛艦)は第38次隊から第50次隊まで、派遣海賊対処行動航空隊(P-3C哨戒機)は第42次隊から第56次隊までが活動している。このような日本を含む国際社会の取組により、ピーク時に年間200件以上発生していた海賊等事案は、低水準で推移している。

また、日本は、ソマリア及び周辺国の海上保安能力の向上支援として、国際海事機構(IMO)ジブチ行動指針信託基金への拠出を通じ、訓練センター、海賊情報共有センターの設置及び研修プログラムの実施等に貢献している。くわえて、ソマリア海賊問題の根本的解決のためにはソマリアの復興と安定が不可欠である。日本は、2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で総額約6億1,500万ドルの対ソマリア支援を実施している。

(HDPネクサスとWPS)

日本は、人道支援と並行して、難民の自立支援や受入国の負担削減のための開発協力を行い、さらに、根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた平和の取組を進めるという、人道支援、開発、平和構築を統合した「HDP ネクサス³⁰」のアプローチに基づき、難民支援や受入国の安定化に取り組んできており、特に中東やアフリカでの支援を強化している。

また、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等かつ完全な参画や紛争下の性的暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した国連安保理決議第1325号及び関連決議履行のために、日本は、2023年に第3次「女性・平和・安全保障(WPS)」に関する行動計画(2023-2028年度)」を策定した。第1次、第2次行動計画の経験を踏まえ、紛争関連の事態のみならず自然災害・気候変動にも対応している。国内のWPS 関連対応能力強化と女性に対する暴力撲滅の取組も強化してきている。また、2024年1月にWPS タスクフォースを立ち上げ、これまでに2回、WPS タスクフォース会合を実施してきている。

³⁰ HDP ネクサス(人道(Humanitarian)、開発(Development)、平和(Peace)の連携(Nexus)):短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な視点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の根本的な原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

2025年、日本とノルウェーは、WPS フォーカルポイント・ネットワーク共同議長に就任し、2025 年2月4から6日、WPS フォーカルポイント・ネットワーク(FPN)東京会合を開催した。国連安保理決議第1325号の採択から25周年の節目であることを強調し、WPSに関する25年間の国際社会の取組を振り返りつつ、現在の世界情勢に照らして将来に向けたコミットメントを新たにし、今後のWPSアジェンダについて議論を深めた。

JICAを通じた平和構築支援としては、例えば、40 年以上にわたり紛争の影響を受けてきたフィリピン・ミンダナオでの地方行政における包摂的な行政サービス提供の支援や、ウガンダやザンビア等での難民の自立支援とホストコミュニティの負担軽減のためのインフラ整備や行政サービス拡充、25 年以上協力してきたカンボジアとともに実施した、コロンビア、ウクライナ等における、復旧・復興の前提となる地雷・不発弾対策のための対応能力の強化と機材の提供などがある。また、パレスチナの難民キャンプの改善支援において、女性のニーズを反映する仕組みを導入する等、日本は、全ての事業において女性の意見を取り入れ、女性の主体的な参画を推進している。

また、日本は、2007年以降、平和構築・開発援助・人道支援の分野で活躍する文民人材の育成を実施している。国連機関等と連携し、これまでに 1,000 人を超える人材を育成してきた。

(法の支配の推進)

2021 年、日本で開催された第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(通称「京都コンGRES」)では、SDGs 達成に向けた刑事司法の役割が議論され、犯罪防止・刑事司法分野における中長期的な指針となる「京都宣言」が採択された。日本は、同宣言の実施にリーダーシップを発揮するため、国際協力の推進のための各地域における実務家のネットワークの創設や世界各国における再犯防止の推進を通じて、法の支配の推進に貢献している。

また、日本は、国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、アジア太平洋地域やアフリカの国々を始めとする開発途上国を対象として、組織犯罪対策、汚職やテロの防止等をテーマとした国際研修を行い、各国の刑事司法実務家の能力向上に貢献してきた。さらに、日本は、JICA を通じて、司法アクセス改善、ビジネス関連法、国際公法、汚職対策、ビジネスと人権に関連する研修や、東南アジア・南アジア・アフリカでの法整備、法運用機能の強化、紛争解決手段へのアクセス向上、若年者の更生や社会復帰、法執行機関の能力強化等に関するプロジェクトを展開している。

くわえて、日本は、法制度整備支援を専門とする部署を法務省内に設置し(法務総合研究所国際協力部・ICD)、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ、東ティモール、スリランカ、ウズベキスタンといったアジア諸国を中心に、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政手続法、仲裁、調停等に関する立法支援・運用支援・人材育

成に取り組んでおり、更にこの支援をウクライナ、キルギスに対しても実施するほか、太平洋島しょ国、アフリカ等で実施することも予定している。これら法制度整備支援は法の支配の強化に資するものであり、平和で包摂的な社会を構築し、公正な司法制度へのアクセスを提供することに貢献している。

また、日本は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)等の国際機関を通じて、サイバー犯罪を含む組織犯罪やテロ対策支援を行い、国際平和の維持に尽力してきた。また、日本は、国際的な法の支配の普及に向けた取組の一環として、外務省、UNAFEI、国際司法・法の支配研究所(IIJ)等との共催で、外国の刑事司法関係者を招聘し、ワークショップを開催してきている。2024年2月は、南アジア及び東南アジア地域から関係者を招へいし、テロ事案の訴追プロセスにおいて、公正で透明性が高く、人権に配慮した手順が確保されることを目的として、ワークショップを実施した。2025年2月には、中央アジア5か国から関係者を招へいし、同地域出身の外国人テロ戦闘員(FTF)の捜査・訴追・送還・社会復帰等をテーマに実施した。

5. 各目標の達成状況

日本政府による進捗評価

上記4「SDGs 達成に向けた日本のビジョンと取組の評価」に記載した様々な取組を通じ、日本は、イノベーションを活かした成長と分配の好循環により、30 年にわたり続いてきたデフレから完全に脱却しつつ、高水準の賃上げを実現するなど、成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えるに至っている。同時に、2050 年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減や災害リスクに対する強靱化等において成果をあげている。

様々な取組を通じた、各分野の進捗を総合的に俯瞰した結果、SDGsの目標3(健康・福祉)や目標8(経済成長と雇用)、目標9(インフラ、産業化、イノベーション)、目標 13(気候変動)等で進展が確認された。

一方、目標5(ジェンダー)や目標 10(不平等)等では、雇用の拡大などの経済状況の好転や、年金等の社会保障や税による再分配効果により、女性の就業率や相対的貧困などについて、基本的に横ばい又は改善の傾向となっているが、課題も確認されている。

詳細については、以下「各目標の達成状況」において、目標ごとに進捗を確認する。

なお、SDGs を打ち出した 2030 アジェンダは、SDGs の 17 目標と 169 のターゲットをフォローアップするものとして、グローバル指標を位置付けており、日本政府も、ウェブサイト「Japan SDGs Action Platform」上で、日本のグローバル指標の値を公開している。

以下の日本政府による進捗評価においても、SDGs に付随するターゲットやそれらに関するグローバル指標の関連データを参考にするものの、日本における相対的優先度合い等も加味しつつ、必ずしもそうした1つの枠組みにとらわれずに、目標毎の評価を行う。

目標1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



(1)平均所得金額

日本国内における本目標の達成状況を直接的に示す指標ではないが、国内の所得の分布や格差に注目する指標である。2023 年国民生活基礎調査に基づけば、2022 年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が 524 万 2,000 円(約 3 万 9,000 ドル³¹)となっている。また、「高齢者世帯」が 304 万 9,000 円(約 2 万 3,000 ドル³²)、「高齢者世帯以外の世帯」が 651 万 1,000 円(約 4 万 9,000 ドル³³)、「児童のいる世帯」が 812 万 6,000 円(約 6 万 7,000 ドル³⁴)となっている。

各種世帯の1世帯当たりの平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全世帯(万円)	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3	...	564.3	545.7	524.2
対前年増減率(%)	-1.5	2.5	0.6	2.7	-1.5	0.1	...	...	-3.3	-3.9
高齢者世帯(万円)	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6	...	332.9	318.3	304.9
対前年増減率(%)	-2.8	-1.1	3.6	3.4	5.1	-6.7	...	...	-4.4	-4.2
高齢者世帯以外の世帯(万円)	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3	...	685.9	665.0	651.1
対前年増減率(%)	0.8	3.4	0.3	2.9	-0.5	0.9	...	...	-3.0	-2.1
児童のいる世帯(万円)	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9	...	813.5	785.0	812.6
対前年増減率(%)	3.4	2.4	-0.7	4.6	0.5	0.3	...	...	-3.5	3.5

※2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

※2020年は、調査(2019年の所得)を実施していない。

³¹ 2022 年度の為替レート1米ドル／133.85 円を基に、参考として事務局にて計算

³² 2022 年度の為替レート1米ドル／133.85 円を基に、参考として事務局にて計算

³³ 2022 年度の為替レート1米ドル／133.85 円を基に、参考として事務局にて計算

³⁴ 2022 年度の為替レート1米ドル／133.85 円を基に、参考として事務局にて計算

(2)生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法は、2015年に施行され、生活に困窮する方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供している。2015年4月に同法が施行されてから、2022年度までに新規相談受付件数は述べ約285.9万件であった。

新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)が感染拡大した2020年度は新規相談受付件数が78万6,163件にまで増大したが、その後減少し、2023年度(速報値)は29万3,455件となっている。

(3)生活保護

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方については、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした生活保護制度による支援を行っている。生活保護受給者数は2015年3月をピークに減少に転じ、2024年9月には約201万人になった。一方、生活保護の申請件数は、新型コロナが感染拡大した2020年以降増加しており、2024年1～9月までの9か月間の累計は、約20万件となっている。

(4)こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困率³⁵は、「子どもの貧困対策に関する大綱」が最初に策定された2014年に公表された同調査に基づく2012年値が16.3%であり、前回VNRに掲載した2018年値の14.0%であったが、2021年には11.5%と低下している。2023年12月に閣議決定した「こども大綱」等に基づき、引き続き、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進する。

(5)国際協力

JICAは、市場志向型農業振興(Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion:SHEP)という、小規模農家の自立性を尊重し、収入向上を目的とした農業普及のアプローチを実施している。SHEPはケニアとの技術協力の中で生まれた、農業振興と貧困削減を同時に追求するJICA発のアプローチであり、2025年3月時点で世界約60か国で広がっている。

この他、国際金融機関と連携し、発展途上国の貧困・格差解消に資する施策として、政府予算支援、コミュニティ開発、女性エンパワーメント、社会的保護プログラムなど実施してきている。

³⁵ 出典 OECD “Income Distribution Database”

目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



(1)国による支援の実施

日本政府は、就学援助制度や生活保護制度により、学校給食費の補助や低所得世帯への教育扶助を実施してきている。学校給食の普及・充実と食育の推進を通じて、健全な食生活の実践及び健康の保持・増進を目指している。また、経済的に困窮している者への多様な食料の提供に向けて、地域の関係者が連携する体制づくりや食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組を支援している。このほか、食育の一環として、こども食堂等へ政府備蓄米を無償交付している。

2022年に実施した「生活と支え合いに関する調査³⁶」によれば、過去1年間に金銭的な理由で家族が必要とする食料が買えない経験があったと答えた世帯は、11.1%であった。前回VNRに記載した2017値の16.9%と比較すると改善が見られる。

(2)地域の取組

近年、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、こどもたちの居場所を提供することも食堂などの取組が地域で広まっており、家庭で十分な食事や共食が難しいこどもたちに対して、栄養バランスのとれた食事や共食の機会を提供している。また、食品企業などから未利用食品の寄附を受けて、こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの取組が広がっており、食品を必要とする者への未利用食品の活用が進んでいる。

(3)持続可能な食料システム

「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに目指す姿として、農林水産業におけるCO₂ゼロエミッション化の実現や化学肥料の使用量の30%低減など14のKPIを設定している。農林水産業の燃料燃焼によるCO₂排出量は、2022年度で1,430万t-CO₂(2013年度比で約13.8%減)、化学肥料使用量は、2022肥料年度で81万t(2016肥料年度比で約11%減)となっており、引き続き目標の達成に向けて取組を推進していく。

³⁶ 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2022年)https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2022/SSPL2022_gaiyo/SSPL2022_gaiyo02.pdf

(4)東京栄養サミット2021

2021年12月に日本政府の主催により開催された東京栄養サミット 2021 において、日本は、今後 3 年間で 3,000 億円(25 億ドル³⁷)以上の栄養に関する支援を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成等に貢献していくことを表明した。また、イノベーションによって食関連産業が栄養改善に貢献すること、食育等により個人の行動変容を促すこと、政府と企業の連携により途上国を支援すること、さらに、新型コロナの拡大により栄養不良の人々の増加が懸念されている中、一致団結して栄養改善を推進することが必要である旨表明した。

東京栄養サミットでは、全参加主体から 396 のコミットメントが提出され、計 270 億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られた。日本は、政府のコミットメントに基づき、栄養政策の一層の推進を行い、その一環として、健康的で持続可能な食環境づくりに取り組んでいる。こうした取組の進捗や成果を国内外へ発信し、国際的な栄養改善に引き続き貢献していく。

(5)農業分野の国際協力

日本はこれまで G7 や G20 等の関係各国や国際機関とも連携しながら、日本及び世界の食料安全保障の確保に向けて、温室効果ガス排出の低減を含めた、農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上を図るための技術協力や、食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定などを推進している。

JICA はアフリカ稲作振興のための共同体(CARD: Coalition for African Rice Development)を立ち上げ、アフリカのコメ生産量の倍増による食料確保に貢献している。2025 年3月時点で CARD にはアフリカの32か国が加盟している。また、食と栄養のアフリカイニシアティブ(IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa)を通じたアフリカの栄養状態の改善に対する取組も実施している。

また、農産物の生産から加工、流通、消費に至る各段階において付加価値を高めながら、同時に各段階間の付加価値の連鎖を生む包摂的かつ持続的なフードバリューチェーンを構築することが重要である。こうした努力により、フードロス削減を目指し、安全・高品質な農産物を安定的に消費者に届けるとともに、農家の収入向上にもつなげる取組を実施している。

³⁷ 2021 年度の為替レート1米ドル／113.01 円を基に、参考として事務局にて計算

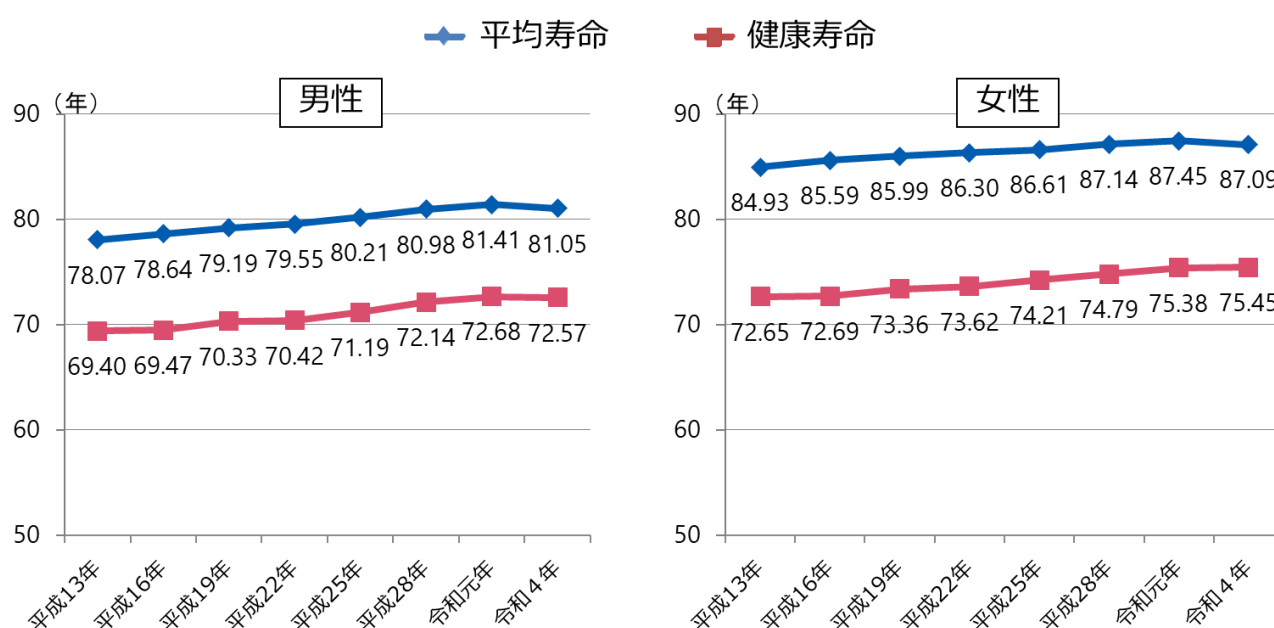
目標3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



(1)平均寿命と健康寿命

日本では、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、ナッジやインセンティブ等の新しい要素を取り入れた取組等の諸活動の成果により、健康寿命は延伸してきている。一方で、「健康日本(第二次)」の最終評価では、生活習慣病の発症予防に関する指標など一部の指標が悪化していることも指摘された。こうした評価も踏まえ、2024 年から健康増進法に基づき「健康日本 21(第三次)」が開始され、今後12 年間の健康に関する目標が設定されている。この計画では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の実現を目指すこととしている。

平均寿命と健康寿命の推移



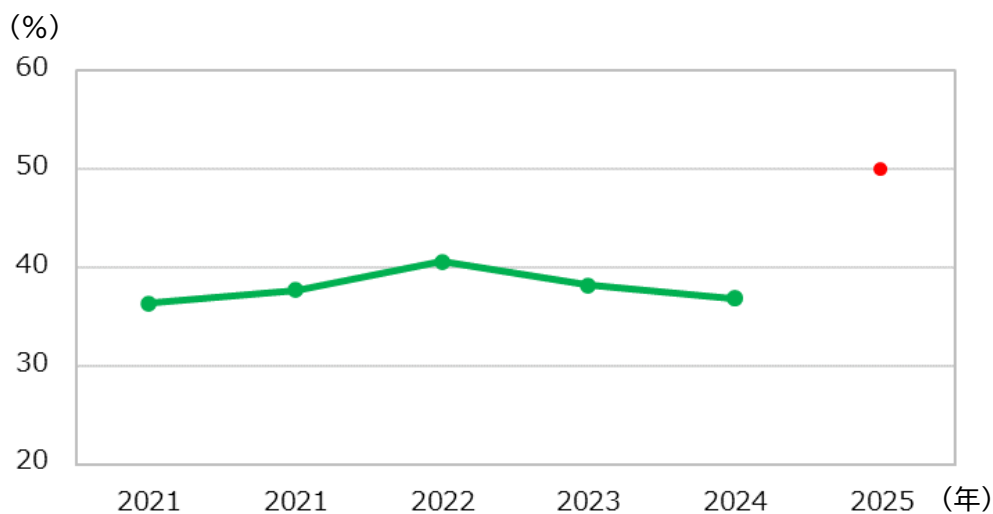
資料)「第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料1-1より抜粋

※健康寿命とは「日常生活に制限のない期間の平均」をいう。

(2)食育の推進

食育基本法に基づき、2021年度から第4次食育推進基本計画が実施されており、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を重点事項の1つとして掲げ、健全な食生活の実践を推進している。生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。このため、第4次食育推進基本計画において、国民にとっても分かりやすく、食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を実践する国民を増やすことを目標としているが、関連目標の達成に向けては、いまだ10%ほどの乖離がある。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合

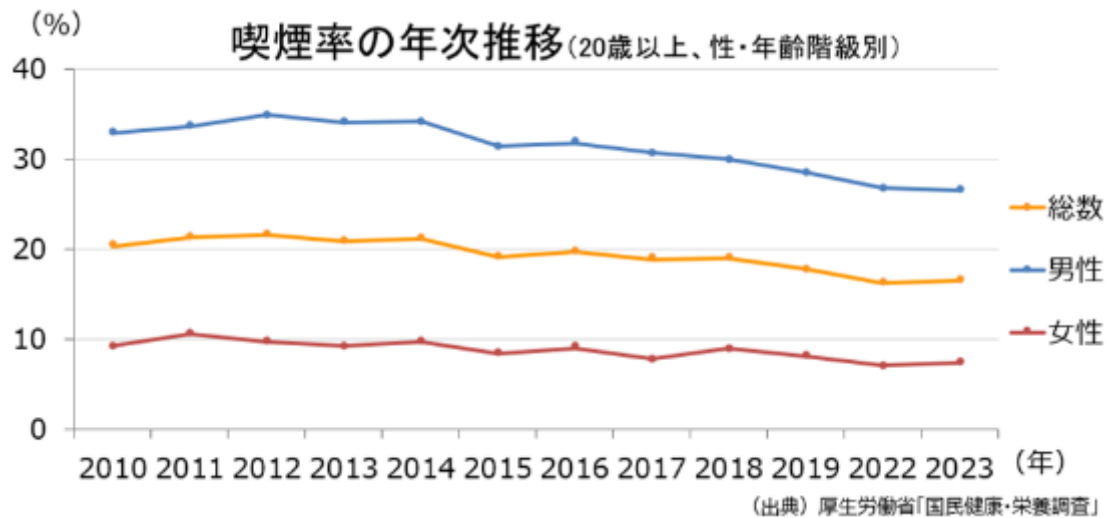


今後、若者、高齢者等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題の整理や認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品関連事業者等による食育活動等を推進していくこととしている。

(3)喫煙対策

望まない受動喫煙をなくすため 2018 年に健康増進法を改正し、2020年4月から全面施行している。多くの施設において屋内が原則禁煙となり、20歳未満は喫煙エリアへ立ち入り禁止になる等の取組を進めている。成人の喫煙率を 12%に減少させる目標を掲げ、生活習慣の改善に取り組んでいる。前回 VNR に記載した2019年の値、男性28.5%、女性8.1%と比較して、2023 年値は男性 26.7%、女性 7.0%であり男女とも減少している。引き続き、目標達成に向けて総合的な対策を推進していく。

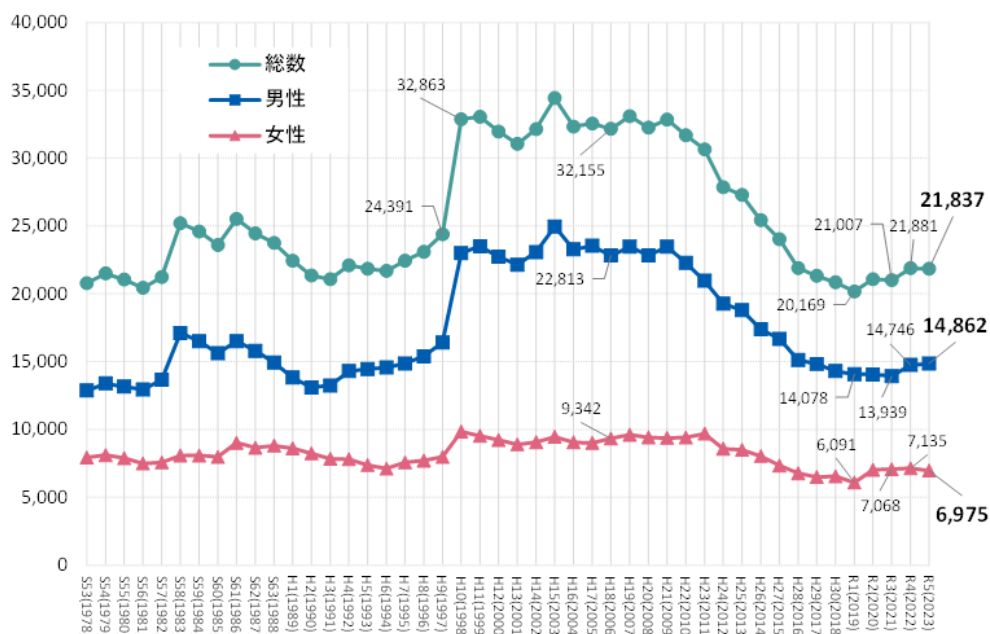
喫煙率の年次推移



(4)自殺対策

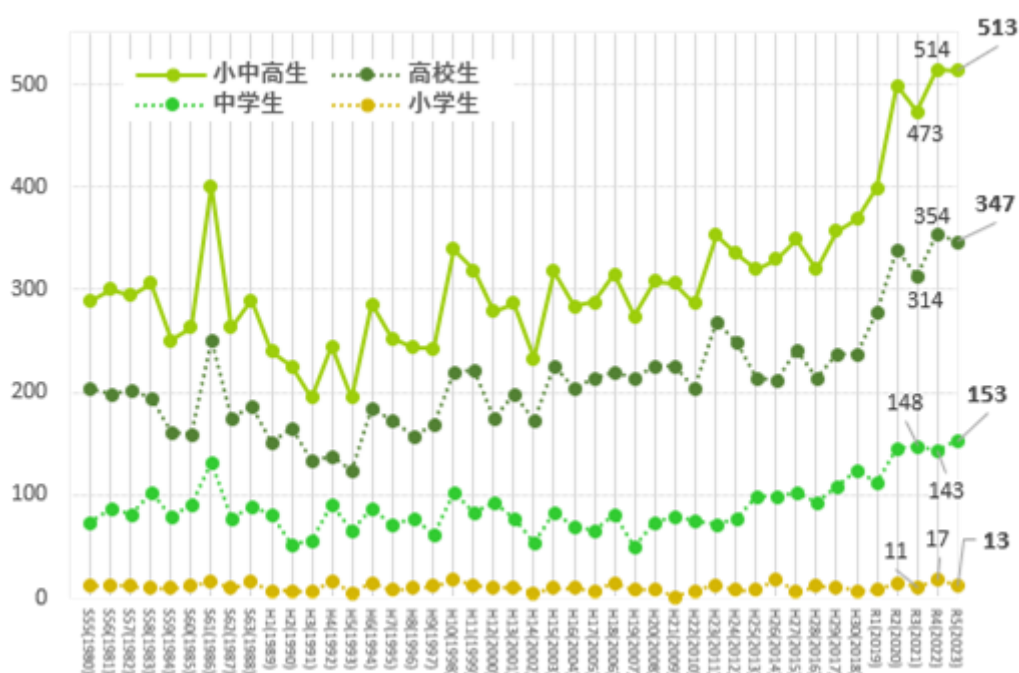
日本は、自殺対策基本法により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。同法に基づき、自殺総合対策大綱を定めており、おおむね5年を目途に見直してきており、2022年に第4次「自殺総合対策大綱」を閣議決定した。大綱では、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化などが盛り込まれている。同大綱では、自殺死亡率を2015年比で30%以上減少させる(18.5%から13.0%以下)を数値目標としており、これを人口に換算すると約1万6千人以下となる必要がある。2024年の自殺者数(暫定値)は20,268人となり、前回VNR記載の2020年値(21,081人)と比較して813人減少した。また、小中高生の自殺者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、2023年に自殺リスクの早期発見からの的確な対応に至る様々な取組を盛り込んだ「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において取りまとめ、総合的な施策を推進している。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な対策を推進していく。

自殺者の年次推移



注)警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成。数値の単位は人である。

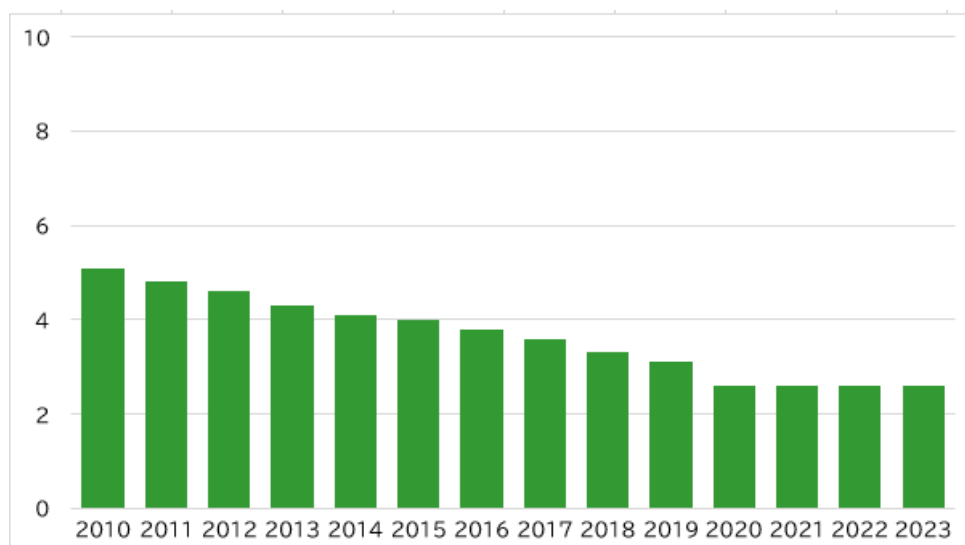
小中高生の自殺者の年次推移



注)警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成。数値の単位は人である。

(5) 道路交通事故による死者数

2019年の死者数は3,819人であったが、2023年には3,173人に減少しており、年々減少している傾向にある。交通事故死亡者数の推移



注)10万人当たりの路上交通事故による死亡者数。厚生労働省人口動態統計より作成

(6) 国際協力

JICA が開発途上国、後発開発途上国及び小島しょ国の複数国を対象に実施する課題別研修「ポスト SDGs に向けた保健政策及び保健システムマネジメント(日本の成果と課題の共有)」 「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」「地域保健向上のための保健人材強化」及び「UHC 達成に向けた看護管理能力向上」をはじめとする技術協力・無償資金協力・有償資金協力を通じた国際協力により、ターゲット3. c「開発途上国、特に後発開発途上国及び小島しょ国開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる」に貢献している。

目標4:包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組



(1)教育の無償化・負担軽減に向けた取組

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、2019年10月から、3歳から5歳までの全てのこどもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されている。また、高等教育費の無償化については、2020年4月から低所得世帯の学生等に対して、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて行っている。本制度は高校までの成績だけで判断をせず、本人の学業意欲等が確認できれば対象としている。今後の予定として、高等教育費は、2024年度から、多子世帯や理工農系の中間層へ拡大、2025年度からは、多子世帯の学生等に対し所得制限なく、授業料等は無償とすることとしている。

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

— 令和7年度概算要求 —



※6 令和元年10月の消費税率引き上げ分 (地方分も含む) を活用。
 ※7 ()内は令和6年度予算額。

希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

(2)学習指導要領の着実な実施

現行の学習指導要領においては、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むことが前文と総則において掲げられており、ESD(持続可能な開発のための教育)の理念が組み込まれている。この学習指導要領を踏まえ、各学校においてESDに係る取組が推進されている。

小学校学習指導要領（2017 年 3 月告示）

【前文】

これからの学校には、……一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

【第 1 章 総則】

第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割

3 ……豊かな創造性を備え**持続可能な社会の創り手**となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体……各教科……の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。……

（※中学校、高等学校、特別支援学校学習指導要領においても同趣旨の記載あり）

(3)男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題である。「第 5 次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の理解の促進に向けた教育等を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることとした。小中高等学校では、それぞれの能力や適性を考慮し、性別にとらわれず主体的に進路を選択できるようにキャリア教育が強化されている。

また、「次世代のライフプランニング教育推進事業」では、高校生や大学生向けのライフプランニング教育プログラムが開発され、男女共同参画意識の醸成が図られている。

第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向 ー教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進ー			
項目	目標値(期限)	計画策定時の数値	最新値
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合			
副校長・教頭	25% (2025年)	20.5% (2019年)	25.2% (2023年)
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	27.5%(早期)、 更に 30%を目指す (2025年)	25.1% (2019年)	26.9% (2023年)

教授等(学長、副学長及び教授)	20%(早期)、更に23%を目指す(2025年)	17.2%(2019年)	19.2%(2023年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	0(2025年)	62/1,856(2019年)	52/1,853(2021年)

【表】第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向（出典：内閣府男女共同参画局，2024，第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向（2024年4月30日時点，2024年12月9日取得，https://www.gender.go.jp/about/danjo/seika/shihyo/pdf/numerical_targets_r060517.pdf）

(4)国際協力と基礎教育の支援

2030アジェンダの採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2022年9月、国連教育変革サミットにおいて、「人への投資」を中核に位置付けた人材育成や「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進などを表明した。また、2023年6月に閣議決定された開発協力大綱には、万人のための質の高い教育、女性・こども・若者のエンパワメントや紛争・災害下の教育機会の確保が明記された。このことも踏まえ、2024年、日本は、ウクライナの子どもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、危機における教育のためのグローバル基金である「教育を後回しにできない基金」へ新たに資金拠出を行った。

JICA は、主に教科書・教材開発を通じた子どもの学びの改善、地域住民を巻き込んだ教育課題の解決、女子や障がい者など脆弱な状況に置かれた子どもの教育機会を拡大する取組を行っている。また「JICA 開発大学院連携」事業を通じて、開発途上国の将来を担う意欲と能力を持った行政官・研究者等を留学生として日本に招き、大学の学位課程の中で、質の高い教育・研究の機会を提供している。これらにより、SDGs 目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に寄与している。

技術的・職業的スキルの育成も重視されており、アフリカ諸国では産業人材の育成と企業への支援が進められている。2022-2023 年度には、アフリカでカイゼンや経営のトレーニング等によって 2 万 6,086 人の産業人材が育成され、今後も目標数を設定して更なる支援を続けていく。



目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

5 ジェンダー平等を実現しよう

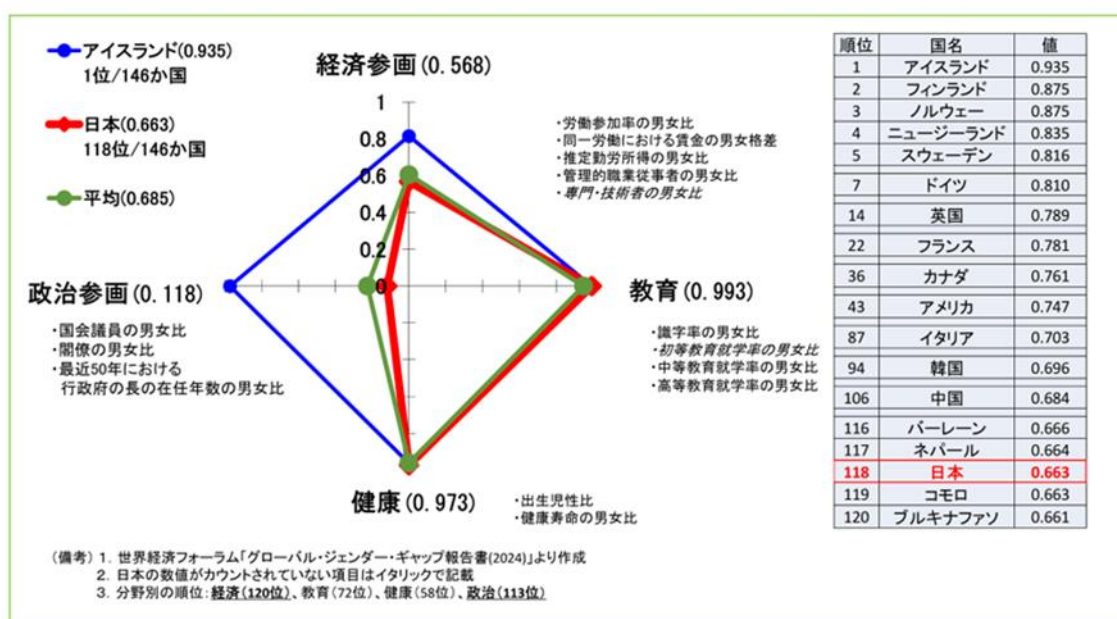


(1)ジェンダー平等の達成状況

女性活躍・男女共同参画は、多様性が尊重される社会の実現と経済社会の持続的な発展に不可欠となっている。現状では、女性の就業率は上昇しているものの、2024年の「ジェンダーギャップ指数(GGI)」で146か国中118位と、日本の取組は諸外国と比べて遅れている。

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2024年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



また、2023年の女性の労働力人口は 3,124 万人、労働力人口総数に占める割合は 45.1%である。女性の労働力人口は年々上昇するなど女性の社会進出は着実に進んでいる一方、男女間賃金差異は長期的には縮小傾向にあるが主要先進国と比べると依然として差異は大きく、管理職等に占める女性の割合も、長期的には上昇傾向にあるが、同様に依然その水準は低い。

一方、中央省庁における国家公務員に占める女性の割合は39.2%と過去最高を更新し、若年層の女性採用比率は近年増加傾向にある。女性の採用は着実に進展している。

また、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良であるえるばし認定企業は、2024年9月末時点で全国で 3,041 社である等、国内での取組も推進してきている。

(2)待機児童と男性の育児休業

また、女性の労働を支える保育の受入れに関し、大きな課題であった待機児童³⁸については、2024年4月時点で2,567人となり、待機児童数がピークであった2017年の2万6,081人から7年連続で減少、同年の10分の1まで減少した。約87.5%の市区町村(1,524の地方自治体)では待機児童なしであった。これは受け皿の拡大が大きな要因とされる。

また、2023年の厚生労働省の雇用均等基本調査によると、男性育休取得率は2023年に30.1%であり、2022年度に17.13%³⁹であったものと比較して上昇した。

(3)国際協力

政府開発援助(ODA)におけるジェンダー主流化については、2023年6月に閣議決定された開発協力大綱に基づき、開発協力のあらゆる段階においてジェンダー主流化を通じたジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進してきた。その結果、日本の政府開発援助(ODA)全体に占めるジェンダー分野の割合(約束額ベース)は、2016年には約29.9%だったものが、2023年には約50.7%となった(OECD Data Explorer(2025年3月))。

³⁸ 待機児童、すなわち保育所等利用待機児童の定義とは、厚生労働省が実施する調査日時点において、保育の必要性の認定がされたが、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していない児童のこと。

³⁹ 厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」における男性育休取得率

目標6:すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



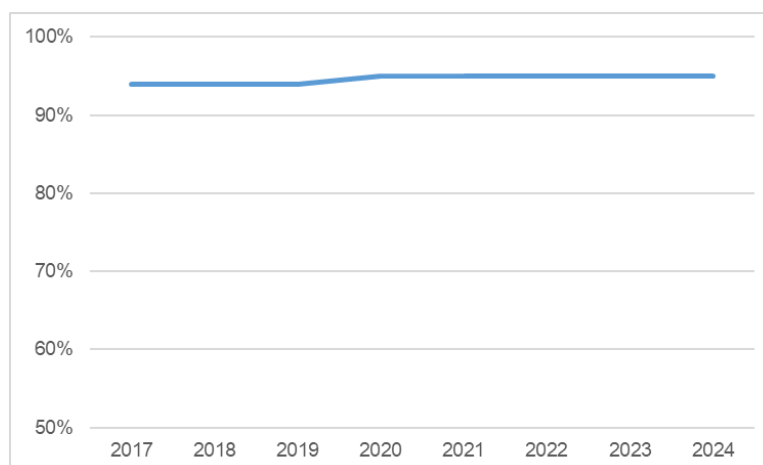
(1)安全な水

ターゲット6.1が定める全ての人々に安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスの達成について、日本はもともと水準が高く2021年値は98.2%となっている。さらに、水質汚濁防止法に基づく調査によれば、2021年と2022年の公共用水域における健康項目の達成率は99.1%となっている。一方、生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の環境基準の達成率は、2022年度は87.8%である。水域別では、河川 92.4%、湖沼 50.3%、海域 79.8%であり、湖沼では依然として達成率が低い状況にある。

(2)統合水資源管理

統合水資源管理の推進に当たっては、水資源開発促進法に基づき、日本の産業と人口の約5割が集中する7つの水資源開発水系において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画を策定しており、危機的な渇水、大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、近年の水資源を巡るリスクや課題が顕在化している状況を踏まえ、継続的な見直しを進めている。また、水循環基本法に基づく「水循環基本計画」において、流域の総合的かつ一体的な管理の理念を体現化する「流域マネジメント⁴⁰」の考え方を明確化しており、健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組を推進している。これらの取組等を通じて統合水資源管理を推進しており、定着しつつある。

統合水資源管理の度合い(グローバル指標 6.5.1)



⁴⁰ 流域マネジメント:流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体がそれぞれ連携して活動すること。

(3)災害時等に備えた水資源管理

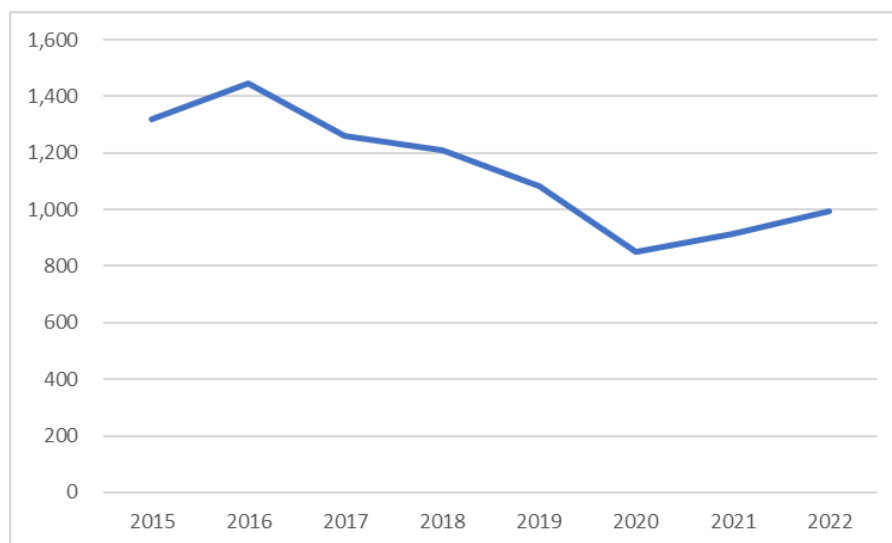
2024年1月に発生した 2024 年能登半島地震などの大規模災害時には、施設の被災やエネルギー供給の停止に伴う水供給施設の広域かつ長期の断水や、污水处理施設の機能停止が発生する等、脆弱性が顕在化した。大規模災害時等に、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう、水インフラの被災を最小限に抑えるための耐震化等の推進、水道施設における他の系統から送配水が可能となる水供給システムや貯留施設の整備、污水处理施設におけるネットワークの相互補完化、水インフラ復旧における相互応援体制整備や応急給水等の体制の強化、人材育成にもつながる訓練の実施、業務(事業)継続計画(BCP)の策定とその実施、地下水等の一時利用に向けた取組等を推進していく。

(4)国際協力

日本は、水と衛生分野の課題に対し、国際連合、国際援助機関、各国等と連携しながら、日本の技術・人材・ノウハウ等を活用した国際協力に取り組んできており、1990年代から累計で世界一の援助実績を有している。JICA では、開発途上国における健全な水循環の推進を目指し、都市部・農村部の各々のニーズに沿ったインフラ整備や維持管理能力向上など、日本の技術を活用したハード・ソフト両面での支援を行っている。具体的には、統合水資源管理、下水道及び水質管理分野、給水施設整備、水資源へのアクセスや水質改善、水道事業体の経営改善など、幅広い技術協力や資金協力を実施してきている。

また、2023 年3月に国連本部において 46 年ぶりに水問題を中心に議論する「国連水会議 2023」が開催され、日本がテーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において共同議長を務めるなど、水分野での国際連携・国際協力の重要性が高まる中、日本が世界の議論を主導してきている。

政府調整支出計画の一部である上下水道関連の ODA の総量(グローバル指標 6.a.1)



目標7:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



(1)近代的エネルギーへのアクセス確保

日本は、省エネ法を1979年に制定し、徹底した省エネを推進してきた。また、再エネ比率を2012年度の約10%から2022年度には約22%に拡大させた。引き続き再エネを主力電源として最大限の導入に取り組んでいく。また、水力発電設備の導入促進のため、既存ダム of 未開発地点における開発可能性調査や、既存水力発電所における増出力・増電力のための設備更新支援等を進めている。下水処理水の放流時における落差を活用した発電、下水汚泥のバイオガスや下水熱のエネルギー利用など、新たな取組の試行や導入支援等も行っている。

(2)エネルギー基本計画

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の温室効果ガス73%削減、2050年カーボンニュートラルという野心的な国際公約の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示している。すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの日本の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。

また、省エネルギーを徹底し、電化が困難であるなど脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められるため、天然ガスなどへの燃料転換に加え、水素等やCO₂の回収・貯留・有効利用(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage 以下、CCUS)などを活用した対策を進めていく。

(3)国際協力

日本は、エネルギー安全保障・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す考え方を基本とし、さらに、国ごとに異なる資源の賦存(ふぞん)状況、産業構造やエネルギー構成を踏まえつつ、多様な道筋により世界全体での脱炭素化を実現することを目指し、日本の様々な技術を活用しながら、世界全体での脱炭素化にも貢献していく。

特に、東南アジアは、日本と同様、電力の大宗を火力に依存し、また経済に占める製造業の役割が大きく、脱炭素化に向けて共通の課題を抱えている。こうした中で、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」などの国際的な取組を通じて、再エネ・省エネ、水素・アンモニア、CCUS等の日本の技術を活かしつつ、各国の事情に応じた多様な道筋による現実的な形でアジアの脱炭素化を進めていく。

目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

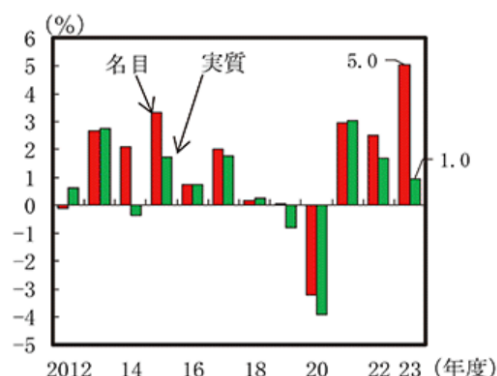
8 働きがいも
経済成長も



(1) GDP等の動向

2023年度のGDP成長率は、名目で4.9%、実質で0.7%となった。名目成長率は、実に1991年度(5.3%)以来の高い伸びである。四半期別に動きをみると、名目GDPは増加傾向を続け、名目GDPの実額は595兆円(約4兆億ドル⁴¹)と過去最高水準に達している。一方、実質GDPについては、名目賃金の上昇が物価上昇に追いついていない中で、個人消費の持ち直しに足踏みがみられることなどから、力強さを欠く状況が続いた。

(1) GDP成長率の推移



(2) GDPの推移



(2) 雇用情勢

日本の2024年値の失業率は(2.5%)となっており、全就業者数の(6,814万人)に対して、完全失業者数は(164万人)となる。過去30年間の数値においても5.5%を超えたことはなく、2030アジェンダが採択された2015年は3.39%であり、前回VNRを実施した2021年の2.81%と比較して低くなっている。

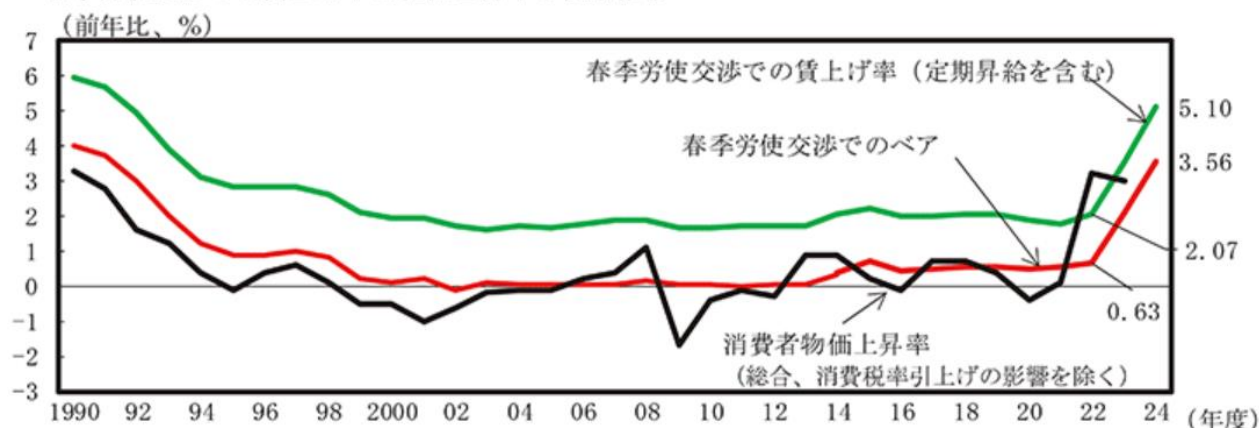
(3) 物価と賃金

2021年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大を経た世界的な需要回復やロシアのウクライナ侵略による資源価格の高騰を契機に物価上昇が始まった。円安の進行もあいまって、輸入物価の上昇を起点に、食料品等の国内物価への転嫁が進んだことにより、2023年1月のピーク時には、消費者物価(総合)の前年比上昇率は4.3%まで達した。その後、資源価格の落ち着きや、各種政策の効果に加え、食料品等の値上げの動きの一服により、輸入物価を起点としたコストプッシュ型の財の物価上昇は、一旦落ち着きをみせた。

⁴¹ 2023年度の為替レート1米ドル/149.63円を基に、参考として事務局にて計算

賃金については、2023 年には 30 年ぶり、2024 年には 33 年ぶりの高水準となる賃上げ率が実現した。一般労働者の平均賃金について、月額 33 万 200 円(約 2,400 ドル)と比較可能な 1976 年以降で最高となった。伸び率は 3.7%と、91 年以来 33 年ぶりの大きさを記録した。こうした賃金上昇は、人件費の比率が高い分野を中心に、価格への転嫁を通じて、徐々にサービスの物価を押し上げる要因となり、賃金と物価の好循環が生まれつつある。過去四半世紀にわたる長年の課題であるデフレからの脱却に向け、これまでにない前向きな動きが出てきている。

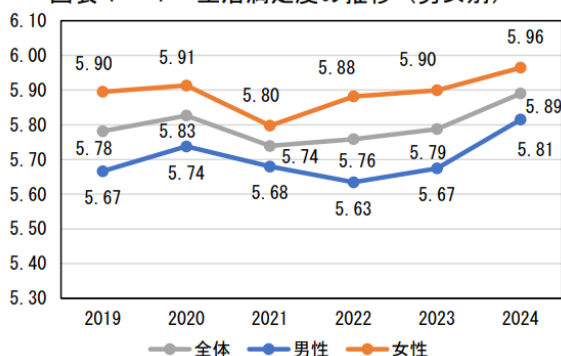
春季労使交渉での賃上げ率と物価上昇率の長期推移



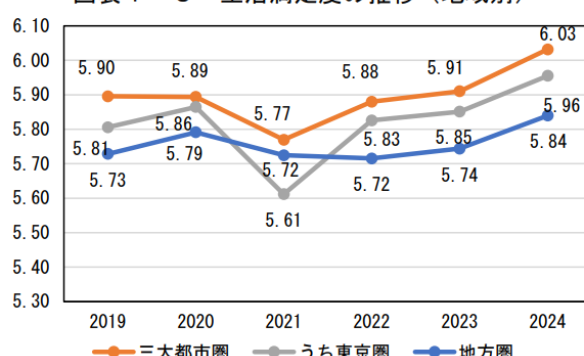
(4)生活満足度

経済社会状況について、GDPだけでなく、満足度・生活の質に関する幅広い視点からウェルビーイングの動向を「見える化」することが重要であるとの観点から、日本では、主観的指標である「生活満足度」(生活に満足しているかを 0 点～10 点で自己申告するもの)調査を 2019 年2月に開始した。第6回目となる 2024 年2月の調査において、生活満足度は、5.89 と調査開始以来で最高水準となり、1年間での上昇幅も最大となった。男女別では、いずれも最高水準となったが、特に男性の上昇幅が大きい(図表1-1)。年齢階層別では、全ての階層で上昇したが、40 歳-64 歳は 2020 年の水準に至っていない(図表1-2)。地域別では、全ての地域で同程度上昇した(図表1-3)。雇用形態別では、コロナ禍の影響を大きく受けた非正規雇用が引き続き上昇し、正規雇用との水準差は縮小した(図表1-4)。

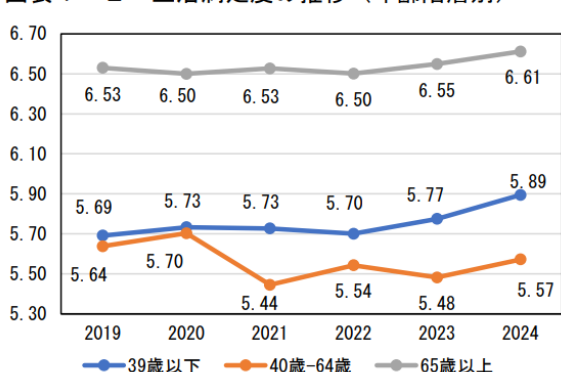
図表 1-1 生活満足度の推移（男女別）



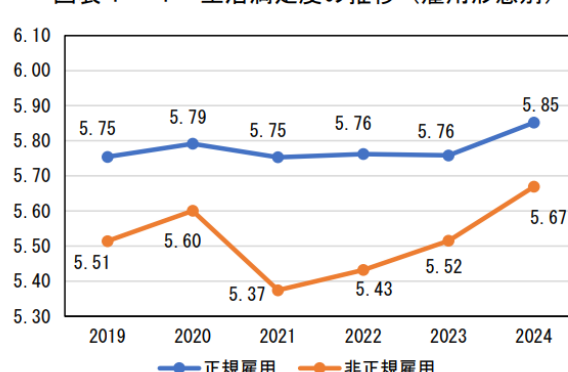
図表 1-3 生活満足度の推移（地域別）



図表 1-2 生活満足度の推移（年齢階層別）



図表 1-4 生活満足度の推移（雇用形態別）



(5)外国人労働者

日本における外国人労働者は、前回 VNR に掲載した時点の172万人から、2023年10月末時点で、204万8,675人となり、初めての200万人を超えた。また、2024年には外国人労働者の技能自習制度が廃止され、新しい育成就労制度を柱とする改正出入国管理法が国会で可決・成立した。新しい育成就労制度は2027年までに施行され、同制度の下で外国人労働者の人権を守りながら、日本が直面する人手不足の課題に対して、労働力としての役割を担うことが期待される。

(6)「働き方改革」とディーセント・ワークの促進

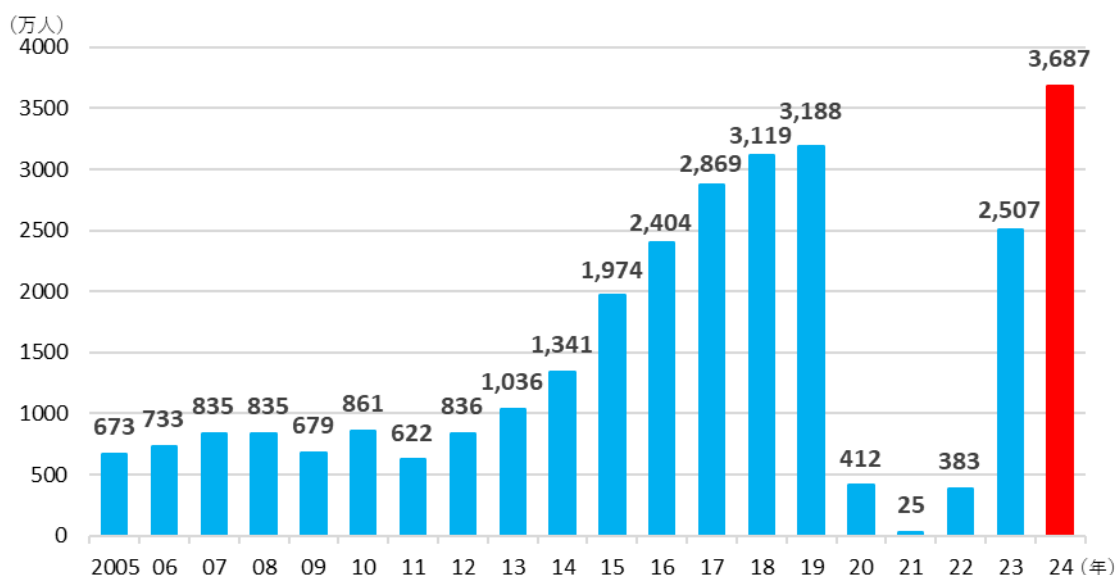
日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要がある。「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革であり、2018年に「働き方改革関連法」が成立した。まず、長時間労働の是正として、この法律により、時間外労働の上限が原則として月45時間、年360時間と定められ、臨時的な特別の事情がある場合でも月100時間未満、2から6か月平均月80時間以内(休日労働を含む。)とする規制が施行された。これにより、過労死のリスクを減らし、労働者の健康を守ることを図っていく。次に、テレワークの推進、フレックスタイム制度の普及や育児休業制度の

充実も促進してきた。特に新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が急速に広がり、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が普及した。これにより、ワークライフバランスの改善や、仕事と育児・介護の両立、また地方への移住など人口移動といった効果が確認されている。

(7)持続可能な観光

ターゲット8. 9は、2030年までに、雇用創出や各地の文化振興・産品販促につながる、持続可能な観光業を推進する政策を立案・実施することを明記している。訪日外国人旅行者数について、2020 年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込んだものの、2022 年 10 月の水際措置の大幅緩和以降、需要は堅調に回復し、2024 年には、3,687万人(2019年比15. 6%増)年間の合計で過去最高となった。

訪日外国人旅行者数の推移



資料)日本政府観光局「訪日外客統計」に基づき観光庁作成

観光は成長戦略の柱であり地方創生の切り札であるとの考えの下、2023年に閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、持続可能な観光・地方誘客促進・消費額拡大をキーワードに政府を挙げて施策を推進している。具体的には、地方誘客に資するコンテンツの造成や具体的な消費活動に繋げるための特別な体験の提供等に取り組むとともに、持続可能な観光の推進のため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策や地域資源の保全・活用等に資する取組も含めて総合的な取組を実施している。

(8)国際協力

JICA は、アフリカでの産業人材育成に注力し、日本人専門家や現地のカイゼンコンサルタントを通じて 2022-2023 年度に 2 万 6,086 人を育成した。今後、2030 年までに、育成されたカイゼンコンサルタント等による 1 万 3,600 社への支援を計画している。アジア地域では、2030 年までに 8 万人以上のビジネス人材を育成する目標を掲げ、2022 年に 1 万 444 名、2023 年に 2 万 8,743 名を育成した。また、行政官への技術協力や研修を通じて、投資環境整備や産業政策策定を支援している。

特に、イノベーション促進や IoT・AI 活用に関する課題別研修を実施し、持続可能な産業化を推進している。また、2022-2023 年度に、スタートアップなど 824 社の企業成長を支援した。バングラデシュでは、経済特区の開発やワンストップサービスを通じて経済成長を支援している。さらに、インドネシア、ベトナム、ネパールでは、外国人材に関する技術協力を展開し、ディーセント・ワークを実現するための労働政策研修を行っている。



目標9：強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



(1) 強靱なインフラ構築

日本においては、気候変動に伴い自然災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫しているとともに、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれている。日本は、このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するために、「国土強靱化基本計画」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(2020 年閣議決定)」を講じ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図っている。防災インフラの整備・管理、交通・通信・エネルギーなどのライフライン強靱化等に加えて、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用が不可欠であり、スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、線状降水帯の予測精度向上、高精度予測情報等を通じた気候変動対策、IT を活用した道路管理体制の強化等の取組を推進していく。

(2) 産業化と技術革新

日本は、「Society 5.0」の実現を目指し、科学技術・イノベーション政策として 5 年間で総額 30 兆円(約 2,500 億ドル⁴²)の研究開発投資を行う計画を発表した。また、2021年3月に決定された 5 か年計画「第6期科学技術イノベーション基本計画(STI 基本計画)」は、科学技術とイノベーションを通じて社会課題を解決し、経済成長と社会の持続可能性を両立させることを目指している。科学技術のフロンティアの開拓、産業競争力の強化とイノベーションの推進、社会課題の解決と持続可能な発展に重点を置き、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていく。

農業分野では、日本は IoT や AI を活用したスマート農業を推進している。これにより、少子高齢化が進む農村地域でも、少ない労働力で効率的に農業を行うことが可能になる。例えば、農業用ドローンや自動運転トラクターなどの技術が導入されており、これにより農作業の効率化と持続可能性の向上を図っている。

(3) 国際協力

日本は、質の高いインフラの輸出と整備を推進するため、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表した。これは、世界全体のインフラ案件に 2,000 億ドル規模のインフラ投資を行い、地域の持続可能な発展を支援するものである。具体的なプロジェクト例としては、2021年8月に開通したタイの都市鉄道「レッドライン」やケニアの地熱発電開発計画などがあり、これらのプロジェクトは、交通渋滞の緩和や電力供給の安定性を改善し、地域の経済発展に寄与している。

⁴² 2021 年度の為替レート1米ドル／118.51 円を基に、参考として事務局にて計算

目標 10: 各国内及び各国間の不平等を是正する



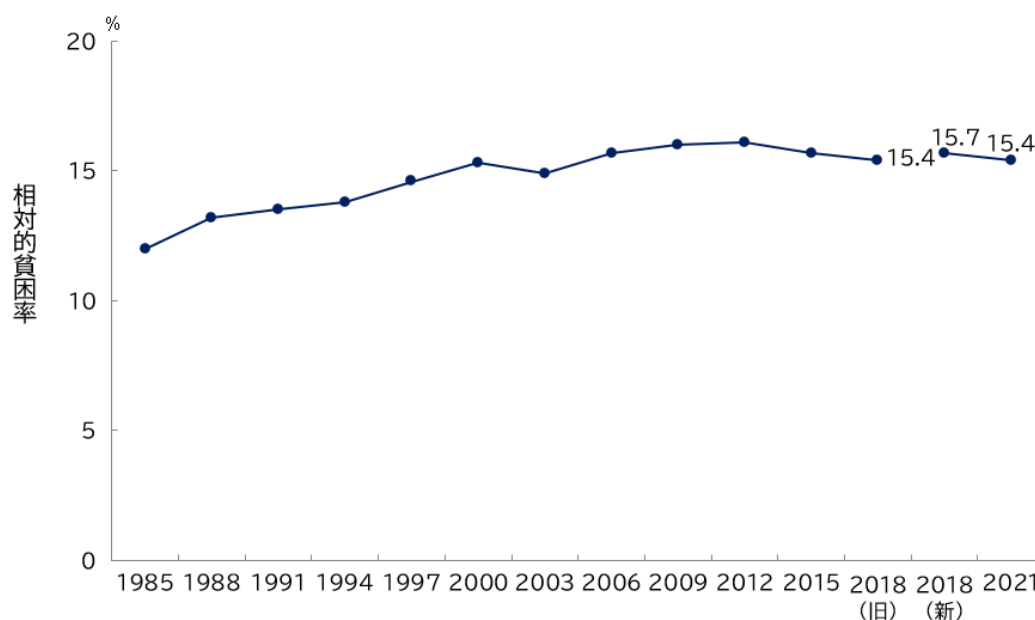
(1) 貧困格差の状況

2022 年の国民生活基礎調査によると、2021 年の貧困線は 127 万円(約 1万 1,000 ドル)で、「相対的貧困率」は 15.4%となっており、この数値は 2018 年と比較して 0.3 ポイントの改善、また、同調査の特別集計による 2021 年の再分配後の所得のジニ係数は、0.338 となっており、この数値は 2018 年の 0.334 と比較しておおむね横ばいとなっている。これらの指標については、高齢化の進展や単身世帯の増加が押し上げ要因となっているものの、近年、雇用の拡大などの経済状況の好転、年金等の社会保障や税による再分配の効果により、基本的に横ばい又は改善傾向となっている。

(2) 貧困格差への対応

貧困等により厳しい生活を送られている方々にきめ細かく対応するため、生活困窮者自立支援制度における相談支援、最低賃金の引上げ、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進といった総合的な対策を講じている。

相対的貧困率の年次推移



- (注) 1. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
2. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
3. 1994 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
4. 2015 年の数値は、熊本県を除いたものである。

5. 2018 年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

6. 2021 年からは、新基準の数値である。

資料)厚生労働省「2022 年 国民生活基礎調査の概況」表 11 を基に作成した。単位は%である。

(3)国際協力

JICA は、開発における民間セクターの役割増大を受け、開発途上国において民間企業が行う開発効果の高い事業に対して出資・融資を行う JICA の海外投融資を 2010 年に再開した。2023 年 5 月、G7 広島サミットのサイドイベントにおいて、「気候変動対策推進ファシリティ」(15 億米ドル上限)、「食料安全保障対応ファシリティ」(10 億米ドル上限)、「金融包摂促進ファシリティ」(15 億米ドル上限)の創設を公表した。国際開発金融機関、二国間開発金融機関、G7 の民間銀行などのパートナー金融機関と連携し、民間企業への直接融資や金融機関を通じて当該分野への民間資金動員を促進することで、開発途上国の地球規模課題の解決に貢献していくことを表明している。2023 年 3 月末までの累計実績⁴³として、94 件、約 9,860 億円の投融資を承諾している。

⁴³ 「累計実績」:再開後案件のみ。また、LEAP 案件を含む。

目標 11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



(1)災害対策と基本計画

1961 年に制定された「災害対策基本法」に基づき、毎年、災害状況や対策の効果、科学的研究の成果などを踏まえ、「防災基本計画」の見直しが行われ、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成している。住民による自発的な防災活動を推進するため、住民や事業者、福祉関係者などの主体が地域の災害リスクや防災活動の計画素案を定め、市町村地域防災計画に掲載する「地区防災計画制度」を設けており、2023 年 4 月時点で、43 都道府県、216 市区町村、2,428 地区において地区防災計画が策定されている。

業務(事業)継続計画(BCP: Business Continuity Plan)について、災害時の業務継続力を向上させるため、ガイドラインの策定などによる BCP 作成支援を行っている。BCP 策定状況について、2016 年時点で都道府県において 100%、2023 年時点で市町村において 100%を達成した。民間企業の実態調査においても、2021 年度から 2023 年度にかけて、大企業において 70.8%から 76.4%、中堅企業において 40.2%から 45.5%へと上昇している。また、「災害対策基本法」に基づく指定避難所の指定に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼びかけている(2024 年 11 月 1 日現在、10 万 8,638 か所)。

(2)防災インフラの整備・管理

目標9にて記載したとおり、「国土強靱化基本計画」や「5 か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備・管理、交通・通信・エネルギーなどのライフライン強靱化、デジタル技術の活用や官民連携強化、地域における防災力の強化などの取組を進めている。

災害時における通信サービスの確保は重要であり、電気通信事業者が実施すべき耐震対策、停電対策、防火対策等を規定した「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を制定している。同基準について、大規模災害時の通信サービスの被害状況や復旧対応を踏まえ、複数回の見直しを行い、災害時における通信サービスの確保を図っている。

(3)公共交通の課題と地域公共交通計画の策定

日本は、人口減少と高齢化が進んでおり、特に地方では交通事業者の経営が厳しい状況にある。2050 年には多くの地域で人口が大幅に減少し、公共交通の利用者も減少する見込みとなっている。地方公共団体が中心となって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に

に基づき、2025年1月末時点で1,124 件の「地域公共交通計画」が作成されるなど、持続可能な地域旅客運送サービス提供の確保に資する取組が進められている。

(4)ユニバーサルツーリズム

ユニバーサルツーリズムの取組として、宿泊施設及び観光施設には、全ての旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援するとともに、観光施設におけるバリアフリー化も推進している。前回VNRの2021年から2025年3月の間に、「ユニバーサルツーリズム促進事業」(2024年度予算:5,400 万円(約38万 8,000 ドル))や「宿泊施設インバウンド対応支援事業」(2024 年度予算:13.74 億円(約988万 5,000ドル)の内数)、「インバウンド受入環境整備高度化事業」(2024 年度予算:9.9 億円(約712万 2,000ドル)の内数)を行った。

(5)国際防災協力

日本は、これまで、数々の災害を経験する中で、知見や施策を多く蓄積しており、これらを共有することで、防災分野における世界の議論を牽引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の実施において、主導的な役割を果たすことが国際社会から期待されており、防災分野の二国間協力や、国連防災機関(UNDRR)を始めとする国際機関等と連携した多国間協力などにより、「事前の防災投資」や「より良い復興(Build Back Better)」等の取組を積極的に推進してきている。

また、2015 年 12 月、第 70 回国連総会本会議において、世界各地において、「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等の取組を促進するため、11 月 5 日⁴⁴が「世界津波の日」に指定された。その後、世界津波博物館会議や濱口梧陵国際賞・国際作文コンテスト、国際機関(UNDRR や国連訓練調査研究所(UNITAR)、UNDP)との連携、「世界津波の日高校生サミット」の開催等を通じ、世界中に広く津波の脅威やその対策についての理解と関心を深める取組を推進してきた。

(6)きれいな街づくりへの国際協力

途上国におけるきれいな街の実現に向けて、2022年に JICA クリーン・シティ・イニシアティブ(JICA CLEAN CITY INITIATIVE、以下 JCCI)を立上げ、廃棄物、水質汚濁、大気汚染等の環境対策の推進に取り組んでいる。同イニシアティブでは、JICA の協力成果、アセットの共有と共に、国際機関やドナー、横浜市や北九州市等の地方自治体、民間企業等、国内外の様々なパートナーと連携した事業形成や関係機関からの情報発信の促進をしており、環境汚染

⁴⁴ 1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、濱口梧陵(1820-1885)が収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、その後も被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。

対策や気候変動対策のプラットフォーム機能も果たしている。JCCI国際セミナー(2022 年、2023 年、2024年)には、これまで世界 80 か国以上より、延べ 2,100 人が参加した。JCCI の目標である2030年までに50か国5億人への裨益に対し、2024 年 2 月時点で、44 か国において、98の事業を実施し(技術協力80件、資金協力 18 件)、裨益人口は 3.25 億人に達している。

また、JCCI の広域連携に係る取組として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム (AFRICAN CLEAN CITIES PLATFORM、ACCP)を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進している。

目標 12: 持続可能な生産消費形態を確保する

12 つくる責任
つかう責任



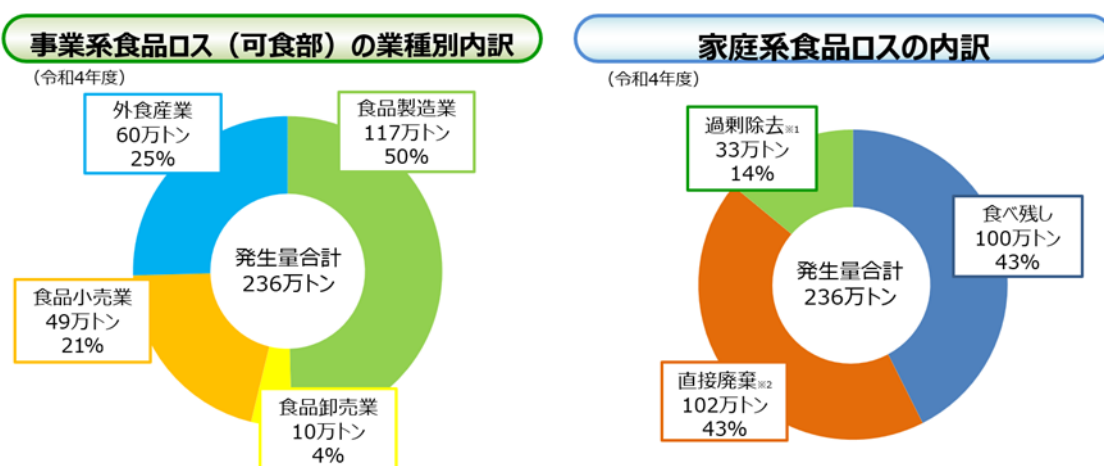
(1) エシカル消費の普及

エシカル消費に関しては、2021 年3月に閣議決定された「第 4 期消費者基本計画」において、「開発途上国の労働者の生活改善を目指すフェアトレード商品、環境に配慮したエコ商品等の持続可能性に配慮した商品等の購入を含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するための取組を推進する」としている。2024 年度の調査では、エシカル消費の認知度は27.4%であり、引き続き、取組を推進していく。

(2) 食品ロス削減

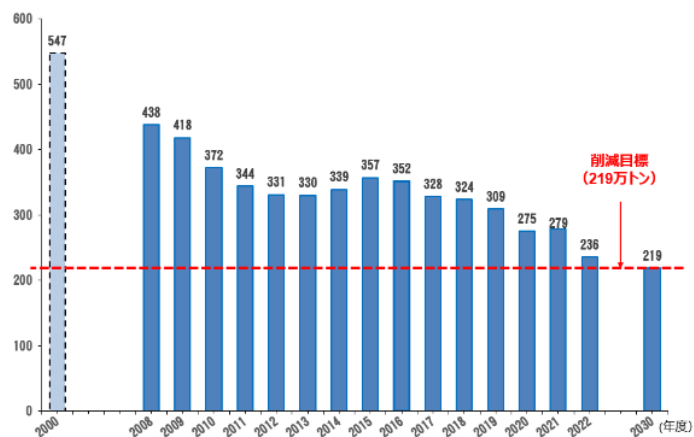
2019 年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、2030 年度までに食品ロスを半減させる目標(事業系目標273万トン、家庭系目標216万トン)を設定しているところ、2022 年度の事業系・家庭系食品ロスはともに 236 万トンである。事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、更に食品ロス削減が進むよう事業系目標を60%減(新たな事業系目標219万トン)に変更した。

食品ロスの削減にむけては、事業系は、商慣習の見直し(納品期限の緩和、賞味期限表示の年月表示化、賞味期限の延長)、フードバンクの活用促進、消費者への啓発、飲食店での「食べきり」や持ち帰りを推進している。家庭系においては、賞味期限や消費期限の理解促進や、家庭での食材活用法の情報提供)等を通じ、消費者の意識を高め、持続可能な社会の実現を目指している。



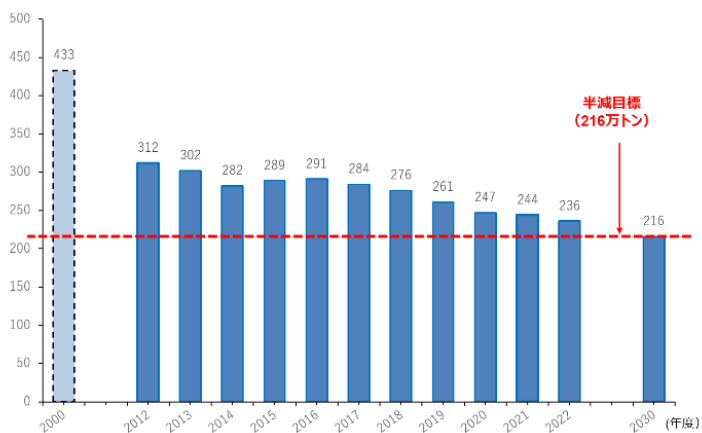
事業系食品ロス量の目標と推移

事業系食品ロス量（万トン）



家庭系食品ロス量の目標と推移

家庭系食品ロス量（万トン）



目標 13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



(1) 温室効果ガス削減目標と排出実績

2021 年 10 月に気候変動枠組条約(UNFCCC)に提出した「国が決定する貢献(NDC)」⁴⁵において日本は、2050 年ネット・ゼロ(温室効果ガス排出の実質ゼロ)と整合的で、野心的な目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、更に 50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明している。

さらに、2025 年 2 月に気候変動枠組条約(UNFCCC)に提出した NDC において日本は、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すことを表明している。

2022年度の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 8,500 万トン(二酸化炭素(CO₂)換算、以下同じ。)で、2021 年度比で 2.3%(約 2,510 万トン)の減少、2013 年度比では 22.9%(約3億 2,210 万トン)の減少となった。過去最低値を記録し、2050 年ネット・ゼロに向けた順調な減少傾向を継続している。

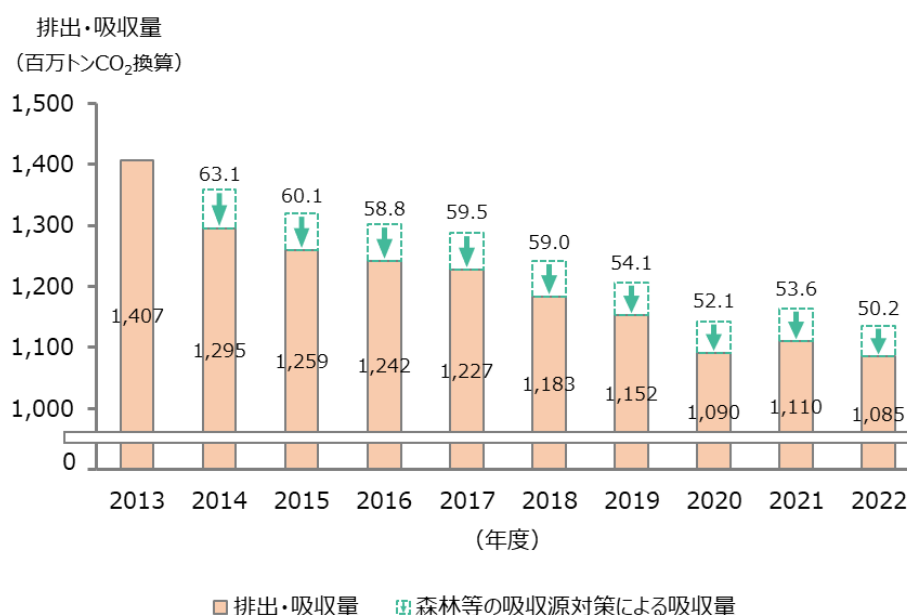


図 日本の温室効果ガス排出・吸収量の推移

代替フロン等4ガス(HFCs・PFCs・SF₆・NF₃)の排出量は約 5,170 万トンで、2021 年比で 1.4%の減少となり、2009 年以降初めて減少となった。

⁴⁵ NDC: Nationally Determined Contribution

今回の国連への報告では、世界で初めて、ブルーカーボン生態系の一つである海草藻場及び海藻藻場における吸収量を合わせて算定し、合計約 35 万トンの値を報告した。今後は塩性湿地・干潟の算定についても検討を進めていく。また、環境配慮型コンクリートによる吸収量(CO₂ 固定量)を同じく世界で初めて算定し、合計約 17 トンの値を報告した。今後は J クレジット化に向けた検討を進めていく。

また、2050 年に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を 1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨などの発生リスクは増加すると予測される。そのため、上述した緩和策と、現在及び将来の気候変動に伴う被害を回避・軽減するための適応策は、気候変動対策における車の両輪であり、日本は、「気候変動適応法」や「気候変動適応計画」を策定して適応策の取組を推進してきた。2020 年に防災担当大臣と環境大臣が共同発表した「気候危機時代の「気候変動×防災」戦略」では、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携する取組を掲げ、あらゆる分野で取り組む横断的な課題として、政策の主流にしていくことを追求している。

(2)国際協力

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021 年の G7 コーンウォール・サミット及び国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)において、2021 年から 2025 年までの 5 年間で官民合わせて最大約 700 億ドル規模の支援及びその一環として、従来の倍となる約 148 億ドルの適応分野への支援を表明し、引き続きその着実な実施を進めている。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金(GCF)」も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約 3,190 億円を拠出してきており、2023 年 10 月には、第 2 次増資期間(2024 年から 2027 年まで)においても第 1 次増資と同規模の最大約 1,650 億円を拠出することを表明した。

また、開発途上国の気候変動や災害への対応能力を高め、金融面での強靱性を高めることを目的とし、2022 年に世界銀行の下にマルチドナー信託基金として「グローバル・シールド・ファイナンス・ファシリティ(GSFF⁴⁶)」が立ち上がった。これは、地域リスクプールの立ち上げや強化、リスク移転のための保険料融資など、災害リスク保険などのリスクファイナンスに

⁴⁶ GSFF: Global Shield Financing Facility

関する資金支援及び技術支援を実施するもので、日本は 2023 年 3 月に 8 億円、2024 年 3 月に 6.85 億円の拠出を行った。

2023 年に開催された COP28 では、特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって負う損失及び損害(ロス&ダメージ)に対処するため、「ロス&ダメージに対応するための基金(FRLD⁴⁷)」の制度の大枠が決定された。日本は同年 3 月、同基金に対して 1,000 万ドル(13.7 億円)の拠出を行った。同基金では、2023 年 4 月から 12 月までに計 4 回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンとすることを決定したほか、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展した。日本は理事国として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

二国間クレジット(JCM)については、「地球温暖化対策計画(2025年2月閣議決定)」に基づく 2030 年度までの累積 1 億 t-CO₂ 程度、2040 年度までの累積 2 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「GX2040 ビジョン(2025年2月閣議決定)」等を踏まえ、COP29 の決定において完全運用化された 6 条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

さらに、「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」などの国際的な取組を通じて、日本の技術を活かしつつ、各国の事情に応じた多様な道筋による現実的な形でアジアの脱炭素化を進め、世界全体での脱炭素化にも貢献していく。

⁴⁷ Fund for responding to Loss and Damage

目標 14:持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



(1)30by30目標の実現(海域)

昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲットの一つに定められた、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全するいわゆる30by30目標の実現に向け、保護地域の拡張と管理の質の向上や自然保護地域ではない地域において、長期の生物多様性の保全に効果的な方法で管理されている土地（Other Effective area-based Conservation Measures、以下 OECM）の設定・管理を進めており、海域では2024年8月時点で13.3%が保全されている。

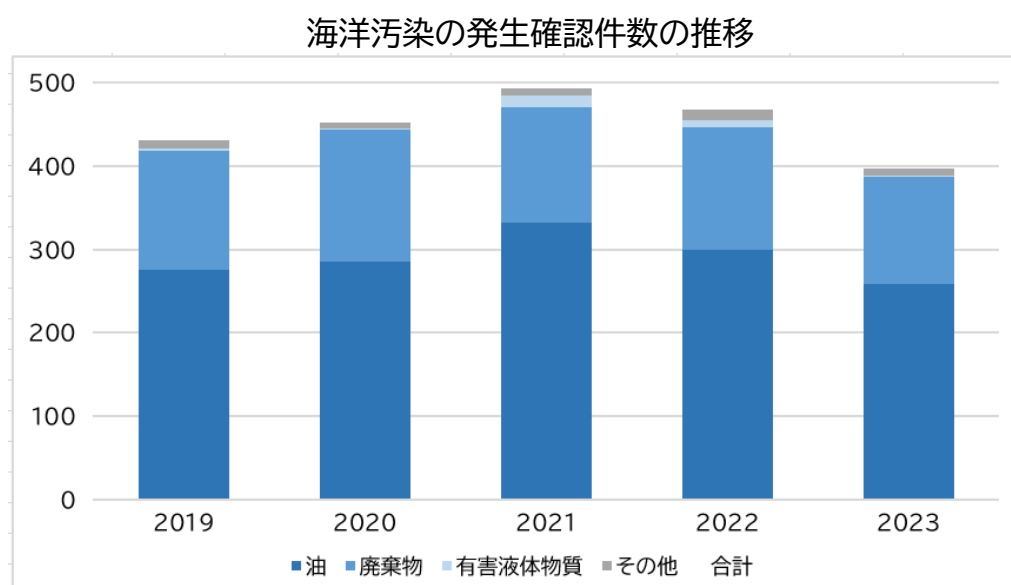
(2)海洋汚染・海洋ごみ対策

最近5年間(2019年～2023年)の日本周辺海域における海洋汚染(油、廃棄物等)の発生確認件数の推移は下図のとおりである。2023年は397件と2022年に比べ71件減少した。これを汚染物質別に見ると、油による汚染が259件で前年に比べ40件減少、廃棄物による汚染が129件で前年に比べ19件減少、有害液体物質による汚染が1件で前年に比べ7件減少、その他(工場排水等)による汚染が8件で前年に比べ5件減少した。

海洋を含む環境中には毎年数百万トンのプラスチックごみが流出していると言われ、誤食や絡まりによる生物被害や船舶航行、観光、漁業活動への社会経済影響が問題となっている。また、添加物等の化学物質やマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響も懸念されている。

日本は、2024年4月に「第4期海洋基本計画」を閣議決定し、海洋ごみ対策を位置付け、改正された海岸漂着物処理推進法では、事業者による廃プラスチックの排出抑制の努力義務が規定されている。2019年5月には同法に基づく基本方針や「プラスチック資源循環戦略」「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定、2022年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、政府全体での取組が強化されている。

また、海洋汚染物質の実態把握と海洋生態系への影響評価に係る手法の開発や、海洋生物ビッグデータ活用技術の高度化等の海洋に関する調査観測や研究開発を通して、海洋資源の持続的有効利用の促進に貢献している。



資料)海上保安庁広報資料を基に作成

(3)国際協力

JICA は、海洋水産資源や沿岸生態系サービスに大きく依存している開発途上国を対象に、水産資源の持続的な利用により住民の生計向上／貧困削減、並びに沿岸経済の活性化を目指す「水産ブルーエコノミー振興」に取り組んでいる。

目標 15:陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



(1)30by30目標の実現(陸域)

昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲットの一つに定められた、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全するいわゆる30by30目標の実現に向け、保護地域の拡張と管理の質の向上や OECM の設定・管理を進めており、陸域では 2024 年8月時点で 20.8%が保全されている。

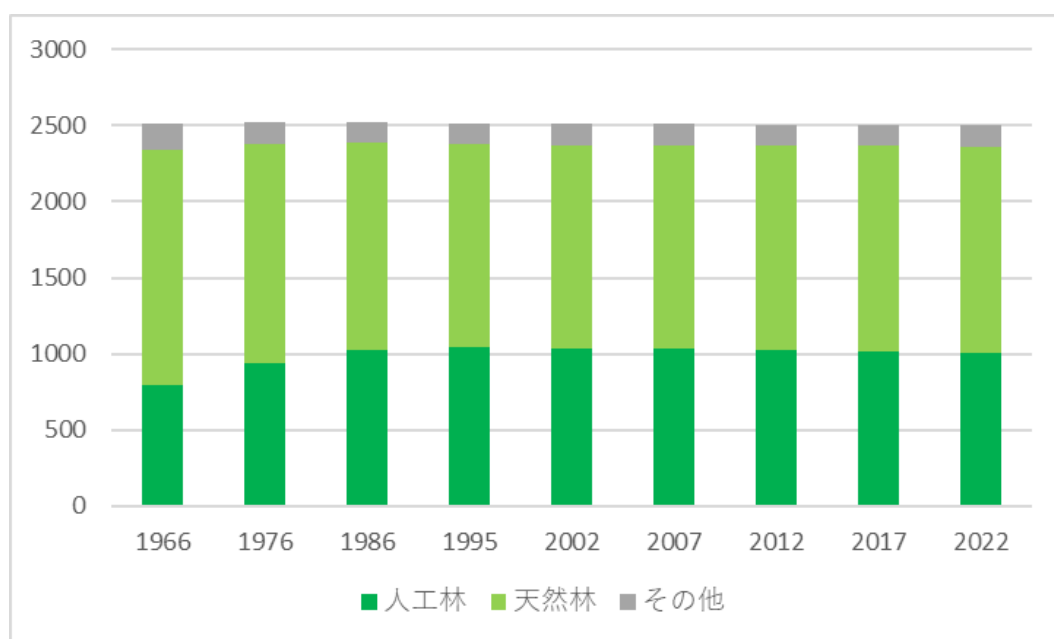
また、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域などをつなぐ水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸であり、食料や水、気候の安定などの生態系サービスとも深い関わりがある。流域における適正な生態系管理のため、河川やダム湖における生物の生息・生育・繁殖状況などについて定期的に調査を実施しており、自然環境の現状と変化を把握する「モニタリングサイト 1000(重要生態系監視地域モニタリング推進事業)」では、湖沼・湿原、沿岸域及びサンゴ礁生態系に設置された全国約300か所の調査サイトにおいて、植物、鳥類、魚類及びサンゴ等の生息・生育状況をモニタリングしている。

(2)持続可能な森林管理

日本の森林面積は 2022 年 3 月末時点で約 2,502 万^{ha}で、国土面積の約 3 分の 2 を占めている。この面積は過去半世紀にわたりほぼ一定であり、森林の 18.3%が、国立公園、原生自然環境保全地域、保護林、緑の回廊など法的に保護されている。

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、適正な整備と保全が重要であり、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環を確立する必要がある。日本では、国、都道府県、市町村による長期的な森林計画が策定されており、「森林・林業基本法」に基づいて「森林・林業基本計画」を策定し、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきている。この「森林・林業基本計画」に即して、全国森林計画が策定され、整備や保全の目標、伐採立木材積量や造林面積の計画量などが示されている。

森林の適正な整備・保全の推進



資料)「森林資源の現況(2022年3月31日時点)」を基に作成。なお、数値の単位は万haである。

(3)国際協力

南米アマゾン地球の熱帯林の約4分の1を占めるが、大規模農業や土地開拓により森林減少が進行している。実際に、2024年7月までの1年間で628,800haの森林が失われており、持続的森林管理の強化が求められている。JICAは、ブラジルにおける「先進的レーダ衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」を通じて、ブラジル環境・再生可能天然資源院(IBAMA)と協力し、2021年から違法森林伐採管理改善プロジェクトを実施している。国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)のレーダ(SAR)衛星を活用し、雲が多い雨季でも森林変化の観測を可能にすることで取締に有用なデータを提供している。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)と連携し、AIを活用した森林伐採予測システムを構築している。取締官への情報提供やフィードバックの仕組みを強化することで、違法森林伐採対策に貢献している。

目標 16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

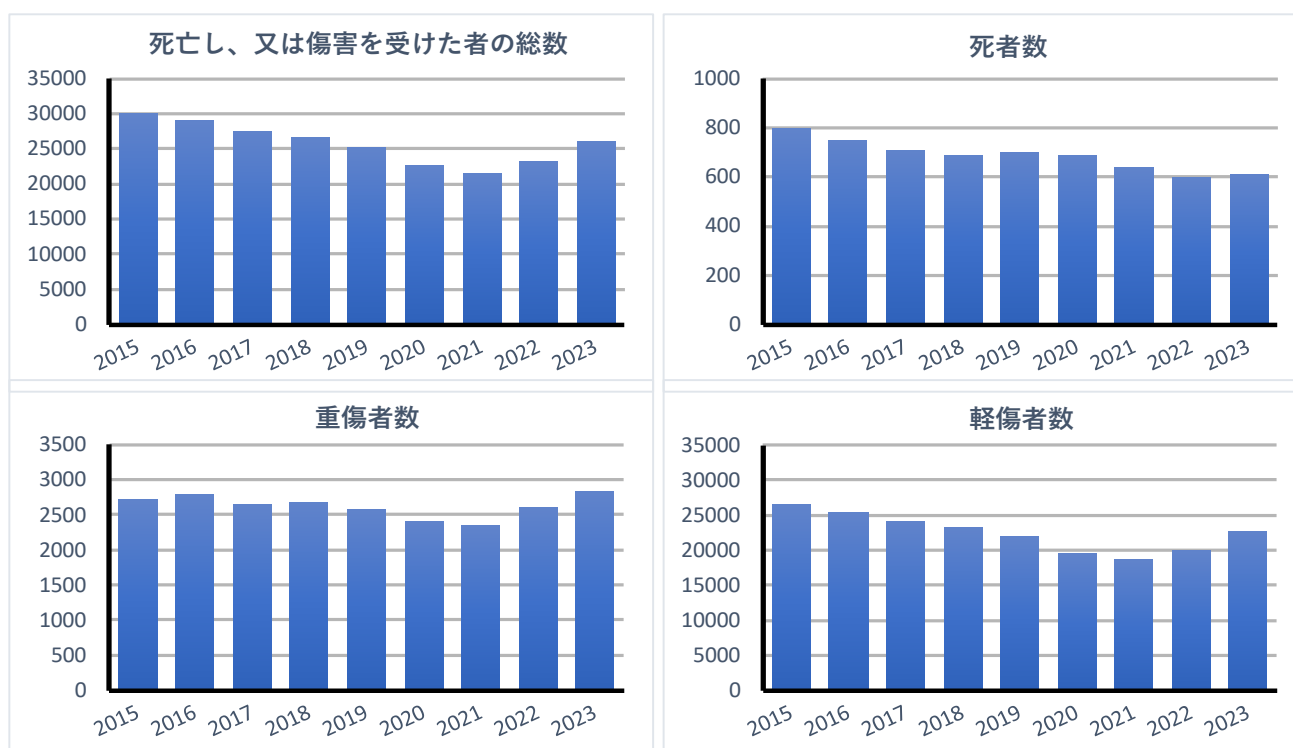
16 平和と公正を
すべての人に



(1)暴力と、暴力による死の減少

ターゲット 16.1 は「あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」ことを目指している。2003 年以降、刑法犯による死亡や傷害の件数は減少傾向にあるが、近年、増加傾向に転じている。

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移



(2)児童虐待対策・こどもに対する暴力撲滅

児童虐待について、2022 年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 21 万 4,843 件であった。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護施設的环境改善、一時保護時の司法審査の導入等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が 2022 年に成立した(一部の規定を除き 2024 年4月1日に施行。)

かけがえのないこどもたちの尊厳を守り、こどもへの性暴力等を防止することは極めて重要であるとの考え方にに基づき、2024年6月、日本で「こども性暴力防止法」が成立し、2026年12月の施行期限に向けて、検討を進めているところである。本法においては、学校や保育所を始め、一定の教育・保育事業者に対して、その従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、一定の性犯罪前科の確認を義務付けた。

こどもに対する暴力をなくすための国際的な取組にも参加し、パスファインディング国(自国内のこどもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを表明する国)として、関係省庁、市民社会等が参加し、こどもの声も踏まえて策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく取組を着実に進めている。2024年11月には、コロンビアの首都ボゴタで開催された、第1回こどもに対する暴力撲滅閣僚会合に日本として参加し、こども家庭庁の設置や、こども性暴力防止法の成立、こども家庭センターの設置等、こどもに対する暴力撲滅に向けた日本の取組を紹介し、引き続き暴力撲滅に向け取り組んでいくことを表明した。また、会合の成果文書として採択された「ボゴタ行動要請」に日本も賛同した。

(3)国際協力

暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅等の観点から、2021年に京都コンGRESを開催して国際的な役割を果たした。全体テーマでは「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」とし、具体的には、①社会的・経済的發展に向けた包括的な犯罪防止戦略、②刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ、③法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ、④あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援について議論を行い、国際協力の強化が確認された。

また、日本は、国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、アジア太平洋地域やアフリカの国々を始めとする開発途上国を対象として、組織犯罪対策、汚職やテロの防止等をテーマとした国際研修を実施するなどして、各国の刑事司法実務家の能力向上に取り組んでいる。

(4)国連 PKO における協力

日本は、国連 PKO に参加する各国の平和維持活動要員の能力向上を支援するため、国連、支援国及び要員派遣国の三者が互いに協力し、国連 PKO に派遣される要員に必要な訓練を行う枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム(UN Triangular Partnership Programme)への協力を、2015年から継続して行っている。具体的には、自衛官など延べ217人を教官としてケニアやウガンダなどに派遣し、国連 PKO へ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカ9か国の336人の要員に対して重機操作の訓練を実施している。本プロジェクトの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムやインドネシアに自衛官など延べ166人を派遣し、アジア及び同周辺地域14か国の127人の要員に対して

重機操作の訓練を行った。さらに、2019 年 10 月から、国連 PKO において深刻な問題となっている医療分野においても国連野外衛生救護補助員コース(UNFMAC)への教官派遣を開始し、述べ 5 人を派遣した(2025 年3月時点)。

目標 17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17 パートナーシップで目標を達成しよう

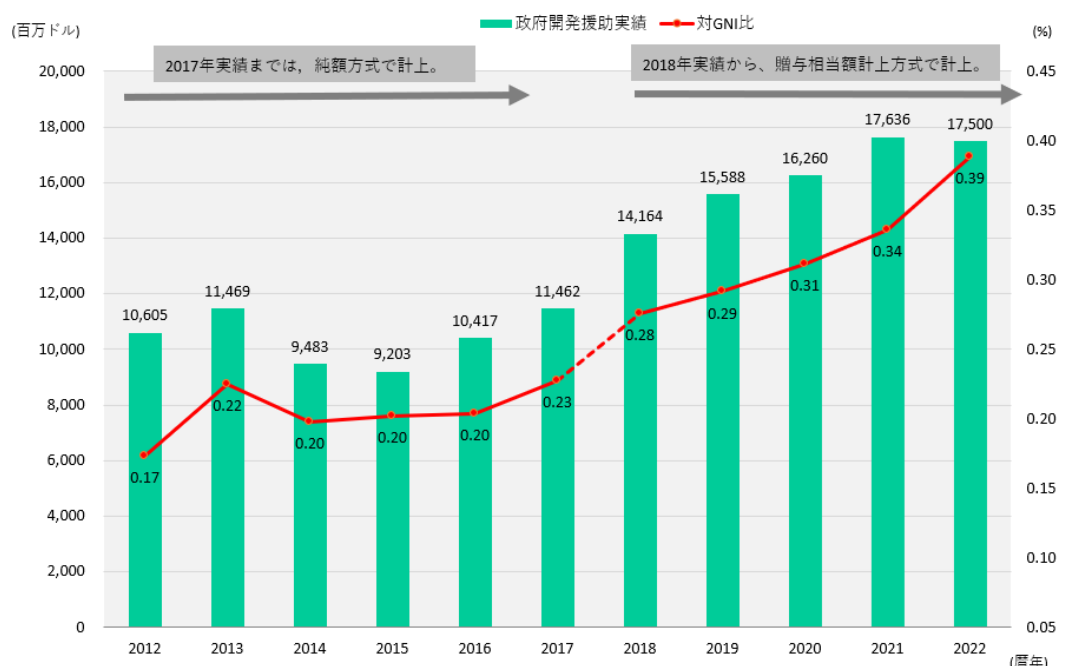


(1) 開発資金

2023年の日本の ODA 実績は、2018 年から OECD 開発援助委員会(DAC)の標準の ODA 計上方式として導入された贈与相当額計上方式(Grant Equivalent System: GE 方式)では、約 196 億 37 万ドル(約 2 兆 7,540 億円)となった。支出総額は、約 240 億 145 万ドル(約 3 兆 372 億円)で、前年(2022 年)に比べ、ドルベースで約 7.8%増(円ベースで約 15.3%増)となった。この結果、DAC 諸国における日本の順位は、GE 方式、支出総額ともに米国、ドイツに次ぎ第 3 位となった。対国民総所得(GNI 比)では、2010 年は 0.20%だったが、2023 年には 0.44%になった。また、2023 年の LDCs 向け ODA 実績の GNI 比は、0.09%(支出純額ベース)であった。

2024 年の持続可能な開発目標(SDGs)レポートによれば、開発資金ギャップは年間 4 兆 2,000 億ドルに達しており、新型コロナウイルス以前の 2 兆 5,000 億ドルから大幅に増加していることが確認される。国際社会全体の SDGs 達成に向けては、この開発資金ギャップへの対処が重要である。国連や OECD を始めとした開発資金に関する議論の場において、途上国への資金の流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することにくわえ、新興国を含むドナーベースの拡大や民間資金動員等についても議論を喚起することが重要であり、日本としても引き続き建設的に議論に関与していく。

日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI 比)の推移



(注)OECD 開発援助委員会(DAC)の標準の ODA 計上方式として、2017 年までは支出純額方式、2018 年からは贈与相当額計上方式が使用されている。

資料)外務省「2023年版開発協力白書」図表Ⅱ-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI 比)の推移を基に作成。政府開発援助実績の数値は百万ドル単位である。また、対 GNI 比は%である。

(2)マルチステークホルダーの取組

SDGs 推進にはマルチステークホルダーの取組が不可欠であり、前述のとおり、日本としては、幅広いステークホルダーと啓発・連携事業を行ってきている。前回の VNR を発表した 2021 年から 2023 年にかけて日本国内での SDGs の認知率と理解度が更に大幅に向上した。2021 年には SDGs の認知率が 86%だったのに対し、2023 年には 91.6%に上昇した。また、「内容まで含めて知っている」と回答した人の割合は、第 1 回調査(2018 年)から 11 倍以上に増加し、40.4%に達している。

地方自治体については、2017 年には SDGs の取組を行っていた地方自治体が1%にすぎなかったが、2023 年には65.6%となっている。これは 2024 年度末までに SDGs に取り組む地方自治体の割合を 60%とする当初の目標を既に達成したことになる。今後も地方創生に向けた SDGs モデル事例を形成し、国内に横展開していく。

国際的な SDGs を通じた連携の具体例としては、日本とメコン諸国の間で、グリーンメコンフォーラムを引き継ぐものとして、2021 年に官民合同での第 1 回「日メコン SDGs フォーラム」をオンラインで開催した。このフォーラムではコロナ禍だったこともあり目標3「すべての人に健康と福祉を」を中心に企業、国際機関や大学と意見交換を行った。今後も、「2030 年に向けた SDGs のための日メコンイニシアティブ」を踏まえ、「日メコン SDGs フォーラム」の開催を含めた日メコン協力の枠組みにおいて、各国の SDGs 達成に向けた取組を共有し課題解決を目指していく。

JICA の持続可能な開発に向けた取組として、中小企業・SDGs ビジネス支援事業等では、民間企業等のビジネスを通じた途上国の様々な課題解決を推し進めている。JICA チェアを通じて約 80 か国の大学などと連携して日本の開発経験の発信及び日本研究を促進し、国内 26 大学と連携し JICA 留学生に日本の開発経験を学ぶ機会を提供している。アフリカでは、カイゼン普及を目指し、南南協力を推進している。ビジネスリンケージでは、企業間連携を促進し、2023 年度に 119 件、2024年度上半期においては既に 267 件におよぶ。さらに、民間セクター開発にかかるドナー会合に参加し、民間セクター開発における知見共有や共創活動を展開するなど、多様なステークホルダーとの協力を強化している。

(3)国連を通じた協力

日本は、50年以上にわたり、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、招請国政府として財政支援や事務協力を行っている。SIAP は、国連の地域委員会であるアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)域内等の開発途上国の政府統計職員に対する実務を重視した統計研修を実施しており、この中で SDGs の進捗測定に必要な統計手法やデータ分析に係る研修も提供するなど、SDGs 達成のためのフォローアップ&レビューにおいて重要な役割を果たしている。



6. 各ステークホルダーの評価と取組

(1) イントロダクション

本章では、SDGs 達成に向けたステークホルダーの行動と、その進捗をステークホルダー自身がレビューすることにより、90%を超える認知度向上に至る経緯や、取組の実態を明らかにする。指標の検討では表しきれない定性的なデータを含めてレビューを行うことで、進捗の全体像を示そうという試みである。

本章のレビューの方法は以下の通りである。SDGs 推進本部円卓会議構成員が中心となり、それぞれの構成員が所属あるいは代表するステークホルダーに関する課題についてのレビューを実施し、これを統合して編集作業を行った。なお、各執筆担当は以下のとおりであり、蟹江憲史構成員による監修のもと SDGs 推進本部事務局と調整しながら進めた。

全体監修：蟹江憲史構成員

(2) ステークホルダーによる17目標別評価チャートマップ：井上雄介特任講師（蟹江研究室）

同 目標別評価：稲場雅紀構成員、三輪敦子構成員、大西連構成員

(3) ステークホルダーによる取組 A. メディアの動向：蟹江憲史構成員、飯塚恵子構成員

川廷昌弘氏

同 B-1 ジェンダー：三輪敦子構成員、木村麻子構成員、則松佳子構成員

同 B-2 ユース 2.1 千葉宗一郎構成員

2.2 本行紅美子構成員

同 C-1 ビジネスの動向 3.1 ビジネス：西澤敬二構成員

同 3.2 中小企業：木村麻子構成員

同 3.3 ファイナンス：高梨雅之構成員、遠藤良則構成員

同 3.4 労働組合：則松佳子構成員

同 C-2 市民社会の動向 4.1 稲場雅紀構成員、三輪敦子構成員、大西連構成員

同 4.2 消費者：河野康子構成員

同 4.3 労働組合：則松佳子構成員

同	4.4 協同組合:比嘉政浩構成員
同 C-3研究教育機関の動向	5.1 研究機関:蟹江憲史構成員、春日文子構成員
同	5.2 文部科学省
同 C-4 地方自治体の動向	6 片岡八束・地球環境戦略研究機関(IGES)研究員
同 C-5 議会	事務局

目標やステークホルダーにより内容や分量に偏りが生じるのはこうした事情によるものであり、データの平準化自体が課題であるともいえる。このため、必ずしも包括的なレビューを実施しているわけではないことに留意する必要がある。

以下で示す本章のレビュー及び本 VNR 全体を通じたレビューにより、一体としての17目標の総合的推進策の遅れを始めとした、日本における SDGs 実施上の課題とギャップが明らかとなった。未来に向けて生かしていくことが求められる。

(2)ステークホルダーによる17目標別評価

17 目標別評価

これまでの SDGs の進捗状況について、グローバル指標に基づいて評価を行ったところ、以下の通りとなった。

グローバル指標の評価方法

グローバル指標の評価は以下のように行った。「達成」は到達水準に達した場合、「未整備」はデータが取得できない場合を意味する。いずれにも該当しない場合に、2021 年から 2024 年の数値が取得可能な期間の平均値を上回り改善をもたらした場合は「改善傾向」、平均値を下回り後退した場合は「後退傾向」としている。「-」は指標から傾向が定義できない場合や指標が複数である場合等のために傾向を一律に判断できないことを示している。

1	1.1.1	1.2.1	1.2.2	1.3.1	1.4.1	1.4.2	1.5.1	1.5.2	1.5.3	1.5.4	1.a.1	1.a.2	1.b.1
				-									
2	2.1.1	2.1.2	2.2.1	2.2.2	2.2.3	2.3.1	2.3.2	2.4.1	2.5.1	2.5.2	2.a.1	2.a.2	2.b.1
3	3.1.1	3.1.2	3.2.1	3.2.2	3.3.1	3.3.2	3.3.3	3.3.4	3.3.5	3.4.1	3.4.2	3.5.1	3.5.2
	3.6.1	3.6.2	3.6.3	3.6.4	3.6.5	3.6.6	3.6.7	3.6.8	3.6.9	3.6.10	3.6.11	3.6.12	3.6.13
4	4.1.1	4.1.2	4.2.1	4.2.2	4.3.1	4.3.2	4.4.1	4.4.2	4.5.1	4.5.2	4.a.1	4.a.2	4.b.1
5	5.1.1	5.1.2	5.2.1	5.2.2	5.3.1	5.3.2	5.4.1	5.4.2	5.5.1	5.5.2	5.6.1	5.6.2	5.6.3
6	6.1.1	6.1.2	6.2.1	6.2.2	6.3.1	6.3.2	6.4.1	6.4.2	6.5.1	6.5.2	6.6.1	6.6.2	6.6.3
7	7.1.1	7.1.2	7.2.1	7.2.2	7.3.1	7.3.2	7.4.1	7.4.2	7.5.1	7.5.2	7.6.1	7.6.2	7.6.3
8	8.1.1	8.1.2	8.2.1	8.2.2	8.3.1	8.3.2	8.4.1	8.4.2	8.5.1	8.5.2	8.6.1	8.6.2	8.6.3
9	9.1.1	9.1.2	9.2.1	9.2.2	9.3.1	9.3.2	9.4.1	9.4.2	9.5.1	9.5.2	9.6.1	9.6.2	9.6.3
10	10.1.1	10.1.2	10.2.1	10.2.2	10.3.1	10.3.2	10.4.1	10.4.2	10.5.1	10.5.2	10.6.1	10.6.2	10.6.3
11	11.1.1	11.1.2	11.2.1	11.2.2	11.3.1	11.3.2	11.4.1	11.4.2	11.5.1	11.5.2	11.6.1	11.6.2	11.6.3
12	12.1.1	12.1.2	12.2.1	12.2.2	12.3.1	12.3.2	12.4.1	12.4.2	12.5.1	12.5.2	12.6.1	12.6.2	12.6.3
13	13.1.1	13.1.2	13.1.3	13.1.4	13.2.1	13.2.2	13.3.1	13.3.2	13.4.1	13.4.2	13.5.1	13.5.2	13.5.3
14	14.1.1	14.1.2	14.2.1	14.2.2	14.3.1	14.3.2	14.4.1	14.4.2	14.5.1	14.5.2	14.6.1	14.6.2	14.6.3
15	15.1.1	15.1.2	15.2.1	15.2.2	15.3.1	15.3.2	15.4.1	15.4.2	15.5.1	15.5.2	15.6.1	15.6.2	15.6.3
16	16.1.1	16.1.2	16.1.3	16.1.4	16.2.1	16.2.2	16.2.3	16.3.1	16.3.2	16.3.3	16.4.1	16.4.2	16.4.3
	16.5.1	16.5.2	16.5.3	16.5.4	16.6.1	16.6.2	16.6.3	16.7.1	16.7.2	16.7.3	16.8.1	16.8.2	16.8.3
17	17.1.1	17.1.2	17.2.1	17.2.2	17.3.1	17.3.2	17.4.1	17.4.2	17.5.1	17.5.2	17.6.1	17.6.2	17.6.3
	17.7.1	17.7.2	17.7.3	17.7.4	17.8.1	17.8.2	17.8.3	17.8.4	17.9.1	17.9.2	17.10.1	17.10.2	17.10.3



目標1⁴⁸

- ・ 旧来の貧困や格差の課題に加え、インフレーション(インフレ)による物価高が家計を直撃し、低・中所得層の生活を圧迫している。生活苦と孤立・孤独の相乗効果で、多くの人々が「生きづらさ」を実感しており、社会の分断の助長にもつながっている。
- ・ 国内における貧困の状況について、グローバル指標 1.2.1、1.2.2 に関するデータが提供されておらず、進捗評価が不可能な状態。貧困に関する政府としての定義と、それに基づく指標の設定がなされていないことについては、一貫して市民社会が懸念を表明してきている。また、グローバル指標 1.3.1 が求める属性別データが整備されていない状況も続いている。
- ・ エネルギー危機やインフレにより貧困率が上昇する懸念。日本の開発協力政策においても、貧困削減対策を重点化する必要がある。

目標2

- ・ 食品ロスの削減は喫緊の課題。また、工業的農業から生態系と調和したアグロエコロジーへの転換や小規模家族農業への政策的支援、農家・生産者の生活や雇用の持続可能な創出、「権利としての食料」の確立に立脚した食料安全保障が必要。
- ・ 日本はグローバル指標 2.5.2 に関するデータを公表していない。また、農業予算の拡充を含め、生産的で持続可能な農業を実現するための目標と指標を明確化する必要がある。
- ・ 世界では、特にアフリカの状況が厳しく、全人口の 20%が栄養不足の状態と報告されている。女性はこれらの状況から最も強い影響を受けている。日本の開発協力政策においても、飢餓の防止及びターゲット 2.4 の実現に資する開発協力の重点化が必要。
- ・ 一方、目標 2 には平和の実現が決定的に重要。戦争／武力紛争が食料供給に打撃を与えており、パレスチナ・ガザ地区を始め、スーダンなど、激しい戦争が続く地域では壊滅的なレベルと表現される飢餓が発生。飢餓は最も明白な人道危機であり、日本としても、緊急食料支援をはじめ、緊急人道支援の強化を行う必要がある。

目標3

- ・ 社会保障制度の発達により、日本は多くの国々と比較して相対的にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に近い状況にある。しかし、特に脆弱性を抱え差別・偏見の対象と

⁴⁸ 各目標に関する参考資料として、SDGs 市民社会ネットワーク(SDGs ジャパン)『SDGs スポットライトレポート 2025』(2025 年)

なりがちな人口・社会グループは医療アクセスに問題を抱えている。精神疾患については、以前からの長期入院の課題が残存しているほか、根強い差別・偏見も相まって、必要とする質の高い医療へのアクセスに困難がある。薬物依存も同様の課題を抱える。一方、在留資格がない、または短期滞在資格で滞在している外国人はほとんどの社会保障制度の対象になっておらず、緊急医療を含め、必要とする医療へのアクセスが制度的に保障されていない。

- ・ 社会保障制度に関する教育や情報普及の不足や、制度への申請に関連する労力や心理的プレッシャーなどにより、「脆弱性が高いほど、医療アクセスへの障害は高くなり、より労力がかかる」状況が存在する。一方、高齢化・少子化など人口構成の変化で社会保障の持続可能性が問われてきたところ、更にコロナ後のインフレで多くの世帯で可処分所得が減少し、税や社会保障費の支払いに関する不満が表面化している。
- ・ 感染症対策の課題については、HIV 対策が象徴的である。90 年代末以降に導入された HIV 陽性者の障害者認定やコミュニティとの連携による予防・医療・ケア対策が功を奏し、全般的に対策は高い効果を上げているが、2000 年代以降の HIV 関連の研究開発の成果である「曝露前予防内服」(PrEP)や「予防としての治療」(TasP)といった効果的な新規技術の実装が途上国を含む諸外国に比べて出遅れ、目標の達成に支障が生じている。HIV 対策に限らず、制度の柔軟な運用や新設による新規技術の実装を積極化する必要がある。
- ・ ターゲット3.4:LGBTIQ+を始め、脆弱な状況におかれたコミュニティにおけるメンタルヘルスの課題は深刻である。過去数年間の LGBTIQ+のメンタルヘルスや福祉に取り組む団体や専門家らの複数の研究では、LGBTIQ+ 青少年の自殺念慮・未遂・自傷行為は非 LGBTIQ+の3～5倍程度高く、その理由として孤立・孤独、学校や職場でのいじめ、LGBTIQ+に関する適切な情報へのアクセスの不足などが挙げられている。同様に LGBTIQ+ユース層における気分障害・不安障害も非 LGBTIQ+よりも3～7倍高い。

目標4

- ・ ターゲット 4.1 に関し、小中学校における不登校児童・生徒数は 2023 年度、34 万 6,482 人と過去最高を記録。小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数、暴力行為の発生件数も過去最高を記録するなど、教育の質には深刻な課題が存在する。
- ・ ターゲット 4.5 に関しては、外国につながりがある小中学校就学年齢の子どもの 5.7%が不就学状態(文部科学省 2024)。「外国籍の子の保護者に対する就学義務はない」(文部科学省)との見解が背景にある。また、通常の教育から分離された形で教育を受けている児童生徒数(特別支援学校及び特別支援学級在籍者数)が増加しており、インクルーシブ教育の推進には深刻な課題が存在。

- ・ ターゲット 4.6 に関し、成人識字に課題がある
- ・ ターゲット 4.7 に関し、学習指導要領に「持続可能な社会の作り手の育成」が明記されたことは進展。

目標5⁴⁹

- ・ 全ての目標の横串となるジェンダー平等は十分に進展していない。このことは、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダーギャップ指数」における日本の順位が 2024 年には 146 カ国中 118 位であり、110-120 位程度に低迷し続けていることから明らかである。
- ・ 婚姻最低年齢が男女とも 18 歳になった。だが選択的夫婦別氏はいまだ導入に至っていない。また、同性婚は導入に至っていない。
- ・ ジェンダーに基づく暴力への対応では、各都道府県にワンストップセンターが設置されてきたが、先駆的活動を展開してきた大阪府の「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」が存亡の危機にさらされる状況であったなど十分なサポートが存在するとは言いがたい。デジタル暴力が女性と少女に不均衡に影響を与えているという課題も存在する。
- ・ 性と生殖に関する健康と権利を保障する低用量ピル、緊急避妊薬、経口中絶薬等へのアクセスに深刻な課題がある。
- ・ 女性の政治参加を促すために他の多くの国で導入されている暫定的特別措置は導入されていない。日本版パリテ法と称される「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が 2018 年に施行されたのは画期的だったが、理念法にとどまり実質的な進展に結びついていない。
- ・ 当事者団体と研究機関が実施した調査によると、トランスジェンダーの失業率や非正規雇用率は非 LGBTIQ+ よりも 3 倍程度高く、年収 200 万円未満の低所得層の割合も 3～5 倍程度高い。
 - **ターゲット 5.1(差別の撤廃)**: 日本では、憲法第14条に一般的な反差別条項が含まれ、各分野における不当な差別には個別法による救済が図られてきているが、差別を定義した上で差別を禁じる包括的な法律が存在せず、女性差別撤廃委員会を含む、国連

⁴⁹ 参考資料: JAWW (Japan Women's Watch 日本女性監視機構)『JAWW NGO レポート 北京+30 に向けて』(2024 年)

の様々な条約委員会から繰り返し勧告を受けている。女性差別撤廃条約が規定するように、結果の平等を視野に入れた実質的平等の実現、また過去の歴史的な差別や不平等の結果として現在も残る不平等を解消するための暫定的特別措置(ポジティブ・アクション)の導入を含めた、あらゆる形態の差別を解消する立法と施策が求められる。女性だけに課されていた民法における再婚禁止期間の廃止、男女の婚姻最低年齢の統一、嫡出推定制度の見直し等が実現したことは進展。在日コリアン、被差別部落、障害者、アイヌ、移民女性等が経験する交差的で複合的な差別は依然として課題。これらの女性に対するヘイトスピーチへの対応が求められる。

- **ターゲット 5.2(あらゆる形態の暴力の排除):**性行為における同意の有無を問題にする不同意性交等罪への刑法改正、性交同意年齢の13歳未満から16歳未満への引き上げ、夫婦間性暴力や監護者による子への性暴力の犯罪化、レイプの親告罪要件の撤廃等は進展。2023年に成立した改正DV防止法において、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大、電話等禁止命令の対象行為にSNS等の送信等を追加、保護命令違反の罰則強化、オンライン申請等が規定されたことも進展。一方、同法に関しては、緊急保護命令制度がないこと、同居していない相手とのDVはカバーされないこと、保護命令違反以外にDVを犯罪として禁止したり罪を加重する制度が存在しないことが課題。また緊急避難が必要な場合の公的緊急保護シェルターへのアクセスが容易でないという課題も存在する。

2018年以降、各都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターが少なくとも1カ所設置されたことは進展だが、センターの根拠法がないこと等が理由になり、各センターの支援内容には差があるのが現状。社会的地位や優位な立場を利用した性暴力、セクハラが女性、男性を問わず発生している実態が明らかになっているが、子ども時代の被害を含め、被害者／サバイバーが正義を回復するためには企業、メディア、芸能業界、そして社会の意識等、克服すべき課題が多い。また、デジタル暴力への対応が深刻な課題。ネット上の嫌がらせ／いじめ、リベンジポルノ、セクストーション、ドクシング、トロローリング、ディープフェイク、ネットストーカー、盗撮等、SNSを使ったデジタル暴力では女性と少女が不均衡に被害を被っているが、効果的な法規制と対応には課題が多い。

若年女性や性暴力被害者の支援団体が執拗かつ大規模で根拠のないオンライン攻撃を受け活動が制限された事例も存在する。移民女性がDV被害を訴えた場合には在留資格にかかわらず婦人相談所に協力を求めるとする内部規則が顧みられずにDV被害者が収容され、適切な医療を受けられないまま死亡するという事件が発生しており、在留資格にかかわらず移民女性を暴力から保護する制度の確立が課題である。

- **ターゲット 5.3(有害な慣行の撤廃):**教育におけるジェンダー平等にも課題が存在。進学率や専攻分野における男女間格差は存続し、学校管理職に占める女性の割合は低

い。「隠れたカリキュラム」として機能する固定観念に基づいた進路指導も報告されている。

- ターゲット 5.4(公共のサービス・社会保障政策の提供、無報酬の育児・介護や家事労働の認識・評価):男性が無償の家事関連労働に従事する時間(総務省2021年社会生活基本調査)は女性の 4 分の1程度であるなど、依然として大きな格差が存在しており、女性の平等な経済参加に影響を与えている。よく知られてきた女性の年齢別労働力参加率に関する M 字型カーブは解消しつつあるが、第一子が生まれる際に約3割の女性は仕事を辞めるという現実がある。女性と男性の両方が家庭責任／ケア責任と労働を両立できる環境を推進する施策や社会保障制度が必要。

また、OECD の定義に基づく相対的貧困率(厚生労働省国民生活基礎調査)は女性 16.9%、男性 13.8%と女性が男性を上回る。特に高齢女性の貧困リスクが高く(男性 16.6%に対し女性 22.8%)、女性が多くを占めるひとり親世帯の貧困も深刻であり、「貧困の女性化」が顕著。

- ターゲット 5.5(政治・経済・公共分野への助成の参画とリーダーシップ):2024 年の衆議院選挙を経た女性議員比率は 15.7%、参議院で 26.6%であり、依然として課題が大きい。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は制定されたが、強制力がないため、具体的な変化は起こっていない。平等な政治参加を促進するために世界各国で導入されているクォータ制やパリテを始めとする暫定的特別制度にも積極的ではない。閣僚に占める女性比率は 2023 年 9 月の第二次岸田第二次改造内閣では史上最多の 5 名(20%)だったが、2024 年の第二次石破内閣では 2 名(8%)に後退した。

日本政府は「緑の気候基金(GCF)」等におけるジェンダーに関する取組を支援するなど気候危機への対応にあたりジェンダー視点に立った支援を提供してきている。一方で、国連気候変動枠組条約締約国会議での日本政府代表団に占める女性交渉官は 2018 年の 33 名から 2021 年に 44 名まで増加したものの、代表団全体に女性が占める割合は 28%から 25%に減少している。

- ターゲット 5.6(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)への普遍的アクセスの確保):日本の女性は、女性が主体的に使うことができ、G7 を始め他の多くの国で容易に(国によっては無料で)入手が可能な、低用量ピル、IUD、緊急避妊薬を始めとする多様な近代的避妊法へのアクセス、そして意図しない出産を防ぐ手段を手にしていない。また、今も刑法堕胎罪が存在し人工妊娠中絶が刑事罰の対象となっているという課題も存在。また、母体保護法は中絶や不妊手術を受ける際に原則配偶者の同意を必要としており、中絶や不妊手術の際には、母体保護法が規定する他の条件をクリアする必要がある。2023 年に厚労省で承認された経口中絶薬を使用する医療機関はいまだ限られている。

包括的性教育の公教育への導入が進んでおらず、性教育の実践に関する「はじめて規定」が存在するなど、パートナーとの平等な関係に基づいた性教育の普及に深刻な課題が存在。ターゲット 5.2 にも深く関連する課題である。

旧優生保護法を違憲とする 2024 年最高裁判決は、女性障害者団体を含む障害者団体の活動の成果であり、性と生殖に関する権利の観点からも重要な進展である。旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けた方に対する補償法が 2025 年 1 月 17 日に施行されたが、同法に関する周知を徹底し対象者に救済が提供されることが求められる。

一方、妊娠・出産を理由とする技能実習生の解雇や強制帰国が問題となっており、それを恐れた末の孤立出産や遺棄が発生している。2023 年の政府通知等に基づき、妊娠等を理由とする技能実習生の不利益取り扱いの禁止の徹底が適切に実施される必要がある。

目標6

- ・ ターゲット 6.1 に関し、日本はこれまで高い水道普及率を誇っていたが、水道インフラの老朽化並びに漏水・破損事故の増加への対応は喫緊の課題であり、これに伴い水道料金の値上げや水質の悪化が発生すれば、ターゲット 6.1 の持続的達成には困難が生じる可能性。
- ・ 幾つかの自治体で水道水から高濃度の PFAS が検出されている。調査と対応、そしてグローバルな基準を踏まえた適切な規制の導入が必要。
- ・ 日本は、この分野の最大のドナー国として貢献してきているが、その多くは中所得国向け的大型インフラ支援であり、飲料水や衛生設備の普及が十分でない低所得国への支援増額が必要。

目標7

- ・ 「脱炭素先行地域」、ZEB、ZEH などへの支援は評価できるが、温室効果ガス削減の道筋を示す政策は十分ではない。エネルギー基本計画と、2050 年の日本のネット・ゼロ及び世界の 1.5℃目標との整合性は不明確である。
- ・ 相対的貧困世帯には高齢世帯が多い現状を踏まえ、気候変動対策とエネルギー貧困対策の両立が課題。

- ・途上国における日本の再エネ・省エネ導入支援は評価。一方、火力発電所への支援がもたらす CO₂ 排出等には十分な対応が必要。

目標8

- ・低賃金かつ不安定な雇用条件での労働に従事する非正規雇用労働者は全労働者の 37% 前後。
- ・非正規雇用労働者の 67.9% は女性で、不安定雇用は女性に偏っている。また一般労働者に関し男性の給与を 100 とした場合、女性は 74.8。これらは構造的な「貧困の女性化」につながっている。多くの雇用裁判からもターゲット 8.5 が規定する同一価値労働同一賃金が課題。
- ・グローバル指標 8.5.1 及び 8.5.2 は障害者の雇用に関するデータを求めているが、政府は公表していない。私企業における障害者雇用は増加しているものの、不安定で低賃金な福祉的就労に就いている場合が多く、障害者の 79% が相対的貧困レベル以下。障害者の生活保護受給率は障害がない人の約 7 倍以上との報告がある。
- ・児童労働の根絶を目指すターゲット 8.7 については、児童買春・児童ポルノ禁止法、風俗営業適正化法などが適用された事案が含まれることに留意した対応が必要。警察庁は 2021 年に 2,969 件の児童ポルノ事件を送致。
- ・ターゲット 8.8 については、国内外から批判されてきた技能実習制度に代わり育成就労制度を新設。外国人(移民)労働者の権利保障に結びつくかどうか注視する必要がある。

目標9

- ・ターゲット 9.1 に関し、日本はこれまで「100%達成している」と評価されてきたが、インフラの老朽化を原因とする事故は今後、ますます増える可能性があり、気候変動による激甚災害の増加による事故の増加、広域化、深刻化が懸念される。2024 年 1 月に発生した能登半島地震のような過疎地、遠隔地で発生する大規模自然災害に当たっての緊急支援の提供や復旧・復興支援への多大な影響も想定され、早急の対応が必要。

目標 10

- ・2020 年以降、パンデミックやウクライナ危機によるエネルギーや食料価格の高騰により所得格差は広がっており、日本も例外ではない。ジニ係数は 1980 年代以降、増大しており、

OECD の定義に基づき厚生労働省が公表している相対的貧困率は15.4%と先進国で最悪レベルにある。

- ・ グローバル指標 10.2.1 については、年齢・性別データは示しているものの障害の有無に関するデータは公表していない。
- ・ ターゲット 10.3 に関しては、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法を適切に実施することにより、差別事象への対応と差別の解消に向けた取組を引き続き進める必要がある。またアイヌについてはアイヌ施策推進法、性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴(SOGIESC)については理解増進法が制定されているが、差別対応がなお必要である。個別法に基づく人権救済の状況を注視しつつ、国内人権機関の設置を早急に検討することが求められる。
- ・ ターゲット 10.7 については、外国人労働者に頼ることで成り立っている産業や業種があるにもかかわらず、住居差別を含む様々な差別事象が発生している。

目標 11

- ・ グローバル指標 11.1.1 について、政府は「データがない」としているが、厚生労働省はホームレスの実態に関する調査結果を公表しており、代替データとして検討の余地がある。
- ・ 他の目標同様、属性別データの整備が課題である。例えば、グローバル指標 11.2.1 については障害者に関するデータが存在しない状況。中山間地域や過疎地におけるデータも公表されていない。グローバル指標 11.3.2 に関しては、幾つか先進事例が生まれているものの政府は「データがない」としている。
- ・ ターゲット 11.5 に関し、2024 年 1 月の能登半島地震では関連死が直接死を上回るなど、震災後の対応、特に避難生活への支援方法に大きな課題がのこる。
- ・ 防災会議への女性の参加は都道府県で 21.8%、市区町村で 10.8%にとどまっている。
- ・ グローバル指標 11.6.2 の PM2.5 の数値は依然として高め。

目標 12

- ・ ターゲット 12.3 に関し、食品ロス量が 2022 年度に過去最小を記録したことは進展ではあるが、食品ロスによる経済損失は 4 兆円、温室効果ガス排出量は 1,046 万トン-CO₂ と推計されており一層の努力が必要。

- ・ 2023 年、公共調達契約に人権尊重条項が入るようになったのは前進。誠実な対応が求められる。

目標 13

- ・ 気候変動対策として策定した次期国別削減目標に関し、世界全体の 1.5℃目標との整合性が不可欠。CO₂ 削減には再生可能エネルギー促進政策と化石燃料利用削減政策が必要であり、また水田由来のメタン排出削減策やフロン回収対策を強化する必要がある。
- ・ 脆弱性の高い集団を含めた適応策を国内外で推進していく姿勢は評価。ただ、高齢者、障害者、生活困窮者等への具体的な適応策は明確ではない。途上国支援においても、女性、子ども、移民、先住民族等を含めたレジリエンス強化策の実施が求められる。COP で議論されている「気候変動とジェンダー」への貢献も課題。

目標 14

- ・ ターゲット 14.1 に関し、日本の一人当たり容器包装プラスチックの排出量は世界第 2 位であるが、適切な処理・リサイクル・循環利用が促進されているという強みを生かし、交渉が難航しているプラスチック条約の採択に積極的に関与する必要。
- ・ ターゲット 14.4 や 14.6 は進展してきている。
- ・ ターゲット 14.5 に関し、国連海洋法条約の下で成立した国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定(BBNJ 協定)(「公海」条約)は、ターゲット 15.c にも関連する協定であり、政府の批准が望まれる。

目標 15

- ・ ターゲット 15.7 の野生生物の移動については、明確な進展が見られない状況。野生生物の違法取引については、昆虫や両生は虫類がペットとして輸入されている実態があり、規制が不完全。
- ・ ターゲット 15.8 については、外来種の侵入経路特定のための国際協力は前進しているものの、早期発見・対応体制の整備が課題。

目標 16

- ・ 地方自治体レベルでは同性パートナー認証制度の導入が進み、地方自治体の福祉や権利保障の対象となるケースも増えているが、国レベルでの同性間パートナーの法的保護や社会保障へのアクセスの保障、差別の禁止などの制度はない。また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆる「理解増進法」)は2023年に成立したが、基本計画の策定等のめどは立っておらず、国レベルで導入された施策も厚生労働省の労働行政などの一部にとどまっている。
- ・ 24 のグローバル指標のうち、10 について政府は「データがない」としており早急に改善する必要。
- ・ ターゲット 16.2 に関し、日本政府が 2024 年 11 月にコロンビアで開催された「第 1 回子どもに対する暴力撤廃グローバル閣僚会議」に出席し、自国のプレッジや国際枠組への賛同を表明し積極的に関与していることは評価。「子どもに対する暴力撲滅行動計画(2021 年)」の見直しでは、これらを踏まえ、更なる成果を生む計画の策定が求められる。
- ・ ターゲット 16.5 に関しては、OECD 贈賄作業部会の対日審査報告書では、外国公務員賄賂事案への対応の欠如が報告されている。
- ・ グローバル指標 16.7.1、16.7.2 では性別以外の属性別データが公表されていない。
- ・ グローバル指標 16.a.1 の国内人権機関の設置については国連の条約委員会等から何度も勧告を受けており、個別法に基づく人権救済の状況を見定めつつ、早急に検討することが求められる。
- ・ グローバル指標 16.b.1 については、日本では憲法第14条が一般的な反差別条項を含むほか、各分野における不当な差別に対し、個別法による救済に取り組んでいるところであるが、差別を定義した上で差別を禁止する包括的な法律がない。様々な属性をもつ人たちが経験する差別への適切な対応が求められる。

目標 17

- ・ 日本の ODA の GNI 比は 0.44%(2023 年)、後発開発途上国(LDC)向け ODA の GNI 比は 0.12%(2023 年)でいずれも上昇傾向にある。日本は 2000 年以降、国際保健政策の形成に指導力を発揮するとともに、グローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)や Gavi アライアンス等、保健分野の多国間協力に資金的・技術的に多大な貢献を行い、世界的にも評価されてきたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミック下では、更に保健分野の多国間協力や途上国の資金流動性確保のための援助を拡大した。この

ことはより高く評価されるべきである。インフレや「複合的危機」下での ODA 削減トレンドに追随せず、過酷な状況であるからこそ、国際連帯の旗を降ろすことなく世界に範を示すことで、日本はグローバルサウス諸国の信頼を高めることができる。一歩進んで、ターゲット 17.2 に基づき、ODA の GNI 比 0.7%、LDC 向け ODA の GNI 比 0.15-0.2% に向け、年限付き目標を立てることが望ましい。

- ・ 一方、一般会計予算での ODA(二国間贈与(無償資金協力・技術協力)、多国間協力、円借款の財政基盤強化のための資金等)については、過去 10 年ほどは 5,500 億円～5,700 億円で微増減を繰り返している。実際、上記の OECD 統計における日本の ODA の増額は、主に経済開発を重点とする借款によって実現している。NGO による ODA 実施額は、NGO による資金ニーズが増大しているにも関わらず変化しておらず、割合も他の OECD-DAC 諸国に比べて低い(DAC 諸国の平均は約 8% のところ、日本は 1%)。COVID-19 やインフレ・債務危機による社会開発の後退を取り返し、低所得国の貧困層など最脆弱層の状況を改善するためには、一般会計予算での ODA を増額し、社会開発や人道支援を拡大する必要がある。実際、途上国の経済開発に関わる資金が多様化しているところ、ODA の、より大きな割合を、これらの資金が選好しない後発開発途上国の社会開発や最脆弱層の民生向上に充てていく必要がある。途上国のエネルギー転換の促進についても、脱炭素化をより積極的に推進する必要がある。
- ・ 深刻化する途上国の債務問題の解決や資金流動性の拡大のための短期資金の供給について、日本が先進国の中で積極的な立場をとっていることは評価できる。一方、グローバル・パートナーシップの強化や国家間の不平等の低減(目標 10)の達成に向けて、先進国・途上国の二分法を越え、国連を軸とする国際金融アーキテクチャーのグローバルな民主化に大胆なリーダーシップをとることが必要ではないか。

(3)ステークホルダーによる取組の評価

A. メディアの動向⁵⁰

メディア効果によって全国に浸透し獲得した高い認知率

国連が SDGs の認知を高めるため立ち上げたイニシアティブ「SDG メディアコンパクト」は 5大陸 160 カ国で約 400 メンバーが登録しているが、日本は 220 社(2024 年 3 月現在)と世界の半数を超え最多となっており、日本における SDGs の浸透はメディアの影響が他国と比べて大きいのが特徴だといえる。例えば、国連広報センターが国内の「SDG メディアコンパクト」登録メディアに呼びかけた気候変動キャンペーン「1.5℃の約束」は、毎年 NHK+民放 5局による特別番組を始め多くの国内メディアが企画を実施している。これは世界に類をみない。

朝日新聞「第 10 回 SDGs 認知度調査」(2024 年 4 月)では全国で「SDGs という言葉を聞いたことがある」と回答した人は 88.7%。2020 年から新学習指導要領が実施され、10代は「SDGs を知ったきっかけ」として「学校で学んだ」とする人は 55.0%(全体は 7.9%)と極めて高い。博報堂「生活者のサステナブル購買行動調査 2024」(2024 年 8 月)では SDGs の「内容までよく知っている」は 10代が 30.0%、20代 14.3%、30代 9.1%、40代 6.6%、50代 6.7%、60代 6.2%、70代 5.1%と 10代が群を抜いており、学校の授業などで学んだ成果がうかがえる。よって、メディアを通して全国の多世代へ SDGs が広く浸透した可能性は高いが、より深い知識を得るのは教育機会であると推察される。具体的に主要4メディアの状況をみていく。

①新聞

社会性、信頼性が高いメディアで、国内の新聞社は一般紙やスポーツ紙など 100 紙を超えており、ここでは中央紙(5紙)、ブロック紙(3紙)、地方紙の区分で主な具体例を挙げる。

- ・ 中央紙:率先して取組を開始した朝日新聞、企業経営層への圧倒的な影響力を発揮した日経グループ、多くの読者層へ影響力を発揮した読売新聞、毎日新聞、産経新聞。それぞれが日常的、短期集中的に SDGs を発信したことで、全国の幅広い層への浸透の鍵となったと考えられる。

主な具体例として、朝日新聞社は、2017 年 1 月にいち早く国内のビジネス経営層に影響力のあるジャーナリスト国谷裕子氏を起用した企画「SDGs 国谷裕子さん考える」を開始した。インパクトは大きく、「2030 SDGs で変える」紙面展開や「SDGs

⁵⁰ メディアの動向については、川廷昌弘氏の協力を得て執筆した。

ACTION!』という新聞社の強みを活かした情報サイトの構築、学生アワードを実施するなど、紙面約 365 万人、ID 登録者約 659 万人へリーチ。

日経グループは、経営層へのアクセスの強みを活かし 2018 年より SDGs の取組を発信する「日経 SDGs フォーラム」を立ち上げ大手企業 26 社が参加。サステナビリティ経営の支援サービスや SDGs と事業のマッチング分析を実施。2019 年から開始した SDGs 経営を総合的に評価する「日経 SDGs 経営調査」と「日経 SDGs 経営大賞」の実施など、経済界への影響が極めて大きい。

読売新聞社は、NHKの人気キャラクター・チコちゃんをSDGs企画に起用。週刊の「読売中高生新聞」では、2020年4月から毎月SDGsに取り組む全国の学校を取り上げる「SDGs新聞」のページを連載。中高生を主役にした報道が若者の取組を励まし、家族や友人にもSDGsを幅広く普及する啓発につなげている。

毎日新聞社は連載「ともに・共生社会へ 未来をつくるSDGs」「SDGs・未来のために」を展開、産経新聞社は、「SDGs 今、未来のために」シリーズ企画を展開している。

- ・ ブロック紙:複数の自治体をカバーし地域に根強い読者を持ち、エリアにおける SDGs ローカライジングの浸透に貢献したと考えられる。具体的には、北海道新聞社はオリジナルのアイキャッチ「SDGs 持続可能な未来へ」を使用し地域産業や身近な課題を事例として発信。中日新聞社は「みんなではじめる SDGs」で、SDGs に高い関心を持ち目標達成に取り組む人材をナビゲーターとして起用し、企業・教育機関、業界団体などの支援を受け、読者目線で地域の取組を取材発信。西日本新聞社は、SDGs に取り組む福岡の企業団体への取材を通して、子どもたちと未来について考えるプロジェクト「未来をつくろう Make Fukuoka SDGs」を発足、などである。
- ・ 地方紙:独自の SDGs 紙面企画により地域の衣食住など身近な題材を取り上げることで SDGs の自分ごと化に貢献した。具体的な企画名を羅列すると、東奥日報社「わたしたちのSDGs～青森の取組、世界へ届け！～」、秋田魁新報社「SDGs from Akita」、岩手日報社「SDGs でいわてから未来を変えよう！」、山形新聞社「山形 SDGs アクション」、河北新報社「みやぎ SDGs Farm」、福島民報社「ふくしま SDGs プロジェクト」、神奈川新聞社「共に未来へ 2030」、山梨日日新聞社「やまなし SDGs プロジェクト」、新潟日報社「SDGs みらいの大人応援プロジェクト」、信濃毎日新聞社「NAGANO SDGs PROJECT」、北國新聞社「ひと to みらい」、京都新聞社「京滋 SDGs プロジェクト」、神戸新聞社「HYOGO SDGs Hub」、中国新聞社「All for SDGs HIROSHIMA」、徳島新聞社「とくしま SDGs Action」、大分合同新聞社「未来を創るおおいた SDGs」、熊本日新聞社「くまにち SDGs アクションプロジェクト」、南日本新聞社「SDGs かごしま」、琉球新報社「沖縄から SDGs」などである。

②テレビ

映像メディアであるテレビは、メディアの中でもリーチは最大の効力を持ち SDGs の具体的なイメージを伝える効果は大きい。地上波キー局や地上波主要都市(大阪・名古屋・北海道・福岡)の局、地方局の主な具体例を挙げる。

キー局のネットワーク番組では、SDGs 及びその事例を全国に分かりやすく発信した。NTV は「Good for the Planet」と題して「地球にいいことは人にいいこと」と捉え、テーマソングを制作し企画のサポーター、キャラクター、アナウンサーを設定、報道・情報・バラエティ番組などで SDGs の 17 の目標をカバーする試みを行なっている。TBS は「地球を笑顔にする WEEK」と題し芸能人、著名人、アナウンサーなどを「TBS SDGs 大使」に起用し、企業の SDGs の取組などを紹介、日本各地や世界で実際にアクションを起こしている人に焦点をあて、テレビ・ラジオ・BS などで展開した。フジテレビは、2018 年 7 月より世界初の SDGs のレギュラー番組「フューチャーランナース」の放送を開始。毎週 SDGs の課題解決に取り組む個人や団体を紹介。放送は首都圏のみだが公式サイトでアーカイブ化し全国に波及。放送時から英語字幕を付けて放送し国連本部でも報告している。テレビ朝日はテーマを深掘りできる BS 局で「ボタンタッチ〜SDGs はじめてます〜」で SDGs に関心を持っている視聴者に情報を発信している。

広域自治体をカバーする主要都市(関西・中部・北海道・福岡)にある局は地域への影響力が大きく SDGs のローカライジングに貢献。主な具体例は、関西地区では、読売テレビ「YTV サステナビリティプロジェクト」、毎日放送「MBS SDGs PROJECT」、関西テレビ「カンテレ SDGs」、朝日放送「アスミライ week」と個別展開、名古屋地区では民法5局による「SDGs 実践中」合同企画を展開のほか東海テレビ「地域から SDGs を考える！ミライのニュース」、テレビ愛知「SPORTS SDGs」を実施、福岡では RKB 毎日放送「未来をつくろう Make Fukuoka SDGs」、北海道放送「SDGs 北海道から未来へ」などがある。

地方局は地域の課題や衣食住など視聴者にとって身近なニュースや話題を取り上げることで SDGs の自分ごと化を推進した。主な具体例は NTV 系列「Good for the Planet」、TBS 系列「SDGs WEEK」などネットワーク企画に呼応した地域企画や、SDGs に取り組む企業紹介、次世代の取組紹介などを独自のニュース、情報番組で取り上げている。

③ラジオ

自宅やオフィス、買い物やレジャーなど多様な状態で接触、また Podcast 人気に伴い次世代の接触が高まっており、FM 局と AM 局ともに全国ネットワークでの SDGs の普及、地方局では身近なテーマで多世代への SDGs ローカライゼーションに貢献した。主な具体例を挙げる。

全国ネットワークの FM 局は、J-WAVE では未来は私たちの想像力と選択が作るもの！とし「FUTURE IS YOURS Imagine & Choice」をキーワードに多様な番組から発信、TOKYO FM では「サステナ・デイズ」、AM 局は、ニッポン放送では「SDGs MAGAZINE」や、フジテレビと BS フジ3社で「楽しくアクション！SDGs プロジェクト」を展開。文化放送では「SDGs Voice あなたの声をみんなの声に」として国内の取組を題材にイベントや番組で発信。ラジオ NIKKEI はビジネスパーソン向けの「ESG A to Z」を発信するなどそれぞれの持つ多様なリスナー層にリーチ。

地方局では、北海道の農業の未来を考えるため、FM 北海道と FM NORTH WAVE の合同企画「SDGs×北海道農業～Sustainable Hokkaido」を始め SDGs 企画を実施したのは、FM 局では、FM 青森、FM 岩手、FM 山形、山形放送、FM 秋田、FM 仙台、FM 群馬、FM 栃木、FM ヨコハマ、Bay FM、FM 新潟、FM 長野、FM 富士、FM 静岡、FM とやま、FM 福井、Zip FM、FM Gifu、FM Aichi、FM 三重、FM 滋賀、FM 大阪、FM802、Kiss FM、FM 山陰、FM 山口、FM 香川、FM 愛媛、FM 徳島、CROSS FM、LOVE FM、FM 長崎、FM 鹿児島、FM 沖縄が、AM 局では、ラジオ日本、北海道放送、秋田放送、山形放送、東北放送、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、山梨放送、静岡放送、北日本放送、北陸放送、福井放送、CBC ラジオ、東海ラジオ、岐阜放送、KBS 京都、ABC ラジオ、MBS ラジオ、ラジオ大阪、ラジオ関西、山陽放送、山陰放送、中国放送、山口放送、西日本放送、南海放送、四国放送、高知放送、RKB 毎日、九州朝日放送、長崎放送、大分放送、熊本放送、宮崎放送、南日本放送、琉球放送と、ほぼ全自治体の地方局が地域課題などを題材に発信し SDGs の地域ごと化に貢献した。

④雑誌

多世代読者の興味関心領域に対応する多様なビークルから伝えることで、読者の SDGs の自分ごと化に貢献している。小学館、講談社、集英社、扶桑社、光文社、マガジンハウス、ハースト婦人画報社、主婦と生活社、日経 BP、朝日新聞出版など国内の主要な出版社が積極的に人気雑誌での SDGs 企画やムック本を出版。例えばファッション、ライフスタイル系では一冊丸ごと SDGs 本を企画する「FraU」を始め「ELLE」「ESSE」「SPUR」「STORY」「Hanako」が踏み込んだ丁寧な記事を掲載し、アウトドア系では老舗の「BE-PAL」などが積極的に SDGs の特集や記事を発信している。

以上主要4メディアで挙げた事例には、SDG メディアコンパクトに参加していないメディアも多くあり、日本のメディアが積極的に SDGs を取り上げていることがわかる。その背景には、SDGs の機運の高まりからビジネス機会の獲得やブランディングも挙げられるが、事業会社の社会責任としての人権や資源、排出 CO₂ 対策などのほか、地域メディアの使命、地域課題との向き合い、災害経験、自治体の支援、そして取り上げるテーマとの関連性など、主体的な理由

を挙げるメディアが多い。これは SDGs が国内に浸透するに従い、自分ごと化が進んだメディア事業会社の社員のビジネスマインドと危機意識が行動変容を生み出したと推察される。

既存メディアに加え、ソーシャルメディア(SNS)がSDGs普及に果たす影響力は、日本でも高まっている。特に、多くの企業は消費者との接点拡大やブランドイメージ向上などを図るため、X(旧ツイッター)やインスタグラムなどを積極的に活用。サステナブルな商品や食品ロスを減らす方法を紹介するなどして、意見交換の場を提供し、多くの閲覧や投稿を得ている。

また、SDGsに関心を持つインフルエンサーのSNS発信も、強い影響力を発揮している。人気のお笑い芸人やアーティストなどがSNSで積極発信しており、日本の若者がSDGsに関心を持つ有力なきっかけとなっている。具体的には、例えば2021年にはSDGs関連のSNS投稿が前年比で約238%増加した、とのデータがある。

B. 横断的課題(ジェンダー・ユース)

B-1 ジェンダー

1.1 日本の国際協力におけるジェンダーへの取組と評価

日本の市民社会は、長年にわたって、日本政府や JICA と共に、また、UN Women、UNFPA、ユニセフ、UNHCR や IPPF などの国際機関と連携しつつ、途上国におけるジェンダー主流化や女子教育、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、母子保健に関する取組を行ってきた。その中には、途上国の現地での直接的なサービス提供や意識啓発などのプロジェクトから、日本やアジア太平洋地域の国会議員など政策決定者層の意識啓発、国連女性の地位委員会(CSW)や女子差別撤廃委員会(CEDAW)、人権理事会の包括的定期的レビュー(UPR)への参加や働きかけなど、幅広い活動が含まれる。また、近年においては、WPS(女性・平和・安全保障)に関する政府との連携や働きかけなども積極的に行っている。これらの活動は、ジェンダーに関わる国際協力や多国間外交における日本のプレゼンスの向上にも役立っている。一方、日本国内でのジェンダー課題への取組の遅れは、海外における日本のジェンダーへの取組にもマイナスの影響を与えており、国内の状況改善は、ジェンダーに関する国際協力を進める上でも必須となっている。

JICA の課題別事業戦略及び「ジェンダーに基づく暴力(Sexual and Gender-Based Violence: SGBV)撤廃」に関するクラスター事業戦略に基づいた取組は評価できる。一方で、ジェンダー主流化は、ジェンダーに特化した事業のみならず、全ての事業において横断的に行う必要がある。これについては、各分野におけるジェンダー主流化のための手引きなどを作成して推進はされているが、各分野における認識の強化が必要な状況と考えられる。一方、NGO が連携する他の機関においては、ジェンダーに関する意識が低く、初歩的なところから必要性を説明しなければならないなど、認識の遅れがあるように思われる。

紛争、災害など緊急人道支援分野における SRHR については、明らかに必要であるが、他の課題に比べて優先順位が低くなっており、必ずしも適切な支援が提供されていない傾向がある。ここ数年、政府は WPS に力を入れているが、現地で SRHR に活用される資金・資源は必ずしも増加していないのではないかと懸念される。

WPS については、第3次行動計画(2023-28 年度)の下、国際協力に加え、国内における WPS の推進などにも取り組むこととしている。国内における WPS 推進は、日本社会におけるジェンダーへの認識や取組の遅れの影響を受け、思うように進展する状況にはない。災害救援や復興などの現場でのジェンダー主流化や女性のエンパワーメント等も、通常時において女性のリーダーが十分に育っていないこともあり課題が多い。また、中央から現場まで、意思決定に関わるステークホルダーへの女性の平等な参加は順調に進展していない。各省庁においても、国際担当部局での認識の進展が、他部署への展開に十分に結びついていないようだ。

1.2 ジェンダーと LGBTIQ+に関する取組と進捗評価

国連は LGBTIQ+の課題が人権や「持続可能な開発」上の課題であることを認識しており、国連開発グループ(UNDG)は LGBTIQ+の課題を含む「ガイダンス・ノート」を刊行している。「持続可能な開発」に関するステークホルダーの参画メカニズムである「メジャーグループ及びその他のステークホルダー」(MGOS)では、LGBTIQ+が「その他のステークホルダー」の一つとして位置付けられており、同グループの事務局はスウェーデンの LGBTIQ+当事者団体である RSFL が担っている。RSFL は特に LGBTIQ+と関わりの深い目標3(保健)、目標4(教育)、目標5(ジェンダー平等)、目標8(経済成長と雇用)、目標 16(平和と公正)を挙げている。

これらの課題について、特に LGBTIQ+の当事者自身が支援者とともに組織する多様な非営利公益団体(NPO)や社会企業などが、サービス提供、教育・啓発、文化活動、政策提言、キャンペーン活動などを幅広く行ってきた。現在の LGBTIQ+の取組に直接つながる運動は 1980 年代に始まり、2000 年代以降、その取組の幅は急速に広がり、社会における LGBTIQ+の位置付けは大きく変化した。また、地方自治体も 2000 年代以降、その取組を加速し、現在では 500 以上の地方自治体が同性間パートナー制度を導入し、地方自治体が実施する社会保障制度を LGBTIQ+にも適用している。同様に民間企業も 2000 年代以降、福利厚生サービスを同性パートナーにも適用するなど、企業内での差別・偏見の解消などに積極的に取り組んでいる。一方、国レベルでの取組は必ずしも上記の進展に追いついていない。

日本は国連などの多国間外交においては、LGBTIQ+の人権を支援しており、中南米や欧州諸国などが多く加盟する LGBTIQ+の人権に関する国際機関である「平等な権利連合」(Equal Rights Coalition)に国としては参加していないものの、政府関係者のオブザーバー参加なども行っている。国内での法整備や施策においても、欧州や中南米、南アフリカ共和国、ネパール、タイ、台湾などに準ずる取組の進展が期待される。

1.3 経済分野への女性の参画とリーダーシップの実現:取組と提言

(1.3.1)活動を阻害するのは『アンコンシャス・バイアス』と誤認を解消し『中小企業』の変革に重点を置くことが達成の鍵

日本の 99%を占める中小企業の変革なしに SDGs 達成はなく、大企業の活動推進とともに中小企業の変革にも重点を置くことが重要である。

中小企業におけるジェンダー平等を実現するためには現在の男性社会の中に女性の感性や視点、多様性を包摂した「新たな文化の醸成」が必要であるが、その実現を阻む大きな要因として、「アンコンシャス・バイアス」「ガラスの天井」とともに、掲げる目標に対して納得感のある取組が推進できていないことも課題の一つと言える。例えば、「指導的地位に占める女性の割合 目標 30%」とする意図がわからないという要因が存在する。具体的には「形式的」に見えることによる抵抗感や「なぜ 3 割なのか？割合で決めるのではなく、実力で選ぶべきでは？」「それこそ女性優遇ではないか」など、多くの中小企業が納得していないのが現状である。

また、地域の企業の「基礎知識の不足」(共通認識のなさ)が活動を阻害している大きな要因でもある。例えば、「女性活躍」「男女共同参画」「ジェンダーレス、ジェンダーフリー」「ダイバーシティ、D&I、DE&I」などの女性に関わる様々なキーワードが次々生まれているが「ダイバーシティの時代だから女性にフォーカスするのはおかしい」「ジェンダーレスの時代だから女性という表現自体が差別」などと、一つ一つのキーワードの意味が誤認されており、議論が混乱したり、活動が頓挫してしまうといった状況が実態として存在する。この状況を打破するには、誤認や基礎知識を広く認知してもらう取組が必要である。

(1.3.2)経済分野のコミットメントとリーダーシップ不足

経済分野に関しては男女雇用機会均等法が 1985 年に成立してから約 40 年間、取組を行ってきたにも関わらず、2024 年の日本のジェンダーギャップ指数は、146 か国中 118 位と主要先進国(G7)の中では最下位であり改善されていない。その要因を分析すると、主な取組が「啓発と支援」であり、自らのコミットメントや取組を推進するものではなかったため、行政、経済団体自体のジェンダー平等はいまだ目標を達成するには程遠い。過去 40 年間、様々な施策を講じながらも、自らが取り組む覚悟と意思を示す「コミットメント」と、行政機関や経済団体などが自ら模範となり、取り組む姿勢を示す「リーダーシップ」が足りなかったと言わざるをえない。

1.4 経団連のジェンダー主流化に向けた取組

経団連は、2030 年までに女性役員比率 30%を目指す運動「2030 年 30%チャレンジ #Here We Go」への賛同を全会員企業に呼びかけてきた。役員に占める女性の割合を調査した結果⁵¹によると、2024 年 7 月時点では、政府がターゲットとする東証一部上場・プライム市場の上場企業で 15.6%(17 年度比で 243.59%、21 年度比で 52.27%増)と、順調に推移している。

女性の経営層拡大に向けては、社内からの登用数の増加が課題となる。厚労省が行う調査によると、2023 年 10 月時点で、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は 12.7%⁵²と、その統計を取り始めた 2009 年以降では最も高い割合となった。業務執行の責任者である執行役での女性登用が進んでいない、業種・業態によって登用の進捗に差がある等の課題が残るが、日本企業における女性活躍に向けた取組には改善が見られる。

1.5 日本におけるジェンダー主流化の具体的取組：日本商工会議所青年部を例として

① 課題

日本商工会議所青年部(以下、日本 YEG)は、日本全国の商工会議所青年部 416 単会 3 万 2,400 名で構成される日本最大級の中小企業の若手経営者が主体となった団体であり、参加する年齢層も 20 代～50 代と、まさに現役の社長や現場を動かす経営陣であるため、地域における社会変革の中心的な担い手といえる。日本 YEG では、中小企業にとって今後ますます深刻化する人手不足を解消する「多様な人材の獲得」「女性活躍社会の実現」など欠かすことができないテーマに対して、様々な「研修やセミナー」を開催するなど、地域を牽引するリーダー育成などの取組を行っている。一方で、役員の任期が単年度であるため、内容によっては、活動が継続せずに単発の取組となって組織としての「文化醸成」や「仕組みを構築」することが難しいという弱みもあることから、継続的な活動が可能となるような取組を行っている。

② 具体的な取組

活動が単年度で途切れることなく、継続し文化を醸成することを目指し、以下の取組を行った。

⁵¹ https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryō/pdf/ka73-2.pdf

⁵² <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/02.pdf>

- 2021 年度:日本商工会議所青年部全国大会において年度を超えて日本 YEG が取り組むべき事項をまとめた「サステナブル宣言」を発表(ジェンダー、カーボンニュートラルなど SDGs 達成に寄与する複数テーマを設定)
- 2022 年度:国連広報センター後援国際女性デー(一社)HAPPYWOMAN 後援
- 2023 年度:日本YEG41 年の歴史の中で初の女性会長を輩出
 - ・ 日本 YEG 執行部の女性比率において過去最多となる 30%を達成
 - ・ その他、内閣府との連携によりリーダー育成研修の実施や、国連広報センターが後援する(一社)HAPPYWOMAN との連携事業の開催、SDGs アンバサダーの吉本興業株式会社など外部との連携事業を積極的に行う
- 2024 年度:2021年度以降、全国の商工会議所青年部 416 単会における女性会長輩出人数や役員の女性比率の向上などの成果が出ており、2025年度は更に取組を強化するべく戦略計画を策定している。

組織も企業同様に、中長期計画を立案するとともに年度を超えて取組、確実な文化醸成を育めるようコミットメントが必要。

1.6 労働組合のジェンダーの取組

労働組合のナショナルセンターである日本労働組合総連合会(以下、連合)は労働組合における男女平等参画を進め、運動を展開していく中でジェンダー平等社会を実現するという考えに基づき、2021 年に「ジェンダー平等推進計画」を策定した。2030 年までにあらゆる意思決定過程における女性参画率を 50%に引き上げる「203050」を見据え、労働組合でも執行委員の女性割合をまずは 30%にすることを目標とし、取り組んでいる

B-2 ユース

「次世代の SDGs推進プラットフォーム」のステアリングコミッティ2団体は、SDGs の進捗に対する達成度評価をそれぞれ実施した。

2.1 G7/G20 Youth Japan

G7/G20 Youth Japan は、過去アンケートの蓄積を元に、若者が求める幸せな社会とそれに必要な要素を調査した。ポスト 2030 アジェンダでは、日本経済の持続可能な発展が必須で、「心、体、地球の健康」「企業と個人の成長」「国内外の繋がり」の 3 要素が不可欠であることが分かった。ユースの、固定概念や慣習にとらわれない自由な発想と、実績・経験を伴った成熟したユースの声を反映することが、新たな価値概念の創出につながる一方で、裁量権と影響を持てる機会は限られており、若者世代の意見を代表する主体の活動の場の確保・拡充が必要である。

2.2 持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム(JYPS)

ユース視点の SDGs の進捗を鑑みると、いくつかの進展が見られる一方、達成と評価されている分野であっても、改善が求められる点も多い。まず、進学支援の強化により、経済的負担軽減の支援が進んでいるが、学費以外の費用(受験料、参考書、交通費など)についての包括的支援は依然として不足している。くわえて、都市部と地方・地域間の不平等が解消されていないと考えるユースは依然として多い。SDGs 関連教育やウェルビーイングの認知度向上については、ユース自身の価値観に基づく制度作りが求められているが、まだ十分な枠組みが整備されていないため、認知度の拡大と具体的な行動への促進が課題である。特に、環境問題への意識は高いものの、行動に移す方法がわからないユースも多く、教育機関や政府の支援が顕著だといえる。

ユース参画の強化については、参加機会の拡充が求められ、大都市圏と地方での格差をなくす制度策定が急務である。ユースの意見が反映される機会は限られており、より多くの参画の場を提供することが必要である。この点については、2024 年の未来サミットで採択された成果文書である「未来のための約束」に準拠した仕組みの整備が求められる。この約束では、子どもや若者たちへの投資や国際・国内レベルで若者の有意義な参加を強化することが記載されている。⁵³日本国内のユース参画状況は、「こども大綱などを踏まえた審議会・懇談会などにおけるこども・若者委員の登用に関する調査結果」によると政府の審議会や有識者懇談会における 30 歳以下のユースの割合は 1%にも満たないことが分かる。⁵⁴ユースの意味のある参画を達成するため早急に対応すべきと考える。

⁵³ United Nations “Summit of the Future outcome documents : Pact for the Future, Global Digital Compact and Declaration on Future Generations” (2024)
<https://digitallibrary.un.org/record/4063333?ln=en&v=pdf>

⁵⁴ こども家庭庁『こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等における こども・若者委員の登用に関する調査結果』(2024)
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/473dbbf4-3379-4212-8abc-b3c99cfdd753/7aec6707/20240819_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_03.pdf

C. 各セクター別の動向

C-1 ビジネスの動向

3.1 ビジネス

3.1.1 SDGs の経営戦略への組み込みの進展

(一社)日本経済団体連合会(経団連)は、2017 年に企業行動憲章を改定して以降、会員企業による SDGs の取組を促進してきた。2023 年に行った、実践状況についての「第 3 回企業行動憲章に関するアンケート」(以降、経団連アンケート)⁵⁵によると、SDGs への取組については、「報告とコミュニケーション」に取り組む企業が80%と、前回調査(2020 年)の 31%から大きく増加した。また、「サステナビリティの経営への統合」と回答した企業も39%から77%へと大幅に増加している。このように、日本企業は、経営戦略の中にSDGsを組み込み、イノベーションを通じて内外の社会課題の解決と持続的成長を同時に実現する「Society 5.0 for SDGs」に積極的に取り組んでいる⁵⁶。なお、イノベーションによる課題解決をわかりやすく示す動画集(Theater5.0)でもこれらは確認できる。

3.1.2 GX、CE、NP の一体的推進

(1) グリーン・トランスフォーメーション(目標 13)

経団連は、「経団連カーボンニュートラル行動計画」に基づき、2050 年カーボンニュートラル(CN)の実現に向けて、グリーン・トランスフォーメーション(GX)に向けた主体的取組を強力に推進している。その結果、2023 年度の全部門(産業、エネルギー転換、業務、運輸)合計(59 業種)の国内事業活動からの CO₂ 排出量は 46,809 万t-CO₂(わが国全体の CO₂ 排出量の約 42.3%⁵⁷)となり、2021 年度比で約 5.2%、2017 年度比では約 16.8%減少した。

さらに、日本の経験を踏まえアジア地域の GX を促すべく、アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)に賛同し、2024 年に「AZEC 構想の推進に関する提言」を公表した。

(2) 循環経済(目標 12)

経団連は、「循環型社会形成自主行動計画」の策定と毎年度のフォローアップを通じて(46 業種参加)、プラスチック等の資源循環を推進している。また、2021 年には、循環経済

⁵⁵ https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf

⁵⁶ <https://www.keidanrendgs.com/innovationforsdgs>

⁵⁷ わが国全体の 2023 年度 CO₂ 排出量の参照先である国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ(1990 年度から 2023 年度)〈暫定データ〉」と本調査の間では、集計の目的や経緯の違いにより、集計方法や範囲に相違があることから、両者の比較によるカバー率の値は参考程度に留まることに留意が必要である。なお、運輸部門のカバー率算定に当たっては、海外発着分を除いた国内の CO₂ 排出量をもとに算出している。

(Circular Economy、以下 CE)への移行を加速させるため、環境省、経済産業省と「循環経済パートナーシップ(J4CE)」を創設し、2025 年 2 月時点で 210 を超える企業・団体が参画している。注目事例集を 3 度発刊(2021年、22年、24 年)するなど、日本企業の先進取組事例を国内外に積極的に発信するとともに、CE 実現に向けた課題を整理するための官民対話⁵⁸や、業種や企業の垣根を越えた連携を促進するためのビジネス交流会を行っている。

(3)生物多様性・自然保護(目標 14、15)

経団連は、「経団連生物多様性イニシアチブ」等を通じて、企業の生物多様性保全への取組を促進してきた。2024 年 8 月末時点で 351 の企業・団体が参加、192 件の取組事例を紹介している。また、経団連及び経団連自然保護協議会(KNCC)は、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の理解増進を目的に組織された「TNFD コンサルテーショングループ・ジャパン」の事務局の一員として、TNFD の理解増進を図るためのセミナー等を実施してきた。その結果、世界の「TNFD アーリーアダプター」320 社のうち、日本は国別で最多の 80 社が登録し、2025年 1 月には 140社まで増加した。くわえて、環境省等の4省⁵⁹が連名で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」(2024 年)について、官民の対話と連携を通じた企業の行動変容に取り組んでいる。

また、経団連自然保護基金(KNCF)は、アジアを主とする途上国において NGO などが行う自然環境保全プロジェクトに対する助成を、1993 年度より続けてきた。支援プロジェクト数累計は 1,737 件、支援総額は約 51 億円にのぼる。さらに環境省と連携し、国連開発計画(UNDP)が実施する「SATOYAMA イニシアティブ推進プログラム(COMDEKS)⁶⁰」に対して2023年からの 5 年間で3億円の資金拠出を行い、途上国で地域コミュニティが主体となって進める数多くの小規模プロジェクトを支援している。

3.1.4 ビジネスと人権に関する自主的な取組の進展

経団連は、2017 年の企業行動憲章改定時に、「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」という条文を新設した。2021 年には、「企業行動憲章 実行の手引き」の人権パートを改訂し充実させるとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って人権尊重責任を果たすための実務ガイドとして、「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を策定するなど、会員企業の自主的な取組を推進してきた。

⁵⁸ 4年間で 16 回開催

⁵⁹ 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

⁶⁰ 途上国における生物多様性の保全分野における日本の知識や経験に基づく支援を提供し、里山・里海の持続可能な利用を推進するプロジェクトを支援することを通じて、SDGs の推進および自然共生社会の実現を目指す国際プロジェクト

その結果、国連の指導原則に基づき何らかの取組を行っている企業は 76%に上り、前回調査(2020 年)の 36%から 2 倍以上に増加した。従業員規模別で見ると、5,000 人以上の企業の 95%は取組を進めている。一方、499 人以下の企業は「取組に着手できていない」または「内容を理解していない」割合が多く、中小企業における実践が課題である⁶¹。

3.1.5 情報開示の進展と課題としてのインパクト評価の推進

サステナビリティに関する情報開示については、多くの日本企業が、自社の優先課題に関して KPI を設定し、グローバル基準や指標等も参考にしながら、進捗を測定し、統合報告書、サステナビリティ報告書、ホームページ等で情報開示を行っている。自主的に統合報告書を発行する企業は 2021 年の 718 社から 2023 年に 1019 社まで増加した⁶²。

経団連では、評価手法等を体系的に整理するとともに、企業等が SDGs への取組に関するインパクト測定や管理を行う際に役立つ情報を提供すべく、2021 年に報告書「SDGs への取組の測定・評価に関する現状と課題」⁶³を公表した。2022 年には、多様なステークホルダーの共通言語として活用できるインパクト評価の意義や実践例をまとめた「“インパクト指標”を活用し、パーパス起点の対話を促進する」と題する提言書⁶⁴を公表した。

インパクト評価を効果的に活用する上では、進捗管理のための適切な指標設定や評価方法、データ基盤の整備について、UNDP が「SDG インパクト」で試みているように、グローバルに合意された共通基準を確立し普及させることが今後の大きな課題である。

3.1.6 企業の取組の評価と今後

企業は多様なステークホルダーと連携し、技術・イノベーションを活用した SDGs 達成に向けた取組を国内外で推進している。また、取組の進捗を測定・開示することにより、改善につながるとともに、ステークホルダーとの対話に活かしている。日本の課題としてしばしば指摘されるジェンダー平等を含む人権への取組についても、企業の間では着実に取組が進みつつある。

⁶¹ 2021 年 9 月から 10 月にかけて、外務省および経済産業省が東証 1 部 2 部上場企業等(約 2800 社)を対象に行った調査によると、回答企業(760 社)のうち、約 7 割が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき人権方針を策定し、5 割強が人権デュー・ディリジェンスを実施している。被害者救済・問題は正のためのガイドライン・手続を定めている企業は、全体の約 5 割であり、そのうち、9 割強は企業内に通報窓口を設けている。

⁶² <https://www.dirri.co.jp/res/report/uploads/2024/02/43defe0a0ba3215455b53fbbb84af45c0c0031e2.pdf>

⁶³ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/055.html>

⁶⁴ https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2022/0623_01.html

企業は引き続き、技術革新やイノベーションの社会実装に努め、また、ステークホルダーとの更なる連携を進めることにより、社会へのインパクトの拡大・強化を図っていく。あわせて、インパクト評価を推進し、取組の成果を一層透明性ある形で開示していく。

3.2 中小企業の SDGs

3.2.1 SDGs の認知度は 90.5%

「中小企業の SDGs に関する実態調査(2024 年)」によると、中小企業の SDGs の認知度は 90.5%と非常に高く、中小企業も SDGs の認知度は着実に向上している。また、「SDGs に取り組んでいる」(17%)、「今後取り組む予定」(17.6%)、と積極的な企業割合は 34.6%と年々増加傾向にある。

3.2.2 SDGs の取組に向けた課題

課題としては、「取り組むメリットがわからない」(16.8%)、「何から取り組めばよいのかわからない」(16.3%)、「資金が不足」(14.9%)などがあげられる。⁶⁵

中小企業は時間・人員・資金ともに余裕がない企業が多く、目標7, 8など、自社の利益増や企業成長のイメージがしやすいテーマへの関心が高く、「貧困・人権問題・飢餓・ジェンダー公平」など自社利益に直結しない、と感じるテーマへの関心が薄い傾向がある。⁶⁶

こういった傾向から、中小企業に対しては、人権や貧困問題に対する意識啓発を行いながらも、SDGs を失われた 30 年の経済停滞を打破し経済的、文化的発展に寄与する「成長戦略」として更に強く打ち出すことが有効といえる。

【事例】中小企業の GX・脱炭素・カーボンニュートラルに向けた取組

持続可能な循環型経済(目標 12)・生物多様性・自然保護(目標 14、15)

⁶⁵ 引用元:独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課/中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)アンケート報告書

⁶⁶ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課/中小企業の SDGs 推進に関する実態調査(2024 年)アンケート報告書

(1)商工会議所の取組

日本商工会議所(以下、日商)は、全国の中小企業の脱炭素・カーボンニュートラルに向けて、全国 515 の商工会議所と連携し、経営相談などを通じた支援を行っている。2022 年には、「中小企業のカーボンニュートラル推進ワーキンググループ」を設置し、支援の強化に努めている。2024 年に日商が東京商工会議所と共同で実施した調査によると、中小企業においても、約 7 割が省エネを中心にした脱炭素・カーボンニュートラルに関する取組を実施している。脱炭素に取り組む理由・目的では、「光熱費・燃料費の削減」が 75.2%と最も多く、次いで「企業としての評価や知名度の維持・向上」(30.5%)、「ビジネス環境の変化や技術革新への対応」(25.6%)となっており、中小企業においても脱炭素・カーボンニュートラルを企業ブランディングや経営革新につなげようとする動きも見られる。また、脱炭素の取組を行っている企業では、行っていない企業に比べ、「評価や知名度の維持・向上」「ビジネス環境の変化や技術革新への対応」「取引維持・拡大」「従業員のモチベーション向上等」を理由に挙げる割合が顕著に高い。

こうした結果から、中小企業の成長のためにも脱炭素・カーボンニュートラルが今後、一層重要なテーマとなることが想定される一方で、中小企業の約2割が「何から始めたらいいかわからない」と回答。日商では中小企業の脱炭素には、「知る」「測る」「減らす」の 3 ステップが有効と考え、「知る」ステップでは、中小企業の好事例紹介、セミナー開催など「測る」ステップでは、「CO₂ 排出量チェックシート」を日商サイトで無償提供するなど様々な対策を実施している。

日本商工会議所青年部(以下:日本 YEG)は、未来を担う責任世代として、年度を超えて自らが模範となって変革に臨むコミットメント、「循環型社会実現」「DX・GX 推進」「男女共同参画推進」などを盛り込んだサステナブル宣言を2021年度に発出。2023年度の日本 YEG(2023年 4 月時点・全国9ブロック 417 単会 3 万 2,400 名)は、「持続可能で心豊かな未来への貢献」のスローガンを掲げ、循環型社会、カーボンニュートラル実現に向けたリーダー育成や日商推奨の CO₂ チェックシートを活用し役員会や全事業を対象として以下の取組を行った。

(1)「Challenge2030」啓蒙パネル設置(推定 CO₂ 削減量可視化)

(2)フードロス削減で CO₂ 排出量削減を行う環境省推奨「1510 運動」の YEG 版、「1510 運動」実施

(3)99%リサイクルゴミ袋使用

(4)マイボトル推奨(給水スポット常設化)

この取組で1年間に約4,294トンのCO₂削減、全国417単会の文化醸成に繋げる運用マニュアル作成、活動を継続している。

3.2.3 中小企業の課題と今後の方向性

中小企業の課題は「基礎知識不足」と「ノウハウや人材不足」が挙げられる。2025—2030はパートナーシップ構築宣言の考え方に則り、サプライチェーン一体での取組を行うなど、大企業との協働ビジョンやコミットメント策定なども模索したい。2024年には、中小企業を主な対象とした「サステナブルビジネス認証」(日本サステナブルビジネス協会)など、サプライチェーン全体での取組を認証する仕組みも登場している⁶⁷。

3.3 ファイナンス

3.3.1 全国金融

(NPO 法人)日本サステナブル投資フォーラムが2024年12月に公表したサステナブル投資残高調査2024結果速報によると、日本のサステナブル投資合計額は625兆円を超え、前年比16.6%と増加した。サステナブルファイナンスを質的・量的に拡充させるための議論も進んでおり、金融庁が2020年12月に立ち上げた「サステナブルファイナンス有識者会議」は2025年3月までに27回開催され、これまで4次にわたって報告書を公表している。また、環境省がグリーンボンド及びローン68とサステナビリティ・リンク・ボンド及びローン69に関する国内ガイドライン作成を目的に2021年12月に立ち上げた「グリーンファイナンスに関する検討会」は、ガイドラインによる国内への浸透は一定程度進んだとして、2024年12月の第12回会合以降、市場の更なる発展に向けた課題、対応などの議論を進めている。

くわえて、財務的リターンと並行して社会的・環境的にポジティブなインパクトを生み出すことを意図する「インパクト投資」の認知が高まり、実践に向けた取組が進んでいる。2021年11月にはインパクト志向の投融資の実践を進める金融機関が協同するイニシアティブである「インパクト志向金融宣言」が公表され、インパクト志向金融宣言賛同機関によるインパクト投資残高は2024年1月時点で10兆円を超えた。

気候変動分野では、温室効果ガス(GHG)多排出産業を中心に省エネ・燃料転換などを含む着実な脱炭素化に向けた移行(トランジション)への取組を支援するトランジション・ファイナンス

⁶⁷ <https://sustainable-b.or.jp/>

⁶⁸ 資金使途がグリーンプロジェクトに限定されるボンド及びローン

⁶⁹ 資金調達者がサステナビリティに関する野心的な成果目標に向けて行動し、その改善度合いと投融資条件が連動しているボンド及びローン

スの認識が国際的にも高まり、ファイナンスの実践も進んでいる。国際資本市場協会(ICMA)⁷⁰が 2020 年 12 月に「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を公表した後、金融庁・経済産業省・環境省は国内での浸透を目的に 2021 年 5 月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定した。くわえて、GHG 多排出産業の 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、経済産業省は産業別に「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」を、国土交通省は海運・航空分野の脱炭素に向けたロードマップを策定し、これらを活用したファイナンスの組成が進んでいる。日本の 2050 年のカーボンニュートラル実現に向けては 2023 年度から 10 年間で 150 兆円超の投資が必要とされており⁷¹、より一層のトランジション・ファイナンスの拡充が求められる中、民間で取り切れないリスクを補完する機能を持つ目的で設立された脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX 推進機構)は 2024 年 7 月に業務を開始し、官民一体で金融支援を進めている。

資金提供者の観点では、個人投資家によるサステナブル投資をより拡充させるための取組が進んでいる。サステナブル投資は中長期的な企業価値創造につながりうるという観点で家計の安定的な資産形成と親和性が高いと考えられ、サステナブル投資の拡充には個人投資家への金融経済教育と個人投資家に向けた適切なサステナブル金融商品の提供が求められる。金融経済教育は従来から各金融機関が取り組んできたが、2024 年4月に金融経済教育推進機構(J-FLEC)が設立され、官民一体で金融経済教育を推進している。個人向けのサステナブル金融商品については、その充実に向けて、金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議が個人にわかりやすい金融商品の組成・提供の在り方や投資家保護における留意点などについて議論を進めている。

以上の通り、SDGs 達成に向けた多様な金融手法に対する理解が深まっただけでなく、ファイナンスの実施に向けた取組が進んだと評価する。今後は実施の拡大を一層加速するとともに、どの程度社会課題の解決が実現できたかという成果(アウトカム)が問われていく。そのためには成果の測定・管理手法の構築が課題であり、ファイナンスの実践を踏まえ知見を積み重ねていく必要がある。

⁷⁰ ICMA: International Capital Market Association

⁷¹ 第 8 回新しい資本主義実現会議(2022 年 5 月)にて岸田総理(当時)表明

【事例】(一社)全国銀行協会(全銀協)の取組

(1)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

全銀協は 2021 年 12 月に「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定し、①エンゲージメントの充実・円滑化、②評価軸・基準の整理、③サステナブルファイナンスの裾野拡大、④開示の充実、⑤気候変動リスクへの対応の5つの分野について重点的に取り組んでいる。

2022 年 12 月に「全銀協 気候変動特設サイト」を公開したほか、企業と会員銀行の間のエンゲージメントを支援する参考資料として 2023 年1月に「脱炭素経営に向けたはじめの一步」を、2024 年2月に「CO₂見える化とその先へ」を公表した。

くわえて会員銀行の知識向上を目的に関係経済団体や関係省庁等を招いたウェブ勉強会をおおむね月1回の頻度で企画・開催しており、2024 年 12 月時点で 34 回開催している。

(2)こども・若者の貧困問題に対する取組

2021 年 12 月、全銀協は「こどもや若者の貧困問題」の解決に貢献していくことを目的に日本証券業協会(日証協)と MOU¹を締結し、日証協と連携・協力して取り組んでいる。

2023 年度には(一社)全国フードバンク推進協議会と連携の上、「フードドライブ活動」に試行的に参加した。試行を通じて食品ロス削減や SDGs に対する意識の向上につながる効果を確認できたことから、2024 年度は全銀協・日証協の会員に対象を拡大した「物資支援プロジェクト」を実施した。

3.3.2 地方金融

SDGs 推進に係る地域での創意工夫を更に浸透させ、地域産業や企業の生産性向上、地域経済の持続的な成長を図るため、地域における様々な課題解決に資する地方金融による多様なサービス提供等の取組も進展した。

地方金融の担い手には、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など様々な種類が存在するが、地域に根差した店舗網を展開しており、主に地域の中堅・中小企業や地域住民向けのサービスを展開している。全国の企業数の 99%以上を占める中堅・中小企業や、地域住民にまで SDGs 達成に向けた行動変容を促していくうえでこれら地方金融の担い手が大きな役割を果たした。具体的には次のような取組が挙げられる。

- ① 地域企業の事業活動と SDGs との関係を整理し、結びつきの強い目標への取組を表明する SDGs 宣言の策定を伴走支援するサービスを提供
- ② 中堅・中小企業向けの ESG/SDGs 評価制度を構築した診断サービスの提供や、自治体の実施する SDGs 登録・認証制度等を活用した金融商品の提供
- ③ ポジティブ・インパクト・ファイナンス⁷²やサステナビリティ・リンク・ローン等のサステナブルファイナンスについて、中堅・中小企業にも利用しやすいように組成費用を抑えたプランの提供や自治体と連携した簡易的なフレームワークの構築等により利用企業の裾野を拡大

気候変動への取組では、全国地方銀行協会が 2024 年5月に公表した「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」によると、2023 年 10 月時点でグリーンファイナンスを提供する地方銀行は 54 行となり前年から7行増加した。また、資金面以外の支援として、CO₂排出量の可視化サービス、太陽光設備や再エネ電力を販売する企業等の紹介、CO₂排出量の削減目標設定や削減策等に係るコンサルティングの実施等の多様なサービスが提供されている。地域の再生可能エネルギーの普及に向けて金融機関が自らエネルギー事業会社を設立し、地域経済の活性化につなげようとする事例も出てきた。

さらには、金融機関が地方自治体と連携して地域全体の脱炭素化を推進する取組も進展した。環境省の「脱炭素先行地域」への共同提案や「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」への参画のほか、域内の金融機関が共同して地域の脱炭素コンソーシアム立ち上げに参加する事例なども出てきた。このように、従来の資金提供者という立場から、持続可能な地域社会を共創する立場へと、地方金融の認識は大きく変化した。

地域社会の持続可能性という観点では、少子高齢化や首都圏への人口一極集中による人口減少に伴う衰退が懸念されており、地域経済の持続的な成長において重要な課題となっている。とりわけ地域企業の人手不足は深刻である。そのため、地域金融機関では地域企業への資金繰り支援のみならず、創業・新事業支援、経営人材の紹介、事業承継支援のほか、デジタル化によって生産性向上につなげる IT コンサルティング等のサービスを拡充してきた。また、「地銀フードセレクション」「食の魅力」発見商談会」「“よい仕事”おこしフェア」「しんくみ食のビジネスマッチング展」等の商談会を金融機関が共同開催し、地元産品の販路拡大を支援する取組を継続的に実施している。さらには、地元産品の国内外への販路開拓や新商品開発・ブランディングの支援等に取り組む地域商社を設立する地域金融機関も徐々に増えており、金融の枠

⁷² 企業活動が環境・社会・経済にもたらすインパクト(ポジティブな影響とネガティブな影響)を包括的に分析・評価して資金提供を行うことにより、資金調達者のポジティブな影響の増大及びネガティブな影響の低減の支援を目的とするファイナンス手法

を超えた地方創生の取組が拡大した。将来的に効果を挙げ続けていくために、持続可能なビジネスモデルにしていけるかどうか課題となる。

3.4 労働組合

労働組合は、社会対話の担い手として、集团的労使関係(建設的労使関係)を通じた賃金をはじめとする適正な労働条件の確保を始め、労働者の権利確立、人権、環境、安全、平和等を求める国内外の取組を通じて、使用者とともに、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築に重要な貢献を果たすことが期待されている。ここではビジネスにおける役割の点において記載し、幅広い市民社会としての労働組合については次章を参照のこと。

労働組合に期待されている貢献としては、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築などが挙げられる。

ディーセント・ワークの実現のためには、ILO中核的労働基準の早期批准が不可欠であるが、日本は「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第 111 号)」及び「職業上の安全及び健康に関する条約(第 155 号)」を批准していない。連合は ILO 活動推進議員連盟などと連携した日本政府への働きかけや日 EU 経済連携協定(EPA)に関する市民社会との共同対話などを通じ、早期批准に向けた取組を進めている。

次に「ビジネスと人権」について、連合は 2023 年 8 月に「ビジネスと人権に関する連合の考え方」を策定し、連合の基本的な考え方や連合全体としての具体的な対応について示した。これに基づき、春季生活闘争におけるビジネスと人権課題に関する取組や学習会の開催などを行っている。

持続可能な経済・社会の構築については、気候変動対策は喫緊の課題であり、GXの進展が必要である。その際、雇用など社会・経済への負の影響を最小限にとどめるためにも「公正な移行」を実現する必要がある。連合は「公正な移行」の実現に向けた具体的な対応を検討するための、政労使を含む関係当事者が参画する社会対話の実施などを GX 実行会議などの場において訴えている。

C-2 市民社会の動向

4.1 「コロナ禍」及びポスト・コロナと市民社会の取組

4.1.1 「コロナ禍」及びポスト・コロナと SDGs

ここ数年を振り返るにあたり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミック(以下「コロナ禍」)を無視することはできない。日本社会においても、コロナ禍では収入が減少した人や、失業者が増加した。また、自殺者数の増加(特に 18 歳以下)、DV 件数の増加、児童虐待の件数の増加など、あらゆるデータが脆弱性を抱えた人が苦しい状況に追いやられてしまっていたことを指し示している。

また、2021 年後半からの物価高は、不安定な雇用で働く人や低所得の人に特に深刻な負のダメージを与えている。こういった社会環境にあって、市民社会をはじめ、民間の様々なセクターが様々な社会課題への対応において、大きな力を発揮している。例えば、困難な状況にある子どもを支援するための市民活動である「子ども食堂」はその数が 10,000 か所にものぼるものとなった。これは、全国の中学校数を超えた数である。

自殺予防や精神福祉的な相談支援を電話やオンラインで 24 時間 365 日行う支援活動の多くは民間の支援機関が実施している。

振り返れば、日本の市民社会は、以前から、日本の保健・医療制度へのアクセスに困難を抱える人口・社会グループやコミュニティで医療を必要とする人々を医療につなぐことで、「誰も取り残さない」ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に取り組んできた。疾病の患者や影響を受けた人々は、長年にわたって、当事者の相互扶助と肯定的な当事者意識の涵(かん)養をベースとして、治療コストの削減や質の向上等に向けた政策提言に取り組み、大きな成果を出してきた。

4.1.2 日本の市民社会による国際協力

日本の市民社会はグローバルサウス諸国の教育、保健、農村開発や防災・緊急人道支援など、多様な分野で国際協力に取り組んでいる。国際協力に取り組む市民社会団体は 400 以上を数え、これらの団体が途上国での事業等に支出した事業費は 2020 年現在、500 億円以上に及ぶ(外務省及び特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)「NGO データブック 2021」)。このうち、政府や JICA などの公的機関の資金拠出が占める割合は約 20%程度と推定され、他は各団体の自主財源及び個人や企業、民間財団からの拠出である。開発や人道支援に関する多国間の政策形成に関する提言活動や、持続可能な開発に関する市民社会の連携(MGOS への参画など)についても、継続して積極的に取り組んでいる。

4.1.3 広がる「官民連携・協働」

日本社会の支援分野における近年の政策的なトレンドは「官民連携・協働」である。行政機関だけでは対応できない複雑化・深刻化した様々な困りごと、社会課題について、行政機関と市

民社会をはじめとした民間団体等が連携・協力し、その解決を目指すことがスタンダードになりつつある。これは、SDGs の理念の普及とも無関係ではないだろう。

例えば、2019 年に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」においては、前文に SDGs の文言が記載されている。また、「誰一人取り残さない」という理念は、「包摂的な社会の実現」という文脈でここ数年の「骨太の方針」など、様々な日本の国家戦略においても示されている。地域福祉や自殺対策においても、2023 年に成立した「孤独・孤立対策推進法」の中で、その理念は掲げられ、そして、その実現の方法としての「官民連携・協働」が少しずつだが進みつつある。

他方で、このトレンドには市民社会からの批判があることにも注意が必要だ。「官民連携・協働」を掲げつつも、これは社会課題への市民社会の「動員」であり、限定された予算や制度的枠組みのなかで、安価な委託費等で市民活動にその解決を「丸投げする」という側面を否定できない。そして、相互扶助など、コミュニティでの支え合いを前提に社会保障費の削減や公的支援の縮減が目指されるのは本末転倒である。

4.1.4 課題:科学的な評価と達成へのロードマップの必要性

SDGs の達成を目指すにあたり、日本政府が直視しなければならないことは、その進捗を科学的に評価し、達成に向けたロードマップを描くことだ。例えば、貧困についての SDGs グローバル指標の 1.2.1 及び 1.2.2 について、政府は「現在、提供できるデータはありません」としている。厚労省の「国民生活基礎調査」及び総務省の「全国消費実態調査」において算出している相対的貧困率などの既存のデータがあるにも関わらずそれを指標としないのは、貧困の「半減」という目標に対しての説明責任の放棄でもある。

このように、ここ数年のトレンドをみると、国内の様々な社会課題において、市民社会との連携・協働は少しずつだが進みつつある。一方で、その在り方が「誰一人取り残されない」ものであるのかどうかを科学的に検証し、取組を改善していくことが必要である。

4.2 消費者

SDGs 実施指針(2023 年改定)では、「消費者の果たす役割」について、主に目標 12「つくる責任・つかう責任」の観点から、エシカル消費や食品ロス削減など社会環境に対する負荷が低い商品の購入やサービスの利用を通じて、循環経済への移行に資する持続可能な消費活動を行うことで、健全な市場の実現と、経済・社会の仕組みづくりと啓発を促進していくことが重要であるとされている。目標 12 は、地球温暖化や資源の枯渇、廃棄物などの環境問題、人権

や貧困への影響や企業の社会的責任の変化などを受けて、2025 年現在一層重要性を増している。

4.2.1 「省資源や循環型経済」の取組

(一社)全国消費者団体連絡会や各都道府県の消費者団体などは、行政組織や地域団体と連携・協働して、省資源や資源循環のための地道な活動を進めている。具体的には、節電や節水などエネルギーの節約、「クールビズ」や「ウォームビズ」の実行、照明の LED 化など省エネ製品の利用、分別を徹底したごみの減量、簡易包装の商品を選ぶ、リサイクルショップやフリマアプリなどを利用して捨てずに次の所有者へつなぐ、マイバック・マイボトルの持参、レジ袋やペットボトルなど便利で安価なプラスチック製品との付き合い方を変える、などに取り組んでいる。さらに、2023 年からは脱炭素に軸足をおいた国民運動「デコ活」⁷³が全国規模で展開されつつある。

4.2.2 「エシカル消費」の取組

2024 年 10 月に実施された「消費生活意識調査」⁷⁴によると「エシカル消費」の認知度は、27.4%であり、年代別では、10 歳代、40 歳代の認知度が高い。エシカル消費につながる行動を実践していると回答した人の割合は 36.1%で、「取り組む理由」については、「同じようなものを購入するなら環境や社会に貢献できるものを選びたい(53.3%)」、次いで「節約につながる(50.4%)」という順となった。

一方、「エシカル消費を実践していない」と回答した人は「どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない(23.0%)」「経済的余裕がない(20.1%)」と回答した人の割合が高く、年代別では、60 歳代以上で「どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない」や「エシカル消費に本当につながる商品やサービスか分からない」と回答した人の割合が他の年代より高かった。

4.2.3 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」の取組

食品ロス対策としては、「賞味期限」の考え方の整理と周知、食品流通で定着していた「3 分の 1 ルール」の見直し等による食品の廃棄削減や、困っている人たちに無料で余剰食品などを提供するフードバンクへの協力などが着実に進められてきた。2024 年 12 月に「食品寄附ガ

⁷³ <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

⁷⁴ https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research.cms201_241107_01.pdf

イドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」と「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs 目標達成に向けて～」⁷⁵が公表され、食品ロス削減の方策についての指針が示され、くわえて、関係府省庁や地方公共団体が縦割に陥ることなく一体的に取り組めるように「食の環(わ)」という名称で、省資源や資源循環の取組全体の見える化を行い消費者の参加促進につなげようとしている。

4.2.4 「消費者志向経営」の取組

事業者は自社が本業を通じてどのような社会を目指したいのかを示すことで消費者から共感を得ることが必要とされ、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、消費者と共創・協働して社会価値を向上させる経営、すなわち「消費者志向経営」が推進されてきた。2025 年 1 月末現在で 827 事業者が「消費者志向自主宣言」⁷⁶を行い、5 年ごとにフォローアップ活動を重ねている。「つくる責任」を担う事業者側では、環境への配慮を優先した製品・サービスの設計や、製造プロセスでの省エネや廃棄物の最小化、また、製品のサプライチェーン全体で社会環境への影響を減らす取組が進められ、それを受けて消費者側は、持続可能な製品・サービスを選択し、リサイクル活動を行い、無駄な消費を避けることで「つかう責任」を果たそうとしている。消費者分野の SDGs は、生活の中で着実に実践することに意義があり、消費者志向経営の更なる普及と消費者の認知向上とによって、SDGs 実現への相乗効果を期待したい。

4.2.5 評価と課題

SDGs は日本の持続的な発展と繁栄を実現していく上での原動力であり、消費行動による選択と購買が、その成否を大きく左右するとの認識も広がってきた。他方、2030 年まで残すところ 5 年となった今、以下の四つの課題を提示する。

① 自分たちの消費行動が、日本の SDGs の進捗にどのように反映され、どのような効果を生んでいるのかについて確認する機会は乏しく、今後の活動の機運や熱意を削ぐ可能性は否めない。

② SNS 隆盛の現状においては、多様な主体から発信される膨大な量の情報の中で、情報の質や精度、確度を見極めることは困難であり、グリーンウォッシュや SDGs ウォッシュとされ

⁷⁵ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/#06

⁷⁶

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/consumer_oriented_management/businesses/

る事例を判別できる状況にはなく、実態の伴わない主張やトレードオフの隠蔽などを見抜く制度の検討が望まれる。

③ 気候変動、平和、人権など地球規模の課題に対しては、「国や自治体、企業が取り組むもの」で「個人の力では何も変わらない」と思っている消費者も少なくない。「誰一人取り残さない」という約束の遂行には、自治体や事業者、NPO・NGO、教育機関、報道そして消費者が連携・協働して取り組んでいくことが不可欠であることから、パートナーシップの視点でSDGsの各取組の評価と分析を行い、外部環境の変化を取り込んで、改めて戦略や手法等の見直しと改善を行い実践に移す時期にある。

④ 採択直後にはSDGsを主題とした学習会が全国で頻繁に開催されていたが、2021年以降ほとんど設けられていない。消費者は「保護の対象」から「市場において公正かつ持続可能な社会の形成に参画するプレイヤー」になることが期待されており⁷⁷、SDGsの考え方に基づいた消費行動によって事業者や社会の変革の後押しができることを、改めて発信する必要がある。

4.3 労働組合

労働組合は、企業活動における特別なステークホルダーであり、SDGs達成に向けて、使用者側への働きかけや他のステークホルダーとの連携等に引き続き積極的に取り組むことが期待されている。目標8(経済成長と雇用)にとどまらず、労働組合は適正な職場環境・労働条件の確保に向けた取組を通じて、目標1(貧困)、目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)、目標13(気候変動)、目標16(平和)等の複数の目標の達成への貢献も期待されている。

例えば、連合では、2016年以降、SDGsに関連する諸課題の解決に向けた取組を運動方針に記載し、希望ある未来が次の世代に続いていく「持続可能性」と、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない「包摂」を基軸とし、労働運動に取り組んでいる。具体的な活動方針や政策には、関連するSDGsの目標が関連付けられている。その意味では、労働運動はSDGsそのものであり、連合はSDGs達成に向けて、政府はもとより、ビジネス・市民社会・公共的な活動を担う民間主体などの様々なステークホルダーと対話し、連携・協力している。

また、目標16(平和)について、連合は毎年、大規模な平和行動を広島・長崎などで実施し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え続けている。2024年8月には国際労働組合総連合(ITUC)書記長が連合主催の広島・長崎における平和行動に参加し、その様子をITUCのウェブサイトなどでタイムリーに世界へ発信した。くわえて、連合は核兵器保有国の駐日大使館

⁷⁷ 消費者基本法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC10000000078/>

への核兵器廃絶に向けた要請を毎年行っているほか、全国各地において核兵器の被害を伝える写真パネル展を開催している。

市民社会との連携において連合は、2004 年に設立した「NGO—労働組合国際協働フォーラム」を NGO と労働組合がそれぞれの特性を活かして国際的な社会課題の解決に取り組む場と位置付け、SDGs 達成に向け、組合員と広く一般に向けた啓発活動と NGO との協力による課題解決の取組を推進している。また、労働組合や市民社会組織から構成された「児童労働ネットワーク(CL-Net)」の運営委員として、毎年 6 月に児童労働理解促進に向けたキャンペーンを行い、関係省庁、企業、NGO などによるシンポジウムを開催するなど、啓発活動や政策提言を行っている。

目標 8.7「2025 年までにあらゆる形態の児童労働の撤廃」は達成困難である上、世界の紛争、難民増加、食糧危機、気候変動の影響等、児童労働を増加させる要因は急増している。日本企業のグローバル経済への影響を鑑みれば、日本も相応の責任を果たす必要がある。CL-Net では、目標 8.7 達成へのグローバル枠組みである Alliance8.7 に日本がパートナーとして参加することや、国連ビジネスと人権指導原則に基づき、「企業のサプライチェーン透明化の法整備」「公共調達法の整備」を含め、児童労働撤廃への取組を進めることなどを提言している。

4.4 協同組合

4.4.1 協同組合と SDGs 達成へ向けた取組

国際協同組合同盟(ICA)が 1995 年に制定した「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」では、協同組合の運営指針とすべき 7 番目の原則として、

7th Principle : Concern for Community

Co-operative work for the sustainable development of their communities through policies approved by their members.

と定め、地域社会の持続可能な発展のために協同組合が貢献すべきとしている。日本の協同組合グループの多くは同声明を受け入れ、順次同声明を踏まえた綱領的文書を制定してきた。こうした背景から日本の協同組合は 2030 アジェンダの採択を好意的に受けとめ、2020 年までには各協同組合グループがおおむね SDGs 取組宣言や取組方針を決定している。

2021 年以降は数値目標の設定、個々の協同組合・連合会による取組方針策定、協同組合役員・組合員の学習活動、並びに、具体的な実践が進展した。日本の成人(18 歳以上)の 46.5%(JCA の後述調査による)がいずれかの協同組合の組合員であり、組合員の意識・行動

の変容は大きな動きを生み出す可能性を秘めている。協同組合に関する全国意識調査2022 (JCA)によると、協同組合の組合員の SDGsの 17 目標に対する関心度は、非組合員よりいずれの目標でも高いとの結果が出ており、協同組合からの働きかけによる効果が一定程度出ているといえることができる。

協同組合による SDGsへの貢献は、事業を通じた社会課題解決と、剰余・経営資源を活かした寄付・助成などによるが、こうした貢献は一般企業でも見ることができる。協同組合の特性は、組合員による自覚を伴った参画・参加であり、これは一般には企業の顧客・株主には見られない行動である。協同組合によるSDGs等への貢献は、多くの場合、役職員によるイノベティブなビジネスモデルの構築に加え、組合員による意識的な参画・参加があって実現している。

国連は協同組合を高く評価し、2025 年を二度目の国際協同組合年にとすると総会で決議した。同決議は、全ての加盟国等に対し、「協同組合を振興(promote)すべき、SDGs等に対する協同組合の貢献につき認知を高めるべき」と促している。

しかしながら、協同組合の全ての組合員がアクティブなわけではない。協同組合にとって、組合員・役職員による学習や相互の綿密な意思疎通を通じて、事業・活動の充実を期し、もってSDGs等に貢献していくことが常に課題となる。

4.4.2 2021 年以降の協同組合による主な実践状況

(1)学習活動

組合員に対する SDGs を学ぶ機会が無数に提供されてきた。組合員等を対象とした連続講座・学習会が開催され、組合員向け月刊誌において SDGs 関連記事が連載された。また、組合員組織の実践を対象とした SDGs コンテストを実施したケースもある。協同組合の諸活動の源泉は究極的には組合員の理解・参加であり、以下の実践はこれらの学習活動が端緒となった。

(2)農林水産業分野

JA グループは2024年に「環境調和型農業取組方針」決定し、化学肥料・化学農薬削減、農業生産に伴う温室効果ガス・プラスチック削減を重点とした。具体策として、食品・水産廃棄物等の飼料・肥料への再利用、堆肥入り混合肥料の提供など堆肥の利用拡大、環境負荷軽減実現のための農業者に対するグリーンメニュー(体系的な提案)の提示、緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻海洋流出防止方針決定(2030 年には同被膜肥料からの脱却を目標)などが実践されている。また、障害者福祉施設と農業生産現場をつなぎ、障害者の就農機会の提供する農福連携も進められている。

漁業経営の基盤である漁場環境保全・整備等に向け、JF グループは海洋環境の変化に対応し、里海づくり、藻場・干潟の保全、資源管理型漁業等を実践している。

森林分野では、森林組合による森林整備とこれを前提とした J-クレジットの創出及び販売が行われている。

(3)金融・共済分野

協同組織金融機関による気候変動対策を目的とした債券等への ESG 投資、金融包摂・金融教育が行われている。

自然災害の多発を背景に、550回以上の防災カフェ(楽しく学ぶ場)の提供、地元自治体との包括連携協定締結、防災・減災をテーマとしたイベントを開催などが行われている。

(4)助成制度

組合員による参加(拠出)等を原資として、子ども貧困対策、学業支援、子ども食堂や NPO 法人への助成、被災者支援、ユニセフへの寄付などが多くの協同組合で継続的・日常的に実践されている。

(5)生協グループの実践

各協同組合グループの中でも最も体系的に環境・サステナビリティ政策を推進しているのは生協グループである。日本生協連は2021年に「生協の2030環境・サステナビリティ政策」を策定した。いずれも2030年を目標に、CO₂排出量の削減、食品廃棄物の削減、使い捨てプラスチック容器包装の使用量の削減、再生可能エネルギーの発電量、商品カタログに使用する紙使用量の削減について、それぞれ生協グループ全体としての数値目標を示し、毎年度到達点を報告するとともに、外部有識者による評価委員会を設け評価・助言を得て将来のアクションにつなげている。協同組合は全国組織による上意下達はあり得ず、これら実現には組合員の理解も不可欠であり、実践の効果そのものに加え、多数の組合員・役職員が学び、重要性を理解した上で、自ら実践していることに大きな意義がある。

4.4.3 協同組合によるSDGsの進捗に対する評価

日本生協連は、2023 年 11 月に SDGs実施指針改定案に対して、以下の通り意見を表明している。

①気候変動や感染症、頻発する紛争等のなかでSDGsの達成は危ぶまれている。日本政府のリーダーシップの発揮を期待する。

②平和無くしてSDGsの達成は困難であり、平和の持続と持続可能な開発の一体的推進が指針全体の基調となるよう、優先順位を上げるべき。

③日本は目標5(ジェンダー)、目標 10(不平等)に課題があるとされている。日本社会全体で取り組むべき課題として、包摂社会の実現を明記すべき。

④気候危機回避に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を明記すべき。

⑤市民社会・消費者が参画できるよう、SDGs達成に向けた道筋を可視化、わかりやすくすべき。

⑥協同組合を始め地域の各ステークホルダーと行政との連携や行政による支援を強化すべき。

C-3 研究教育機関の動向

5.1 研究機関

SDGs の達成に不可欠な科学技術イノベーション(Science, Technology and Innovation: STI)の進展は、多くの研究機関の活躍によって支えられている。科学技術とイノベーション自体が SDGs 達成の手段として大きな役割を果たし得ることに加え、地球観測などによる現状把握や目標設定の根拠としての活用、ターゲット相互の関係分析、達成度評価、そしてビヨンド SDGs の議論においても、日本の研究機関の活動とその科学的成果が国内外において貢献することが期待されている。

研究機関には、科学的根拠に基づき今後の STI の飛躍的変革に貢献することが期待されるとともに、先進技術だけではなく、いかに既存技術やローカルな知見を結びつけていくかという、地域マネジメントのイノベーションへの参画も求められている⁷⁸。なお、イノベーションと変革は目標達成の鍵ではあるが、技術的なものだけを偏重するのではなく、社会的なものを含む、より広範な概念として扱うべきとの点に留意する必要がある。市民や企業、政府等と科学者との間でビジョンや情報を共有することは、科学技術イノベーションが SDGs 達成の手段として大きな役割を果たし得ることを認識し、種々の課題や緊急性に対する認識を高めるためにも必要である。また、フューチャー・アース等国际的取組の下、科学者コミュニティが広範なステークホルダーと連携・協働していくことも重要である。

これらの点での進捗に関し、以下の事例を挙げる。

⁷⁸ 国立研究開発法人科学技術振興機構『SDGs 達成に向けた科学技術イノベーションの実践』,2021 年, p16。

【事例1】日本学術会議の取組

日本学術会議は、2014 年 10 月 1 日以降に発出された意思の表出や、2020 年 10 月 1 日以降に実施した学術フォーラムが SDGs にどう関わっているのかをまとめた一覧⁷⁹を公開している。提言文書 285 件を機械学習技術によりベクトル化し、文書を自動分類したところ、提言等が SDGs の各ゴールに対しておおむね均等に配分され、第5期科学技術基本計画記述 100 項目の分類結果との比較においても、日本学術会議の提言文書がより幅広い分野の課題に言及していることを数値的に示した結果もある。さらに、2021 年 6 月には、カーボンニュートラルに関連する審議等を行っている委員会・分科会等の代表者からなる「カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)に関する連絡会議」を設置し、審議の結果を広く社会に発信している⁸⁰。

【事例2】JST による産学官共創システムの構築プログラム

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、2020 年より共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)⁸¹を実施している。このプログラムでは、SDGs に基づく未来のありたい社会像をビジョンとして掲げ、その実現のため、2025 年 1 月現在、大学等の研究機関を中心とする 45 拠点において、「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進している。大学等の強みや地域の特色も活かしながら産学官の共創による拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等が主導する知識集約型社会への変革を促進している。また JST は、STI for SDGs アワード⁸²もこれまで 7 回実施しており、科学技術の SDGs 達成へ向けた貢献可能性を提示している。

【事例3】フューチャー・アースの活動と統合報告書

持続可能な社会のための科学の国際ネットワークであるフューチャー・アース⁸³は、地球システムの営みの範囲内で SDGs を達成するためのローカルからグローバルな政策決定が、科学的知見に基づいて行われるよう、Earth Commission と呼ばれる委員会を設置している。日本からは一期目、二期目の委員会ともに専門家が委員として参画している。また、フューチャー・アースは、毎年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)の際に、気候科学をはじめ地

⁷⁹ 日本学術会議:SDGs から見た学術会議 ―社会と学術の関係を構築する―、SDGs とのかかわり ―日本学術会議の活動:意思の表出等を中心に―。<https://www.scj.go.jp/ja/scj/sdgs/index.html>

⁸⁰ 日本学術会議カーボンニュートラル(ネット・ゼロ)に関する連絡会議構成員、審議内容等一覧(2022 年 5 月 1 日現在)、https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/carbon_n/kousei.html

⁸¹ <https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html>

⁸² <https://www.jst.go.jp/ristex/sdgs-award/>

⁸³ <https://futureearth.org/>, <https://futureearth.org/initiatives/earth-targets-initiatives/earth-commission/>, <https://futureearth.org/publications/science-insights/>

球環境の最新の科学的知見をわかりやすく伝える統合政策報告書を発行している。日本国内でも、民間企業や学生とともに、報告書の翻訳、解説イベントの開催を行い、内容が幅広く周知されるような活動を進めている。

これら事例のように、科学の分野を超えた連携や社会との協働、そして国際的な科学の協力が進められる一方、SDGs に関する国や地方自治体の政策決定において科学の果たす役割は、審議会等の活動を除けば必ずしも十分ではなく、また国民にも十分に認識されていない。さらに、これまでの研究機関の SDGs への貢献について評価する仕組みも未発達である。SDSN ジャパンのような国際的研究教育機関の間の連携の一部としての日本における連携推進も、今後益々必要になるだろう。今後、これらの評価を踏まえた活動の変革が必要である。

5.2 教育機関

教育機関については、2021 年5月の第2期 ESD 国内実施計画の策定を受け、2021 年5月に持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引及びユネスコスクールガイドブックが改訂された。また、2023 年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、ESD の推進を掲げている。また、今後5年間の教育政策の目標と基本施策の中でも、ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に「持続可能な社会の創り手」を育むこと等を掲げている。

「ESD for 2030」ロードマップに基づき、2023 年 12 月に、文部科学省とユネスコの共催で「ESD-Net 2030 グローバル会合」を東京で開催し、約 80 か国から ESD の取組を実践している教育関係者 200 名以上が集まった。日本の各学校段階における ESD の実践例を紹介する特別セッションや日本のユネスコスクールへの訪問等を行い、日本における ESD の実践を世界に周知する機会となった。

2023 年のユネスコ第 42 回総会において採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」について、ユネスコ憲章に基づき、日本政府は、2024 年 11 月に国会への報告を行った。また、仮訳を作成し、文部科学省ホームページに掲載したほか、教育委員会・高等教育機関等の関係団体に周知を行った。



世界中の ESD の実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に、日本政府の支援により「ユネスコ/日本 ESD 賞」をユネスコが実施して

いる。2023 年には、日本から推薦した金沢大学が受賞機関の一つに選ばれ、同年 11 月のユネスコ総会において表彰式が行われた。

日本において、ESD の推進拠点と位置付けられているユネスコスクールは、1,000 校を超えるまでに増加している。

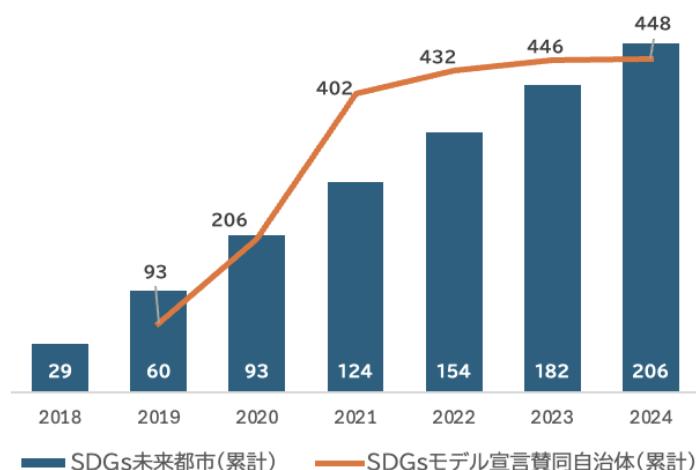
日本国内のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例の共有や交流を行うユネスコスクール全国大会を毎年度開催している。2024 年度はオンライン配信を併用した形式で開催し、全国から 300 名を超える教職員やユネスコ活動関係者等が参加した。



C-4 地方自治体の動向

6.1 SDGs ローカライゼーション

SDGs のローカライゼーションは、日本の SDGs 実施・推進における大きな特徴の一つである。2023 年時点で SDGs に取り組む自治体の割合は 2021 年の 52.1%から2022年の 65.6%と着実に増加している⁸⁴。2024年までに 206 の自治体が SDGs 未来都市に選定され、2019 年 1 月に発表された「SDGs 日本モデル宣言」の賛同自治体は、当初の 93 から 2024 年 3 月時点で、448(都道府県 43 市区町村 405)に増えた⁸⁵。人口減少や地域経済の縮小等の課題を取り組み、「誰一人取り残さない」社会を構築していく上で、地方自治体には、自らが実施する事業に SDGs の概念を反映するとともに、より多くの人々に届け、浸透させ、持続可能な地域社会づくりを進めていくことが期待されている。また、そのためには、地方自治体だけではなく、地域で活動をするステークホルダーと連携していくことが重要となる。



SDGs 未来都市、SDGs モデル宣言賛同自治体数

資料)SDGs 未来都市数は内閣府、SDGs モデル宣言賛同自治体は、賛同自治体資料を基に作成

6.2 地方自治体における SDGs 推進体制の構築

地方自治体の施策や事業実施に SDGs を反映し、主流化を図るためには、SDGs の推進体制や制度の構築を進めることが必要である。部局横断的な組織である SDGs 推進本部の設置、SDGs 推進に関連する条例や推進指針や計画の策定をする自治体も増えている。2021 年以降に、茨城県下妻市、京都府京丹後市、新潟県妙高市、北海道登別市等が SDGs の推進に関連する条例を、沖縄県、山梨県韮崎市、神奈川県藤沢市等が指針・計画を策定している。新潟県佐渡市は、SDGs の地域での具体的なビジョンや取組を進めるために「地域循環共生圏の創造による持続可能な島づくり推進条例」を 2023 年 3 月に制定した。さらに、総合計画、総合戦略や予算編成において、SDGs の主流化を図る自治体も増えている。例えば、神奈川県川崎市では、「川崎市総合計画第 3 期実施計画」(2022 年 3 月策定)において、同計画と SDGs との対応を明らかにするだけでなく、総合計画に基づく施策や事業の進行管理と SDGs 推進管理

⁸⁴ 内閣府「令和 5 年度 SDGs に関する全国アンケート調査」(2023 年 11 月)

⁸⁵ <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/55062/5463298.pdf>

を一体的に実施することを明記している。また、福島県郡山市では、SDGs の基本理念を踏まえ、バックカスティング思考による予算編成を行っている。

6.3 SDGs のローカリゼーション推進に向けたパートナーシップの展開

連携拠点や SDGs 登録認証制度の構築等を通じた地域のステークホルダーとの連携に加え、地方自治体の垣根を越えたマルチステークホルダープラットフォームを通じた、広域での取組も進展・深化している。例えば、関西の民間企業、市民社会・NPO／NGO、大学・研究機関、自治体・政府機関等、多様なアクターが参加する「関西 SDGs プラットフォーム(KSP)」は、会員数 3,100 団体以上(2025 年 2 月現在)を擁し、関西地域の SDGs の認知度向上に向けた取組を牽引してきた。特徴的なのは、9つの分科会(関西SDG貢献ビジネスネットワーク、SDGs 環境ビジネス、共育、食品ロス削減、教育、バリアフリーマップ、大学、ひょうご SDGs Hub、ローカル SDGs・脱炭素)による専門性を活かした独自の活動がある。2024 年には、分科会交流会を実施し、分科会間、分科会に属さない会員と交流・情報交換を通じたネットワーク・連携関係の拡大、SDGs の達成に向けた新たなアイデアや取組の醸成に繋がっている。このような地域プラットフォームが、中部圏や九州圏でも構築されている。



資料)KSP:分科会交流会の様子(2024 年 5 月 29 日 於:大阪大学中之島センター)

6.4 自発的ローカルレビュー(VLR)

SDGs の進捗状況をフォローアップ・レビューし、更なる実施強化を図っていくことは、SDGs 推進において重要な要素である。このフォローアップとレビュー、公開の方法の一つとして、世界的な広がりを見せているのが自発的ローカルレビュー(VLR)である。2018 年の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で北海道下川町、富山県富山市、福岡県北九州市がニューヨーク市とともに VLR を発表し、国際的な VLR の広がり の 起 点 とな った。その後、2019 年に静岡県浜松市、2021年に東京都、神奈川県横浜市、2022 年に国際連合地域開発センター(UNCRD)と共同で愛知県豊田市、2023 年に東京都、2024年には新潟県佐渡市が VLR を実施し、HLPF 等を通じて国際的な発信も行なっている。

また、神奈川県横浜市は、VLR 実施の経験に基づき、シティネットや(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)等と連携して、海外からの視察研修や国連アジア太平洋経済社会委員会

(ESCAP)等が主催する「持続可能な都市開発のためのアジア太平洋首長アカデミー」等で知見を共有するとともに、フィリピン・サンタローザ市、バギオ市、サンフェルナンド市の VLR 実施支援など国際的な SDGs 推進に貢献している。



サンタローザ市 VLR に関する協議

資料)神奈川県横浜市

SDGs 未来都市を始めとする政府の後押しもあり、日本では地方自治体による取組、地域のステークホルダー、特に企業との連携などが世界的に見ても進んでいる。一方で、SDGs を政策や事業と紐付けるだけにとどまらず、取組を更に深化させていくことが求められる。特に、SDGs の理念に基づく異なる政策分野間のシナジー強化による効率的・効果的な施策展開が地域の自律的で持続可能な発展に重要となる。その上で課題となっているのが部局間の調整機能強化や職員の SDGs の理解向上、地域課題を適切に把握するための具体的な指標に基づいたフォローアップ体制の推進である。さらに、企業、市民団体や個人など様々なステークホルダーとの連携と協働を一層深めるとともに、国と地方が一体となった取組を推進していくことが更に求められる。

日本に蓄積された多様で豊富な SDGs のローカライゼーションの事例を、国内だけではなく、海外にも展開していくことで、SDGs の達成に貢献していくことも重要である。特に、日本の自治体がいち早く取り組んだ VLR や未来都市のノウハウを通じた国際的な協力・連携は、連携先の SDGs の取組の強化につながるだけでなく、相互学習による日本の地方自治体の能力強化、地域のステークホルダーを巻き込むことによる理解の深まりなどの副次的な効果も期待できる。

C-5 議会

2030 アジェンダにおいても、効果的な実施と説明責任の観点から議会が不可欠な役割を果たすとの認識が示されているとおり、国会及び地方議会は、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するため、広く日本全国から国民一人一人の声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映させることが期待されている。さらに、行政機関、市民社会、国際機関等と連携

し、国や地域が直面する経済・社会課題を解決するための具体的な政策オプションを提案することが期待されている。

2017年4月に発足した自民党の SDGs外交議員連盟は、2023年実施指針の改定に当たって、意見交換を行い、戦争などによって世界における SDGs達成に及ぼす影響や平和が全ての基盤である点を明記する等指摘を行った。

公明党は、2020年12月に、「SDGs推進委員会」を格上げし、「SDGs 推進本部」を設置し、地方議員とも連携して、国、自治体の取組強化を推進してきた。同党は、2023年実施指針改定に向けて、2023年10月の臨時国会における衆議院本会議で SDGs推進本部長である総理大臣に対し取組について質問を行い、同年11月、「SDGs市民社会ネットワーク」等と意見交換を行うなど活発に議論を行った。そして同年12月に「SDGs実施指針改定にむけた提言」を外務大臣に手交し、SDGs達成に向け日本政府として国際社会をリードし、国内外の取組を抜本的に加速すべきと訴えた。

また、超党派国会議員が、経済界、学会などと共に実行委員となっている地球環境行動会議（GEA）⁸⁶は、2030アジェンダの採択以降、SDGs達成に向けた地球環境課題に関するテーマについて隔年で国際会議を開催している。2022年は持続可能な社会に向けた挑戦と可能性～気候変動、エネルギー、食料の安全保障～をテーマとして開催した。2024年は脱炭素とSDGsを同時に実現する施策の推進～気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの危機克服を目指して～をテーマに開催し、国会議員、経済界、有識者によって地球環境課題への対処について活発な議論が行われた。

(4)おわりに

日本における SDGs の進捗は、認知の普及、ビジネスにおける事例創出、地域へのローカライゼーション、協同組合を活用した行動変容などの面においては進展がみられる。これらの分野においては、SDGs がなかったであろう場合を想定した状態との比較を考えても、制度面、行動変容、認識等の面で進展があったと考えられる。

他方で、ジェンダー平等やユースの取組については、多くの活動がみられるものの、それらが「変革」を呼び起こすまでにはっていないこと、外国人や障害者など取り残されがちな人々への施策が不十分であること、気候変動やエネルギー対策と貧困対策とのシナジー創出や貧困と雇用とジェンダーといった、タテ割りを越えた連携等において課題が残ることが明らかとなった。SDGs 推進へ向けた基本法を始めとする法制化や、目標全体を通じた横断的政策展開及

⁸⁶1991年に地球環境問題の解決と持続可能な開発に貢献することを目的とした NGO として、国際会議「地球環境賢人会議」(1992 年4月開催)事務局として発足、1995年に「地球環境行動会議」に組織名変更。

び予算措置等に課題が残されていることがその原因として考えられる。SDGs は国際目標であると同時に、国内政策の重要課題でもあるという認識を高めていく必要がある。

日本では、成長の在り方を問うウェルビーイング論議や、世界に先んじて起こる少子高齢化社会に関連する課題解決に関する論議も盛んになりつつある。デジタル空間の在り方や宇宙空間の平和利用についての議論の重要性も増している。ビヨンド SDGs の時代には、こうした課題も含めてあるべき社会の姿を描く必要が出てくるだろう。これまでの実施における良い点、悪い点を振り返りながら、課題解決へ向けた目標の在り方や実施の方法、ギャップを埋めるための方策等を明らかにし、官民一体となった SDGs の推進が求められる。

7. 今後の方向性

今回 VNR として日本の取組の包括的なレビューを行ったことは、SDGs 達成に向けた取組を加速していくために有意義であった。円卓会議民間構成員や有識者、市民社会との意見交換も踏まえた、日本の SDGs の現状と課題、今後の取組の方向性は以下のとおり。

(1) 現状と課題

国連未来サミットで、世界の首脳は SDGs 達成に向けた進展を大幅に前進させることで一致した。しかしながら、深刻化する気候変動・感染症等の地球規模課題、厳しい国際情勢は、世界の SDGs 達成に大きな負の影響となっている。日本もその例外ではない。くわえて、日本は、世界に先駆けて極めて厳しい少子高齢化・人口減少に直面している。

そうした難しい状況にもかかわらず、日本の SDGs 達成に向けた取組は、様々な課題を残すものの、一定の進展も確認された。日本は、持続可能性を確保しつつ成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えており、その取組を一層強化していく必要がある。

(2) 今後の取組の方向性

ア 日本は、社会課題解決を成長のエンジンに転換させる取組を一層進めていく。エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素は同時に実現されなければならない。日本は、循環型で強靱な経済・社会システムの構築を一層加速させる。引き続き、AIを含む様々な分野でのイノベーションを活かし、社会課題解決を通じて持続的成長を実現していく。

イ 「誰一人取り残さない」の理念と共に、その実現に誰もが貢献していくことが重要である。日本にとって人口減少と少子高齢化は大きな挑戦であるが、多様な個人が活躍し、助け合い、一人一人が大切にされる社会を創っていくための追い風にもなり得る。そうした社会の実現は、各人のウェルビーイング(=身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にもつながる。引き続き、日本は、国を挙げて SDGs 達成のために取り組んでいく。

ウ 日本は、課題先進国として、持続可能な経済・社会の実現に向けた自身の取組・知見を国際社会にモデルとして示していく。ただし、現在は先進国から途上国に一方向で規範・技術・資金が流れる時代ではないことに留意する必要がある。2030 年及びその後の持続可能な社会の実現に向け、日本は開発途上国及びその人々との間で、対話と協働を通じた価値の共創を一層推進していく。そうした取組を進める分野としては例えば以下が考えられる。

①少子高齢化:迎える時期に差はあっても、少子高齢化とそれに伴う人口減少は、ほとんどの国にとって不可避の課題である。日本の取組は、他国にとっても人口減少・少子高齢化を迎えながら持続可能な経済・社会を構築するための一つのモデルとなる。東京の一極集中に伴い、

地方がより厳しい状況に直面する中、各地域が持つ潜在力を最大限引き出すための取組を進めることが鍵となる。

②地方：日本政府は、若者や女性を支援する取組、産官学の地方移転、地方でのイノベーション促進、新時代のインフラ整備等の取組を進めていく考えである。特に中小企業の役割は重要である中小企業の SDGs 達成に向けた取組を後押しすることが、各地域の特徴を活かした自律的で持続的な経済・社会を創生することにつながると考える。

③防災：気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策は、ますます重要な課題になるであろう。防災・減災、国土強靱化に資する取組を引き続き強化していく。

エ 日本は、人間の尊厳及び人間の安全保障の理念に基づき、平和で自由で豊かな世界の未来の実現に取り組む。国際社会全体がその責任を共有し、多国間主義を強化しなければならない。その観点から、日本は2024 年の国連未来サミットの成果を歓迎し、その実施に貢献していく。また、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等かつ完全な参画が必要との観点から WPS を引き続き力強く推進していく。

オ そして、以上の要素が持続的成長と国際社会全体の持続可能性を確保する上で鍵となることを念頭に、2030 年以降の国際的な持続可能性に関する議論及びルール形成においても、主導的役割を果たしていく。